

外交・安全保障に関する調査報告 (中間報告)

令和5年6月

参議院外交・安全保障に関する調査会

目 次

はじめに	1
一 調査の経過	2
二 調査の概要	3
1. 戦争防止のための要件	3
(1) 参考人の意見概要	4
(2) 主要論議	10
2. 軍縮・不拡散① (NPT・CTBT・FMCT・INF・新START)	20
(1) 参考人の意見概要	21
(2) 主要論議	28
3. 軍縮・不拡散② (核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾 等)	40
(1) 参考人の意見概要	41
(2) 主要論議	48
4. 国連改革 (安保理改革・専門機関の強靱化)	57
(1) 参考人の意見概要	58
(2) 主要論議	65
5. 持続的な防衛基盤整備の在り方	73
(1) 参考人の意見概要	74
(2) 主要論議	81
6. 21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～ (委員間の意見交 換)	90
三 主要論点の整理	100
おわりに	120
参考 主な活動経過	121

はじめに

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略により、価値観や政治体制等を異にする国家間の対立が顕在化し、また、グローバル・サウスと呼ばれる新興・途上国の存在感の高まる中での極めて複雑な時代に入り、既存の国際秩序が大きく揺らいでいる。

ウクライナ戦争をめぐっては、核兵器使用の威嚇を行い、また、米口間の軍備管理・軍縮条約である「新戦略兵器削減条約」（新START）の履行停止などの動きをするロシアが核を使用するリスクが高まっているほか、対人地雷やクラスター爆弾などの禁止条約が存在する非人道的な兵器の使用も確認されている。また、ウクライナ産穀物の輸出停滞や、ロシア産天然ガス供給の大幅削減により、世界的な食料・エネルギー危機が生じるなど、各国に政情や地域情勢の不安定化、さらには人間の安全保障にも直結する深刻な影響を及ぼしている。

また、東・南シナ海をめぐって中国と周辺諸国との緊張が高まり、北朝鮮により過去に例を見ない頻度でミサイル発射が繰り返される中、インド太平洋地域の安全保障環境にとっても、ウクライナ戦争の動向は大きな懸念材料である。

こうした中、安全保障理事会の常任理事国であるロシアが紛争当事国となっているウクライナ戦争に対して十分な対応をとることができない国際連合（国連）の姿は、「国際の平和及び安全を維持する」という目的を達成する上での限界と改革の必要性を浮き彫りにし、一方で、NATOやAUKUSといった同志国間、あるいは日米同盟のような二国間の連携が活発化している。

今日的な戦争と平和の問題を解決するには、政治、経済、軍事など様々な側面において、二国間、同志国間、多国間の枠組みを組み合わせた重層的な対応が必要であり、新たな国際秩序の構築に向けては、国連などのマルチラテラリズム（多国間主義）の再生を図っていくことが重要ではないかとの認識の下、本調査会では、外交・安全保障をめぐる具体的な問題を幅広く取り上げ、それらを総合的に考察し、戦争と平和の問題を解決するための方策を探るべく、3年間を通じた調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定した。

一 調査の経過

参議院の調査会は、参議院に解散がなく、議員の任期が6年であることに着目し、国政の基本的事項について、3年をかけて長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられる参議院独自の機関である。2022（令和4）年10月3日の第210回国会（臨時会）において、「外交・安全保障に関する調査会」は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として設置された。

本調査会は、3年間を通じた調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」とすることに決定し、第211回国会（常会）では、まず、3年間の調査を始めるに当たり、「戦争防止のための要件」について、3名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った（2023（令和5）年2月8日）。続いて、個別テーマとして「軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMCT・INF・新START）」、「軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）」、「国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化）」及び「持続的な防衛基盤整備の在り方」について、各回3名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った（同年2月15日、同22日、4月12日、同26日）。最後に、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、委員間の意見交換を行った（同年5月17日）。

二 調査の概要

1. 戦争防止のための要件（2023（令和5）年2月8日）

戦争に関する古典的名著とされる『戦争論』の中で、著者のクラウゼヴィッツは、戦争の本質について、異なる手段で継続される政治に他ならない旨の見方を示している。これは戦争の一面を捉えた言葉ではあるが、二度の世界大戦による惨禍を経て、今日の国際社会において戦争は違法化されている。しかし、近年、国際社会におけるパワーバランスの変化に伴い、一部の国に力による一方的な現状変更を試みる動きが見られるようになる中で、21世紀における戦争の発生を防止し、解決していくことが喫緊の課題となっている。

ロシアは2022年2月、武力行使を禁じる国連憲章に明確に違反してウクライナへの侵略を開始した。国際の平和と安全の維持に一義的責任を負う安全保障理事会（安保理）で拒否権を有する常任理事国が国際平和の破壊行為を行うという、憲章が想定しない事態を前に、国際社会は、緊急特別総会における非難決議の採択や、G7等の国々によるロシアに対する制裁及びウクライナ支援、国際刑事裁判所（ICC）の活動など様々な取組を行ってきている。

戦争防止のための地域の取組として、欧州における取組は多岐にわたる。欧州統合は、1952年に資源をめぐる紛争の回避を目的に設立された石炭鉄鋼共同体（ECSG）に端を発し、現在では、経済通貨同盟、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い分野で協力を深化させた政治・経済統合体としての欧州連合（EU）にまで発展している。また、1975年に欧州安全保障協力会議（CSCE）として発足し、1990年代初めに常設機構化された欧州安全保障協力機構（OSCE）も信頼醸成の面で戦争防止に貢献してきた。一方、近年緊張の高まっているアジア地域でも様々な地域的枠組みが設けられている。

また、外交による戦争防止が追求されるべきである一方、大国間の対立や緊張の高まりが見られる中、政府は防衛力整備も進めている。

このような点等も踏まえ、調査会では、参考人から、ロシアによる違法な武力

行使に対する国連及び第三国による対応と国際法上の評価、欧州地域・欧米諸国間における危機低減のための安全保障協力の枠組みの意義と限界、ウクライナ戦争における外交と専守防衛の限界という教訓を踏まえた国会論議の必要性等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、ウクライナをめぐる状況と国際社会の対応、国連改革と日本の役割、アジア地域における安全保障リスク低減に向けた取組、防衛費増額に対する国民等への説明の在り方、戦略三文書の問題点と台湾有事における対応、反撃能力の保有と自衛隊等について、議論が行われた。

(1) 参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

浅田正彦参考人（同志社大学法学部教授）

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国際法上の武力行使禁止原則違反であり、侵略行為である。法的には正当化が困難な侵略であり、問題は主にプーチン大統領の遵法意思や国際政治的な要素にある。

国連では、武力侵攻に対する第一義的な責任は安保理にあるが、拒否権による機能不全の場合には国連総会が集団的な措置を勧告できるというメカニズムがある。今回も緊急特別総会が開かれ、安保理で否決されたものとはほぼ同内容の決議が採択された。その中で、ロシアによる侵略は認定された一方で、制裁は含まれなかったのは、国連外で独自制裁が行われている中で、国際社会は国連による制裁を希望しなかったということであろう。

国連外での独自制裁は、国際法上、本来は違法な行為であるが、相手国の違法行為をやめさせるために被害国側が対抗措置として制裁する場合は、違法性が阻却され、認められる。さらに、侵略やジェノサイドといった国際社会全体の利益に関わる義務違反については全ての国が対抗措置・制裁をとることができるという考え方（第三者対抗措置）があり、G7等のウクライナ以外の国がロシアに対して行う制裁はこの論理により法的に正当化される。第三者対抗措置の適法性に

については争いがあるが、実践は増加しており、今回ロシアに対して行われた第三国による独自制裁が国際法上違法との主張はほとんど聞かれない。こうした傾向を踏まえ、今後、違法な武力行使に対し、有志国が協調して制裁を行う体制をつくることが重要である。

侵略に対する制裁以外の措置としては、賠償がある。今回の戦争を受け2022年11月の国連緊急特別総会で採択された決議では、あらゆる国際違法行為について賠償のための国際制度を構築する必要性が言及されている。賠償は侵略行為に一定の抑制効果はあるが、賠償資金をいかに確保するかが問題となる。制裁で凍結したロシア中央銀行の資産を充てる案については、相手国が違法行為をやめれば対抗措置もやめなければならないことから、凍結という一時的な措置であれば問題はないが、没収は対抗措置として認められないという考え方もある。また、ICCでは、戦争犯罪者の処罰だけでなく、戦争犯罪の被害者に対する賠償を命ずる制度もあるが、国家レベルでの賠償の制度化については、条約、安保理決議、国際司法裁判所（ICJ）の判決等が必要になり、いずれもロシアとの関係では想定しづらい。

ウクライナ戦争においてはNATO諸国の軍事支援がその帰趨に大きな影響を与えており、外からの支援で反転攻勢できる体制があれば、侵略の抑止になる。伝統的な国際法の下では、戦争が発生した場合、交戦国以外の国は、共同交戦国になるか、中立の立場に立つかいずれかを選択することになり、中立国は、中立義務の一部として、両交戦国を公平に扱うことが求められ、一方に武器弾薬等を提供することが禁止される。しかし、侵略国と犠牲国を公平に扱うことでは侵略国を利することになるため、特に戦争が違法化されて以降、犠牲国に対する支援は許されるという限定中立の考え方が出てきた。こうしたメカニズムが働くためには侵略国が認定される必要がある中で、現実には認定される方が例外であるが、今回のウクライナ戦争では、緊急特別総会の決議においてロシアの侵略が明確に認定されているため、軍事支援は限定中立として正当化できると考える。今後も、拒否権によって安保理が機能しない場合には、速やかに緊急特別総会を開催して侵略国の認定を行うことが、犠牲国に対する支援として重要である。

ウクライナ戦争で注目すべきは、核保有国が核の使用をほのめかしつつ侵略を完遂しようとしている点であり、これがNATO諸国によるウクライナ支援の大きな足かせとなっている。ある意味では核抑止が実際に機能することを示しているが、逆に将来の核保有国による核の脅しを助長し、核兵器不拡散条約（NPT）上の核保有国以外の核保有国が核兵器を放棄する可能性を遠のかせ、核拡散の危険も高めている。したがって、今後は核不拡散と核兵器不使用の取組がますます重要になり、後者については、日本の安全保障が核抑止に頼っていることとの整合性を議論する必要もある。

日本が侵略されないためには、国家安全保障戦略で表明された反撃能力の保有が重要である。弾道ミサイルを100%迎撃できる保証がない限り、攻撃そのものの回避を考えるべきである。そのためには、外交に加え、反撃能力を保有し、対日攻撃を行えば大変なことになると知らしめることも重要である。反撃能力は、攻撃の抑止だけでなく、将来あり得る東アジアにおけるミサイル削減交渉を考えた場合も重要である。

植田隆子参考人（香川大学法学部客員教授・上智大学大学院講師）

二度の世界大戦が発火した欧州では戦争防止に対する意欲が強く、EU加盟国間では戦争は起こらないと思われる。統合による平和に向けたEUの取組は、資源をめぐる争いをやめるために設立したECSGから始まり、今では経済・通貨、外交・安全保障、警察・刑事協力に協力分野を拡大している。EUは経済的な繁栄の象徴のように映っており、入りたいという国も多い。

一方、欧州の紛争予防のための枠組みとしてつくられたのがOSCEであり、冷戦のデタントの時代の1975年に、東西及び中立国の会議体であるCSCEとして発足した。同会議が打ち出したヘルシンキ宣言の10原則は、西側の原則でなく東西及び中立国も加わった合意であり、国連憲章と並び国が尊重すべき原則として加盟国以外でも取り上げられている。1990年代初め、ソ連崩壊やユーゴスラビア紛争など欧州が大きく変動し、混乱後の国際秩序をつくらなければならない時期にはCSCEを強化するという発想が生まれ、常設機構のOSCEになった。

OSCEでは軍事的な信頼醸成措置（陸上編成兵力）を更に精緻化し、大西洋からウラルまでの地域における詳細な情報交換や、相互に軍隊の視察等もできるような制度がつけられた。OSCEの決定はコンセンサス方式（全参加国の合意）で行われている中で、ウクライナ関連では、同国の要請により2014年3月から2022年3月末まで置かれていた非武装の特別監視団（SMM）がロシア一国の反対で継続できなかった。しかし、こうした状況でも、OSCEはロシアも含めて今日も活動を続けている。なお、1990年代初めに、大西洋からウラルまでの地域で軍備管理措置ができることに伴い、ソ連ないしロシアの軍事力がウラル以東に移転される可能性など欧州方面の軍縮が懸念事項になったため、日本はOSCEに何らかの形で関与すべく、1992年7月以降、オブザーバー的で発言権を持つ形で参加してきた。

日本を含むアジア地域には、多国間の安全保障協力の枠組みとして、ASEAN地域フォーラムやASEAN拡大国防大臣会議がある。そして、安全保障に特化していないが、日中韓の三国協力という枠組みがあり、2011年9月に三国協力事務局がソウルで発足して以降、日本も要員を派遣している。2014年には、朴槿恵韓国大統領が韓国、北朝鮮、日本、米国、中国、ロシア、モンゴルを対象にした北東アジア平和協力構想を打ち出し、日米両国でも好意的に受け止められたが、引き継がれなかった。また、2014年4月の米国、中国、ロシアを含む21か国による合意以降、実施されてきている重要な信頼醸成措置の枠組みとして、西太平洋における海上衝突回避規範（CUES）がある。加えて、二国間の枠組みとしては、1993年に発効した日ロ海上事故防止協定に基づき、2019年まで毎年、年次会合が開催されてきた（2020年は新型コロナウイルス感染症拡大により開催できず、現在に至る）ほか、日中防衛当局間では2018年6月に海空連絡メカニズムの運用が開始され、これまでに3回の会合を経てホットラインを開設する準備が進められていると聞いている。

以上を踏まえ、提言としては、外交的にリスクを低減するにはコンタクト（接触）という信頼醸成措置が必要ということである。あらゆることが常設機構化されている欧州を見ると、EUやNATOのように組織体や国際機関になれば、総

会や専門委員会が開催され、そこではアポイントを取ることなく人に会うことができ、隔週くらいで対面で話す機会がある。その際に自国の安全保障政策、日本であれば2022年末に発表された戦略三文書を関係国に直接説明し質疑応答するのも一つの危機低減になる。危機状況が起こった際、緊急会合を招集することができれば、すぐに問題を解決できなくとも、意思疎通ができない状況よりはるかに危機低減がしやすい。

香田洋二参考人（元海上自衛隊自衛艦隊司令官）

戦争防止について、時代を区切って見ると、まず、冷戦期には、米ソを中心とした通常戦力、戦術核、戦略核の抑止の恐怖のバランスが成立しており、双方が最後は何とか踏みとどまろうとの共通の相場観を持ち、戦争は回避できるとの見方があった。冷戦後の約10年間（1990年代）には、ソ連は1990年を境に崩れていき、中国はようやく経済が離陸したところで、米国に挑戦する国はなく、大国間戦争が起こりようもなかったことから、米国主導による世界秩序が成立した。21世紀初頭の約10年間（2000年代）には、9・11などテロという新たな脅威の具現化を受けて、世界は、かつてのイデオロギー対立ではなく、テロとの戦いの下に緩い協調体制ができていたため、大国間の戦争を心配する必要はなかった。しかし、2010年以降は、中国の経済成長、ロシアの核戦力や通常戦力の復活に加え、加盟国の増加に伴うNATO内での不協和音もあり、それぞれの国益の調整が難しくなる中、米中ロの対立が先鋭化しており、大国間の対立が現実味を帯び、その度合いが増している。将来を見通すと、米中に代表される大国間の武力衝突や、ロシアのような大国が核を使って非核保有国に自分の意図を押し付ける構図が生じるおそれますます大きくなってきている。

戦争には様々な要素があり、ウクライナとロシアの戦いに適用し得る教訓の中には、日本に関係ないもの、各国に共通する普遍的なもの、アジア地域にある程度翻訳して適用すべきものがあるので、現時点で教訓を導き出すことは非常に危険である。戦争終了後、一段落してから、EU、NATO、日本等が事実関係を確認し、先の三つの観点から教訓を導き出さなければならない。専門家で構成さ

れた教訓導出チームをつくるような下準備は始めてもよいのではないか。

過早な教訓は危険との前提で、現時点で言えそうなことは、まず、核保有国ロシアのプーチン大統領のウクライナへの武力侵攻に対する決意を外交では翻意させられなかったことである。中国の習近平国家主席にも、南シナ海で埋立等を行ったり、香港返還に際しての英国との約束を反故にするなど、国際法を都合良く解釈する傾向がある。国際法や条約を無視して武力侵攻を行う大国が出てきたときに、我々はどう備えるのかが問われている。外交の失敗が戦争なので、外交努力は重要であるが、腹を決めた専制国家、権威主義国家のリーダーを外交で翻意させるのは限界があるというのが今回の一つの教訓であろう。

次には、専守防衛についてである。ウクライナは一方向的に侵略されながらも、自発的に、侵略国への攻撃は行っていない。日本では専守防衛に関し、侵略地域で自衛隊が戦い、国民は通常的生活を送れるという根拠のないイメージを持っていたかもしれないが、ウクライナの事態を見ると、専守防衛を成り立たせるには、国や政治が国民に前線で戦っている兵士以上の困苦欠乏に耐えることをお願いする覚悟が要る。この理解を欠いた戦争防止の議論は不十分である。外交や専守防衛が無力であるとは言わないが、それらが機能しない場合はあり、その時に国民をどう守るかが危機管理である。

2022年12月に戦略三文書が公表されたが、防衛費について、少なくとも対GDP比1%という重しを取ったことは評価している。自衛隊は後方機能や教育訓練を削っているため、ショーウィンドーから見える豆腐に例えると、正面からはきちんとした四角に見えても、横から見るとガタガタで後ろがない有様であり、GDP比2%に引き上げれば、いずれの面から見ても四角の豆腐にできるかもしれない。同時に、特に中国が急速な軍事力拡大を進めているため、新しい装備も必要であるが、日本の技術力や防衛産業基盤を考えると、全て国産化することが可能なのかについて政府の説明が不足している。トマホークの購入数は、米国での輸出に関する議会承認の際に数字が明らかになっているのに防衛省は防衛秘密を理由に答えようとしないなど、GDP比2%という税金を使うことに対し国民の理解を得る覚悟と決意が欠けている。自衛隊が現場で戦うことができるのは、装

備だけでなく、国民が本当に支援してくれるからこそであるということを政治に考えてもらいたい。

2023年1月に米国戦略国際問題研究所（CSIS）が台湾有事に関するシミュレーションを公表したが、そこでCSISが示したかったのは、将来、戦争をす
るしないにかかわらず、中国と本気で事を構える場合は日本がないと駄目だ
ということであったと思われる。シミュレーションは条件を変えると結論が反転し
得るものであり、被害が大き過ぎる、日本が巻き込まれるといった近視眼的な議
論になり過ぎると、戦争をどう抑止するかという目的を見失うことにもなる。

（2）主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は
参考人の発言を示している。

（ウクライナをめぐる状況と国際社会の対応）

○侵攻、侵略、戦争など様々に表現されるウクライナをめぐる現状に関する国連
における定義付けについて伺う。

●国際法上の用語としての「戦争」は、宣戦布告を行った武力行使であり、戦争
が違法化されて以降ほとんど使われていないが、本日の説明では分かりやすさ
の観点から使った。現象面を扱う「侵攻」は国連憲章では使われていない一方、
「侵略」は第39条に明記され、国連の「侵略の定義に関する決議」によって定
義もなされており、最も明確な法的用語である。

○ロシアの侵略を許さず、平和を求める声が世界に広がっている現状に対する認
識を伺う。

●ロシアのウクライナに対する侵略を認定した国連総会決議の賛成国（141か国）
が、2014年のクリミア併合時（100か国）より増えたことは、多くの国がロシア
の行為を侵略と認識したことを示している。この戦争は自由、民主主義の勝利
か、秩序の破壊かの分かれ目であり支援を続けていくことが大事な中で、総会

決議には法的拘束力がないとは言え、侵略との認識を示すことにより、中立義務違反となる支援などを可能にする根拠にもなり得、賛成国の多さは重要である。しかし、賛成国が徐々に減ってきている。本来は途上国へ向かうはずの援助がウクライナ支援に回っていることへの不満もあって途上国の支持離れがうかがわれ、そうした不満を抑えることも重要である。

○ウクライナにおける戦争を長引かせないために必要な方策について伺う。

●早期に終結させることが重要ではあるが、この戦争は核兵器保有国による核の威嚇を伴う明白な侵略であり、国連創設以来の国際秩序の破壊を認めてもいいのか、自由主義・民主主義と専制主義・独裁主義という価値観の闘いなど様々な問題があるので、長期的に考えると、どのような形で終わらせるかがより重要である。

●ルールに基づく国際秩序の破壊は認めないとするならば、それを支援する側は少なくとも負けてはならず、戦争は継続することになる。ウクライナ単独では持ちこたえられない中、支援疲れが報じられてはいるが、事態を深刻に受け止めている欧州諸国が軍事的・財政的支援から手を引くことはないと思われる。

●法の秩序や自由、民主主義が負けてはならず、核の恫喝にひるむ国際社会をつくってはならない。悲惨だからと妥協すれば、ロシアは経済が回復したときに同じことをし、世界の対応を見た中国は日本に核恫喝をしてくる。ウクライナが少なくとも西側諸国の支援がある間は命を賭して戦うとの姿勢を示しているのに、勝手に支援をやめるわけにはいかない。後々も世界をむしばみ続ける朝鮮戦争型のようなやり方は絶対に避けるべきである。

○ロシアの戦争犯罪等を追及・処罰するためにウクライナが行うべき努力及び国際社会の支援について伺う。

●不処罰の回避は重要であり、I C Cは、戦争犯罪等について、ロシア及びウクライナがI C C規程に未加盟であっても、ロシア人やウクライナ人を処罰する可能性がある画期的な制度である。必要な証拠収集にロシアの協力を得るのは

難しいものの、メカニズムはあるので、既に開始された I C C の捜査に期待したい。侵略については、I C C の対象外とされ、国連総会等で特別法廷をつくるべきとの議論もあるが、総会は法的拘束力を持たないため、法的には難しく、問題が大きい。

○ロシアによる一方的な侵略に国際社会はどのような姿勢で向き合うべきかを考える上で、外交力やコンタクト（接触）措置の意義について伺う。

●外交を進める上で、対立の火種を抱える国との間では、対立案件ではなく協力案件を探し、それに限定して取り組む仕組みを制度化することが重要である。閣僚レベルでは難しくても、外交官や官僚のレベルで定期的に面会する枠組みをつくり、常設機構化しておけば、会議の合間にもアポイントなしで接触し、誤解を生むリスクを下げる事が期待できる。

○戦争防止に向けて日本が外交において果たすべき役割について伺う。

●日本は地理的に離れているため、ウクライナでの戦争が自国に拡大してくるといった直接的な懸念は小さく、今年議長国を務める G 7 との関係からもルールに基づく国際秩序をいかに維持していくかが切迫した課題である。グローバル・サウスの国々に対し、非西洋国家である日本が欧米とは異なる立ち位置から、説得力のある議論ができないかと考えている。

○ウクライナが E U に加盟していれば戦争を防止できた可能性について伺う。

●E U は経済的にも欧州で大きな単位であり、ウクライナが加盟していれば、ロシアも侵攻するのは困難であったと思われる。E U 加盟には、当該国の政治的な体制のみならず経済パフォーマンス等様々な要因を満たす必要があるため、早期加盟は難しいが、E U は戦争開始後、速やかにウクライナを加盟候補国と位置付け、珍しく軍事的支援も続けている。

(国連改革と日本の役割)

○国連を支えてきた戦後の国際秩序が揺らぐ、あるいは壊れた中で、日本が提案していくべき国連改革などの方策について伺う。

●ロシアのウクライナに対する侵略を認定した国連決議に制裁が含まれなかったことに国連の位置付けが変わってきていると感じる。戦争が起こらない中で国際秩序を大きく変えるのは難しく、常任理事国の拒否権に関する国連憲章の規定は変えられない前提で、同志国間で事実上国連に代わり制裁を行っていくメカニズムを考えていくしかない。国連改革としては、以前のような日本の常任理事国入りを目指した国連改革は非常に難しく、常任理事国だけで決めた案に非常任理事国が時間不足で従わざるを得ないといった安保理の運営の在り方を変えていくことが一番重要ではないか。

○安保理常任理事国であるロシアによるウクライナ侵攻という重大な挑戦を受けながら、国際法が機能を維持するための方策について伺う。

●ロシアが国連憲章第2条第4項による武力行使禁止を完全に無視したからと言って国際法が無効ということではない。国内における執行機関のようなものが基本的にない国際社会でそうした役割を期待される安保理が、常任理事国が当事国である場合には拒否権によって機能しないことが根本的な問題である。それを踏まえ、総会を中心に物事を判断する仕組みや決議など、総会をより重視していくことが重要である。加えて、国連の外においても有志国によるメカニズムをつくり、安保理の拒否権を中心とする弊害をどう変えていくか考えるべきである。

○安保理が制裁決議を採択できない状況を踏まえ、安保理改革ではなく、国連総会の権能を強化する議論がこれまであったのか伺う。

●朝鮮戦争時の対応を踏まえ、拒否権による安保理の機能停止の懸念が生じたことで国連総会緊急特別会合の根拠となる「平和のための結集決議」が行われ、そうした場合には、問題を総会に移して集団的措置を含む勧告ができるように

なった。総会決議は勧告にとどまるが、違法性を阻却することにより、平和に対する破壊や侵略行為がある場合に、軍事制裁のほか、W T O協定に違反するような経済制裁を行うことが可能になるなど、拘束力がない点以外は安保理決議と変わらない。

(アジア地域における安全保障リスク低減に向けた取組)

○アジア版O S C Eの構築に向け現実的に可能な日本の取組について伺う。

●A S E A N地域フォーラムについては開催頻度が多くなく、また短期間での制度化も現実的でないので、北太平洋を囲む形で米国、カナダ、中国、日本、ロシア、韓国、北朝鮮が参加する政府間レベルのフォーラムを段階的につくることが考えられる。日本では日米同盟か多国間安全保障かという二者択一的な発想になりがちであるが、北太平洋に新たな枠組みができて、日米同盟を減殺せず、運営の相談を通じ日米の安全保障協力が強化される側面があるほか、韓国との事前相談もあり得るなど外交の場が広がる。

○アジア地域において安全保障リスクを低減していくための枠組みの在り方について伺う。

●日本と近接している北朝鮮、中国、ロシアといった国々と軍事的な衝突に発展しないようにするには、枠組みとして、二国間での接触にカバーをかける形で恒常的に機能する組織体をつくる必要がある。具体的には、北太平洋地域の7か国で建設的な議題だけで会議を開く合意の下で、隔週に大使級での案件協議をすることが考えられる。この地域には適当な中立国がないので、日本がイニシアティブを取り、会議場も提供するしかなく、事務局は東京に置くのが良い。

○多国間の安全保障協力の重要性に鑑み、日本のN A T O加盟に対する見解を伺う。

●30年間ほどの交流を経て、軍事同盟に対する不安感が払拭され、日本におけるN A T Oの位置付けはここ10年ほどで大きく変わった。サイバーのように地理

的空間に関わらない様々な分野での交流は、今後も進んでいくと思われるが、NATOは北大西洋条約第5条により、集団的自衛権の発動において相互に援助義務が課せられる同盟システムであるため、加盟を想定しない交流になると思われる。

○台湾有事を防ぐために、台湾の東部や沖縄の辺りにおける「ミニFTA」のようなもので、中国も巻き込みながら世界から投資が集まる環境をつくり利益を共有することの有効性について伺う。

●経済的な相互依存関係の拡大は、武力行使に至らない理由にはなるが、FTAが解決方法になるかどうかは、参加国、FTAのレベル、米国の問題認識などの要因が大きく影響してくる。長年戦乱を経験し、国境線が頻繁に変わるという歴史的背景に加え、文明圏としてはほぼ一つでEUのような先進的統合体をつくる基盤がある欧州地域と他の地域では統合のレベルが異なることになると思うが、戦争の歴史があっても克服できるという点で参考になるのではないか。

○北朝鮮との間で、官民含め、どのようなパイプをつくるのが可能か伺う。

●相手が北朝鮮のように日本と外交関係がない国の場合、どの国が適切かという難しい問題はあるものの、第三国と一緒に交流することは可能であると思う。多国間の枠組みをつくり、関係国が北朝鮮の加入を提案する流れになるなら、北朝鮮を加えやすくなるだろう。いずれにせよ、安全保障のためには、北朝鮮を対話と協力の枠組みに加えていくことが必要である。

(防衛費増額に対する国民等への説明の在り方)

○防衛予算43兆円の必要性について、その検討内容はどこまで開示可能なのか伺う。

●検討結果の数字をそのまま出すことはできないが、例えば、各選択肢について、装備品の能力、配備数、配備位置などを明かさずとも費用対効果や防衛効果を相対的に比較した数字を示すことは可能である。政府には、国民の理解を得る

まで知恵を絞り、説明してもらいたいし、国会でもそうした議論が行われることを期待したい。

○防衛省は防衛上の保秘を理由に予算内容についての説明を拒む場合があるが、説明可能な情報の基準・範囲について伺う。

●例えば、米国から輸入する武器の場合、同国議会の了解プロセスを通じて明らかになっている内容があるにもかかわらず、こうした情報すら防衛省は説明を拒んでいる。他国から情報を知ると、防衛省自身が説明するのとでは重みが全然違う。国民の理解を得ることが本当の我が国の防衛であるとの認識が防衛省にあれば、相当のことができる。

○防衛費を対GDP比2%に引き上げることの妥当性及び国民の受け止めについて伺う。

●防衛費増額は支持するが、政府は負担をお願いする国民に対し、説明できるところはきちんと説明すべきである。自衛隊が現場で踏ん張れるよう本当に目を向けなければならないのは物や制度ではなく、国民の納得・理解であるが、政府にはその観点が欠けている。

○5年間で防衛費を43兆円にすることが身の丈を超えていると参考人が考える理由について伺う。

●防衛費の対GDP比2%に係る論議では、諸装備について、必要性は理解できても、可能な限り比較検討を行い、最適性や税金を使う上での最効率性が説明されていないものが多過ぎる。高齢化社会を迎える日本の経済力や技術力、社会構造を踏まえれば、国を守ろうとして、逆に社会の体力を奪ってしまうことを懸念して身の丈を超えていると言っている。

○防衛費の増加により日本が脅威になるといった話にならないよう、日本の防衛能力に関して国内外で最も納得の得られる説明の在り方を伺う。

- 日本は外交を通じ丁寧に説明しており、特にASEAN諸国はそれを正確に理解し、日本への信頼感も抜群である。専制主義的な大国には、どんな説明をしても通じないが、そこは計算の上で整々と対応し、多くの国に理解してもらうことである。また、安全保障においては、対立している国には相手が困るカードを切っていくしたたかさも必要である。

(戦略三文書の問題点と台湾有事における対応)

- 国家安全保障戦略等の三文書の問題点について伺う。
- 戦略三文書の原点は政府が国民の理解を得ることにあるが、防衛省の説明が不足しているため、評価しようがない。例えば、艦艇発射型ミサイルの2026年実用化については、経験上、直感的に相当厳しいと感じるが、そのリスクについては一切政府から説明されていない。情報がない中でも、各現場の経験者にはリスクの有無が感覚的に分かるので、そうした意見を踏まえ、国会論議を重ねていくべきである。
- 台湾有事が発生した場合に日本が担うべき役割について伺う。
- 台湾有事の際の日本の役割は、抑止段階で展開される米軍への戦略的支援である。台湾と一緒に血を流して戦うのは米国の国益ではなく、米国が中国との争いに勝って将来の世界をリードできれば台湾は中国のものにならない。したがって、台湾問題の本質は米中対立であり、台湾の争奪戦と位置付けると理解を誤るので、政治がしっかり議論をして、本質を見極めてほしい。
- 日本は米国の戦略に規定される日米安保に防衛上、何を期待すべきか伺う。
- 日本を防衛するのに最も効率的で、多くの国益が一致し、法と秩序といった社会の共通点もあることから、米国と組むという選択をしている。自衛隊は日本を守るための組織であって、断じて米国のために戦う組織ではないが、一部に疑念を持たれており、そこが自衛隊員の一番心が痛むところでもあることから、防衛省は資源を投下し、しっかり説明していくべきである。

(反撃能力の保有と自衛隊)

○戦争防止のための要件としての反撃能力の必要性について伺う。

●日本の防衛力の機能として反撃能力を否定すべきではないが、三木内閣以来、防衛費を対GDP比1%に抑えてきた結果、後方の必要な防衛力の整備ができておらず、この状況を速やかに改善しなければ、中国と事を構える場合の抑止力にならないことを考えれば、優先順位には疑問がある。反撃能力の保有は、最新装備も含めた装備内容に関する十分な説明及び論議、米国との調整を行ってからになる。また、先制攻撃になる懸念だけでなく、反撃の遅れによる犠牲についても議論してほしい。

○反撃能力の保有が決まった場合、自衛隊はそれに対応できる状況なのか伺う。

●まさに今攻撃が始まるという最初の段階での反撃能力を持つということは、奇襲に備えなければならないということであり、トマホーク等を有する10個大隊程度を365日24時間待機させる必要が出てくる。また、航空自衛隊のレーダーサイト（航空警戒管制部隊）しかない中で、事態認定や防衛出動を短時間でできるのかという課題もある。自衛隊は政府が決めたことは必ずやり遂げるが、自衛隊員に極めて大きな負荷をかけるということを考えてもらいたい。

○軍隊と警察の違いを踏まえた今後の自衛隊の在り方について伺う。

●法執行機関である警察は既に国内法で規制されている相手を抑え込むのに対し、軍事組織は国内法が及ばず、自分の都合で攻めてくる外国に対応するものであり、両者の間には根本的な違いがある。警察予備隊に端を発する自衛隊が、軍事という考えを持たない憲法第9条の下、主に警察と同様の仕組みで制御されていることで、大きなブレーキがかかっているが、これはシビリアンコントロールの原点でもある。しかし、自衛隊を制御するという側面のほかに、有事の際に自衛隊が働きやすい環境をつくるという側面もあって初めて防衛は機能するのであり、これまでの議論はこの点が欠けているのではないか。

○着手時期や攻撃元が判別しがたいサイバー攻撃のような現象に対する対抗措置を行う際の定義付けを含む見極め方について伺う。

●サイバー攻撃に関しては、攻撃元を発見するのが難しく、既存の国際法を適用するのも難しい中で、ロシアや中国などがこれまでの国際法とは違う自国に有利なルール形成を試みる一方、日本を始め西側諸国は既存の国際法をベースにしようとしており、国連において政府専門家グループ（GGE）やワーキンググループで議論していたが、いずれも明確な回答を出しておらず、現状うまく収束していない。

○ミサイル防衛をイージス艦だけで担うのは難しいことを踏まえ、イージス・アショア導入の再検討の必要性について伺う。

●イージス・アショアの導入については、個人的には同感だが、高度な政治的判断になるので、政府に任せたい。既にここまで走り出しており、恐らく方針変更ができないのであれば、いかに完成度を高めて我が国防衛に寄与するものを最低限のコストで実現するかが、政府の腕の見せどころである。

2. 軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMCT・INF・新START）（2023（令和5）年2月15日）

戦争遂行の直接的な手段である軍備の縮減・廃絶は、戦争防止に向けた取組の歴史の中でも中心的なテーマの一つとされてきた。特に、第二次世界大戦末期に初めて登場した核兵器については、その圧倒的な破壊力と放射能による長期にわたる環境や人体への影響等は人類の生存そのものを脅かしかねず、各国の利害が交錯する中でも、これまでに様々な取組が行われてきた。しかし、2022年2月に開始されたウクライナ侵略では、ロシアが核兵器の使用も示唆するなど、核をめぐる世界は厳しい状況に立たされている。

核軍縮分野における多国間の枠組みとしては、1970年に発効し、1995年に無期限で延長された「核兵器不拡散条約」（NPT）がある。NPTは締約国が191の国・地域に上る普遍的な条約であり、国際的な核軍縮・不拡散体制を支える礎石であるが、一方、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国のみに核兵器の保有を認める不平等性とその前提となる核軍縮への取組に対する非核兵器国の不満から、締約国間の分断が深刻化しており、体制の立て直しが課題となっている。そのほか、あらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する「包括的核実験禁止条約」（CTBT）の発効に向けた未批准国への働きかけや、核兵器の原料となる核分裂性物質の生産を禁止する「核兵器用核分裂性物質生産禁止条約」（FMCT）の交渉開始に向けた取組も課題となっている。

そうした中、米ソ（ロ）二国間の枠組みは、世界の核弾頭数をピーク時の約70,000発から13,000発弱に削減するなど、核軍縮に一定の成果も上げてきた。しかし、条約違反をめぐる米ロの対立や、中国のミサイル開発に対する米国の懸念から、「中距離核戦力（INF）全廃条約」が2019年に失効したほか、現在、米ロ間に残る唯一の核軍縮条約である戦略攻撃兵器の更なる削減及び制限を進める「新戦略兵器削減条約」（新START）の有効期限が2026年に迫っており、今後の枠組みの在り方について不透明な状況になっている。

一方、2021年には、有志国や市民社会が主導する「核兵器のない世界」の実現

に向けた新たな多国間の枠組みとして、核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた「核兵器禁止条約」(TPNW)が発効した。同条約は非人道性の観点から核兵器の禁止規範を確立しようとする新たな試みであるが、核兵器国やその同盟国等は核兵器の安全保障上の役割を踏まえ反対し、参加しておらず、締約国との間で意見の違いが見られる。

唯一の戦争被爆国である一方で、安全保障を米国の拡大核抑止に依存する日本は、「核兵器のない世界」を実現していくために、NPTやTPNWといった核軍縮・不拡散の枠組みにおける様々な対立状況等も踏まえつつ、毎年国連総会に核兵器廃絶決議案を提出するなど、「橋渡し」に努めている。

このような点等も踏まえ、調査会では、参考人から、核軍縮・不拡散に関する各種枠組みに係る経緯・現状及び評価、核軍備管理の現状と抑止力強化の傾向及び国際システム変容が軍備管理にもたらす影響、核抑止に依存しない安全保障政策への転換に向けた具体的な取組の必要性等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、G7広島サミットにおける議論や発信の在り方、TPNWをめぐる評価や日本の対応、NPT体制をめぐる現状と課題、先制不使用等の宣言政策の意義と評価、核抑止の在り方をめぐる議論、中国を軍備管理交渉に参加させるための取組等、ロシアによるウクライナ侵略や核の恫喝をめぐる対応、アジアにおける非核化や緊張緩和に向けた取組の在り方、被爆者の役割、日本のプルトニウム保有及び原発回帰の方針をめぐる評価、日本における核共有等をめぐる議論等について、議論が行われた。

(1) 参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

佐野利男参考人（内閣府原子力委員会委員長代理・元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使）

核軍縮・不拡散に係る多様な枠組みの中で、191か国・地域が加盟するNPTは、

戦後の核秩序の根幹をなす、国際安全保障の礎石である。NPTは、1967年1月以前に核実験を行った5か国のみに核保有を認めた言わば不平等条約である一方で、将来この不平等性を解消していく方向性や、非核兵器国による原子力の平和的利用の権利を認める内容も含んでいる。核兵器を拡散させないことが課題であった1960年代において、米ソが主導した知恵であり、西ドイツや日本が入ることで一定の目的を達成した。

1995年に国際社会はNPTの無期限延長に合意し、非核兵器国は、その見返りにCTBTの早期採択、FMCTの早期交渉、中東非大量破壊兵器地帯の実現及び消極的安全保証を勝ち取ったが、今から見るとそれらはいずれも現実的なものではなかった。

CTBTは、地下を含む全ての場所での核実験を禁止するもので、185か国が署名しているが、発効要件国44か国中8か国が未批准で発効していない。国際政治上、この8か国の批准は難しいものの、ロシアと北朝鮮以外の各国指導者に核実験はできないという規範が共有され、条約の精神の八割方は尊重されている。

FMCTは、核兵器の原料となる高濃縮ウランやプルトニウム等の生産を禁止する画期的な条約である。しかし、本音ベースでは条約交渉の開始を望まない国もある中、コンセンサスがルールとなっているジュネーブ軍縮会議では交渉が始まらない状況が今日まで続いており、そのルールの変更も一つの方法と思われる。

中東非大量破壊兵器地帯構想には、非核地帯をつくり、イスラエルの核兵器を放棄させようというアラブ諸国の狙いがあったが、全く進展しておらず、今日の中東和平の状況を踏まえると、その実現は困難であろう。

消極的安全保証は、5核兵器国が非核兵器国に対して核の使用及び核の威嚇をしないことを約束したものだが、法的拘束力のない宣言に過ぎず、ロシアはクリミア併合やウクライナ侵略において明らかに違反する態度をとっている。条約化の動きもあるが、核兵器国の譲歩次第である。

2000年のNPT運用検討会議で、核兵器国は全面的核廃絶とその他の13の具体的措置を約束し、これは2010年の最終文書でも引き継がれた。しかし、2022年の最終文書はロシア1か国の反対でほごにされた。NPTは、様々な対立が表面化

し求心力が弱まっており、今後実のある合意は困難と思われる。しかし、これまでも核兵器削減はNPTの合意ではなく核兵器国の二国間合意や一方的宣言により行われてきたのであり、今後、国際安全保障環境の改善とともに新STARTに中国も加えるか又は米中の軍備管理交渉も並行して進めることが重要である。

INF全廃条約は、1979年、ソ連の中距離核戦力配備に対し、NATOがソ連と同様の戦力配備を行うと同時に条約交渉を呼びかけるという二重決定をした結果、締結されたものである。発効後、米ロは中距離核戦力を全廃していたが、その間に他国、特に中国がミサイル開発に乗り出してきたため、2019年にトランプ政権が破棄した。

また、米ロの配備戦略核を各1,550発に制限する新STARTにはしっかりした検証機能があり、おおむね両国とも約束を守ってきた。しかし、2026年には期限が来るため、その後どうするかが課題である。全ての核保有国と全ての核兵器を対象とする交渉が望ましいが、戦術核を対象とすることをロシアは受け入れないと思われるため、5年間の単純延長でもよいので、米国は交渉を始めるべきである。

最も重要なのは中国をこの軍備管理交渉に参加させることであり、抑止力の強化と同時並行的に交渉を始めるべきである。その際、中国が関心を持つ宇宙の平和利用などのソフト分野から始めていくことが一つの方法であろう。

ロシアによる核の威嚇は、核兵器使用のしきい値を下げ、核拡散の危険性を高めてしまった。今後の核不拡散において、新たな核保有国の出現を阻止するため、潜在的な核保有国への手当てが必要となる。NPTの求心力が弱まっている中で、途上国にNPTにとどまるメリットを示すとともに、TPNWグループも含め、対立状況を解消し、NPTを共に支える姿勢を示していく必要がある。また、国連のイニシアティブの下で新たな枠組みの創設や既存の枠組みを改革することなども考えられる。

戸崎洋史参考人（公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長）

軍備管理の基本的な定義は、軍事における敵対国間の協力である。自衛のために抑止力を持つことが必要な現在の国際システムの中で、抑止力の維持・強化がもたらし得る安全保障のジレンマの緩和や抑止バランスの安定化、敵対関係の中での信頼醸成や透明性、将来の予見可能性を与えることがその重要な役割であるとされてきた。

一方、軍備管理は、最終的には他方の抑止力の管理や制限を目標とするものであり、自らに有利な合意を目指す各国間の交渉を通じ、不完全あるいは不満足な合意が成立することや、合意時は満足しても、その後不満足な状況が生じることがある。そして、敵対国が欺まんや違反を行い、それに効果的に対応できなければ不利益を被る可能性があるという側面もある。特に、多国間の軍備管理には、関係国が増えるほど、バランスを見いだし維持するのが難しく、また、譲歩の幅も大きくならざるを得ず、不満の種が出てくるという特有の難しさがある。とりわけ、核兵器のような国家安全保障上重要な兵器とみなされるものについては、そうした不満が蓄積してしまう可能性のほか、コンセンサスによる合意を図ることの難しさもある。

核軍備管理の停滞・逆行の状況は、2011年の新START発効後から既に始まっていた。その最も重要な要因は現在進行中の戦略的競争であり、その中で必要な力の要素の一つとして、多くの国々が核兵器を重視し、核抑止力の重要性が高まっている。既存の国際秩序を修正したい国と維持をしたい国との間のせめぎ合いという戦略的競争の側面において、修正主義勢力には、軍備管理で力が抑制されることを望まないインセンティブが働く一方、現状維持勢力には、修正主義勢力の力の台頭を軍備管理によって抑えたいというインセンティブが働く。北東アジア等の戦略的競争の最前線では、抑止力強化のインセンティブの非常に高まりが、軍備管理を妨げる要因になっている。

もう一つの要因は、国際システムと戦略・抑止関係の変容によって抑止が複雑化していることである。すなわち、既存の核軍備管理・不拡散体制は冷戦期の二

極構造を起源としているが、多極化する世界においてどうバランスを取り、協力していくのが難しくなっている。また、戦略核を中心に考えられてきた冷戦期とは異なり、今日では非戦略核や戦略的インプリケーションを持つ通常兵器も重要であり、こうした課題をカバーする軍備管理の在り方について、国際社会には、まだ合意がない。

第10回NPT運用検討会議では最終文書を採択できなかったが、各国がNPT体制を堅持すべきとの意識で取り組み、文書の形でドラフトができた点には留意すべきである。また、2026年2月で失効する新START後の軍備管理について、このまま米ロ間で合意ができなければ、1972年以来続いてきた二国間の核軍備管理条約が全くなくなってしまうため、何らかの形で継続することが重要である。そして、NPTの核兵器国で唯一核兵器を削減したことがなく、実質的な核軍備管理に消極的な中国をいかに軍備管理の枠組みの中に取り込むかが課題となる。

TPNWについては、秩序あるいは安全保障が維持される中でのみ禁止規範が国際社会に受容されていくという厳しい現実がある。ロシアのウクライナ侵略と核の恫喝に対し、同条約の締約国の一部は十分な非難を行わなかったことには、核についての規範の主張と国益との間の相克が見られた。

最終的な目標が核兵器のない世界であるとするならば、その実現のための安全保障環境や言説、論理、規範を構築していく必要がある。そして、中期的な目標として、既存の枠組みも活用しつつ、世界が直面する多極化等を織り込んだ新たな核軍備管理の枠組みを模索する必要がある。そのためには、抑止とインセンティブを働かせて、中国を取り込んでいくことが、最も難しいものの進めていかなければならない課題となるだろう。短期的な目標は、核をめぐる状況がこれ以上悪化するのを防ぐことであり、核兵器不使用の継続に向けて、まずは戦略対話を進め、危機管理や信頼醸成、透明性向上を図るべきである。

多極化等に対応した新たな枠組みや核兵器のない世界を実現していくには、マルチレベルでの合意が必要であり、これによって履行可能性が高まり、具体的措置を積み重ねることで将来的な国際規範の確立につながっていく。単独、二国間の取組と合わせ、多層的に軍備管理を進めていくことが重要である。

鈴木達治郎参考人（長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授）

2023年1月に米国の原子力科学者会報が発表した終末時計は、戦後最悪の残り90秒とされた。最大の理由はロシアのウクライナ侵攻と核の威嚇だが、ほかにも米ロの核兵器の近代化計画や新兵器配備、中国の核軍拡、英国の核弾頭の保有上限目標引上げ、北朝鮮やインド、パキスタンをめぐる状況などがあり、核使用のリスクが最も高まっていると警告された。核軍拡の時代に戻り、冷戦後削減されてきた核弾頭の数も今後は増加する可能性がある。一方、過去の動きを踏まえると、国際関係が緊張した時こそ、核軍縮の機会とも言える。

ロシアのウクライナ侵攻により最も懸念されるのは、核兵器を保有した方が自国の防衛に役立つと考える国が出てきたことである。また、北朝鮮が、2022年9月に新たに法制化した核兵器政策で先制使用を示唆しており、いつ核兵器を使うか分からない状況になった。それに対し、日米韓が拡大核抑止の強化を基本的な方針として打ち出しており、地域の緊張が増すおそれがある。

ここで、そもそも核抑止自体が本当に成立するのかが問題である。核抑止の成立には、①核兵器システムが確実に機能するという信頼性が確保されていること、②互いに相手の意思を確認できていること、③核戦争の拡大は止められないという共通認識があること、④核攻撃されれば必ず認識できるという前提があることが条件となる。しかし、現状では、これらの状況は悪化しており、長崎大学核兵器廃絶研究センターでは、もし北東アジアで核兵器が使用された場合にどうなるか、それを止めるにはどうすべきかについて、共同研究を進めている。

その研究の中で、実際に起こり得る25事例を検討したところ、その約半数は誤解による先制使用やコミュニケーション不足を原因とする意図せざる核兵器使用であったこと、一旦核兵器が使用されると制御不能な核戦争へと激化する可能性が十分あること、核兵器の種類が質・量とも多様化し、使用・不使用の意思決定も難しく実際に核兵器の使用を止めるのが難しくなっていることがわかった。

いつ核兵器が使われるか分からない状況で安全保障の改善を待つてはられないという認識から、中満国連事務次長は、核兵器不使用の規範を再確認すること、核兵器使用のリスクを低減するための具体的議論を始めること、NPTの規範を

遵守することを示し、核戦争は人類を破滅させかねないとの共通認識でこれらに取り組む必要があると訴えている。また、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」が2018年に出した提言は、核抑止について、ある環境下においては安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なものであり、全ての国はより良い長期的な解決策を模索しなければならないとしている。

そこで、核抑止に依存しない安全保障政策の構築に向けた七つの提言について説明する。まず、リスク低減に向けたものとして、第一に、核兵器は絶対使ってはならないという国際規範を徹底すべきである。第二に、核保有国間における核リスク低減のため、対話による核戦略の相互理解等を進めるべきである。第三に、安全保障における核兵器の役割が低減するよう取り組むべきである。具体的には、通常戦力で核以外の攻撃の抑止が可能である米国が、日本を含む同盟国の反対で核の先行不使用政策を採用していない現状では、他国が先行使用を重要視して、核の使用リスクが高まることにつながることを踏まえ、日本は同政策を支持してほしい。第四に、核兵器の材料となる核物質、特に分離プルトニウムの量が依然として増加しており、核セキュリティやこれ以上核兵器をつくらせないとの観点から、民生用の分離プルトニウムの増加を止めるべきである。

次に、核兵器廃絶に向けたものとして、第五に、核抑止を乗り越える代替案として、消極的安全保証について検討すべきである。非核兵器地帯では、共通して核兵器を置かず、消極的安全保証を条約で保障するとともに、遵守の検証を行う機関が設置されている。既に南半球はほぼ非核兵器地帯となっており、核の傘の下にある国は世界では少数派である。第六に、ステークホルダーの拡大等が期待される核軍縮と持続可能性の連携を進めるべきである。第七に、日本が国際核軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて「橋渡し」の役割を果たすべきである。そのため、TPNWへの支持・支援、被爆者支援や検証措置への貢献、締約国会議へのオブザーバー参加を実現してほしい。

(2) 主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

(G7広島サミットにおける議論や発信の在り方)

○ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけに核をめぐる情勢が緊迫する中、今年5月に開催予定のG7広島サミットにおいては、核兵器のない世界の実現に向けて、日本がどのようなメッセージを発信すべきか伺いたい。

●G7首脳に被爆地、資料館を訪問してもらうとともに、今まで日本が培ってきた様々な努力を共有してもらうべきである。また、東アジア、特に台湾における緊迫した状況をG7で共有した上で、NATOがなく、日米同盟や米韓同盟のみがある太平洋では現実的にどのような対応が取り得るのかという点を十分認識してもらうことが最も重要である。

●核兵器のない世界に向かうことを再確認し、その直近の一步として、核兵器は決して使われてはならないことを広島場で確認することが重要である。また、岸田総理がNPT運用検討会議で提案したヒロシマ・アクション・プランをG7として推進していくことを確認し、可能であれば、そのための具体的な措置の追加を合意することが望ましい。

●核兵器は絶対に使ってはならないという規範を広島からアピールするほか、拡大抑止と同時に、対話外交の推進など緊張緩和のための政策についても議論してほしい。また、核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合や核軍縮分野において科学的助言を行う機関の創設についても議論すべきである。

○被爆地広島におけるG7サミットにおいて、日本は国内外に平和や軍縮について、どういった形で発信していくべきか伺いたい。

●核兵器は絶対に使ってはならないということにつながるので、被爆の実相を伝えることが大事である。また、被爆の実相を学ぶための核軍縮教育についてG7で合意し、そのリーダーの役割を日本が果たすのが良い。

- 広島にG 7首脳が集まり核問題についてメッセージを発信すること、そして、G 7首脳が広島の被爆の実相を知り、そのほかの指導者や多くの人々が広島、長崎を訪れ、被爆の実相について知ってほしいというメッセージを発していくことには、非常に大きな意味がある。
 - G 7はTPNWに反対しており、被爆の実相と同時に、リアリズムにのっとりてメッセージを発信することが重要である。TPNWは参加した国のみが義務を負うもので、禁止したから核兵器の廃絶が実現するわけではなく、リアリズムにのりて判断が必要である。
- G 7広島サミットでは、核の先制不使用などが合意文書に盛り込まれることが期待されると思うが、見解を伺いたい。
- 先制不使用を含む宣言政策については、検証ができず、そのときのリーダーの意思によって幾らでも変わり得る。言葉だけの約束に国の安全保障を懸けることは不適當なことから、サミットでも議論はされないと思われる。考え方や希望を持つことは重要であるが現実的ではない。
 - 核戦争は絶対に戦ってはならないという文言を是非入れてほしい。また、気候変動やパンデミックなど人類が直面している危機にG 7が協力して対処していくという宣言の中に核リスクを入れ、核兵器問題への認識を広げ、そのために各国首脳に広島に来てもらうこと、さらに、戦争時の原子力施設への攻撃を全面的に禁止するという合意も入れてほしい。

(TPNWをめぐる評価や日本の対応)

- 発効したTPNWに対して、今後、日本がどのように向き合っていくべきか伺いたい。
- TPNWは、核兵器の禁止のみならず核抑止の概念も否定しているため、日米安保と両立せず、北東アジアの現実を踏まえれば、日本が条約に入るという政策オプションはない。議論がNPTの場で十分に行える中で、TPNWの締約国会議に参加しても効用はない。また、日本は核廃絶決議といった形で核兵器

国と非核兵器国の実質的な橋渡しの役割を果たしてきたが、TPNWについては、核兵器国とほぼ同じ立場にある日本が同様の役割を果たすのは困難である。

- 核兵器廃絶を目指す上で安全保障と規範の両方が重要であり、規範のみを先行させれば混乱や世界情勢の悪化も危惧されるので、両輪として進めていく必要がある。また、締約国会議は締約国のための会議であり、オブザーバーは中立であるべきなのに、参加の有無で善悪の色付けがなされるのも変であり、日本は参加すべきではない。真剣な対話は大事だが、別の場で議論すべきである。
- TPNWについて、政策の柱とする核兵器廃絶を究極の目標とする重要な条約であると感じているのであれば、少なくともその趣旨に賛同、協力し、署名に向けた努力の意思表示をすることが核軍縮に向けたリーダーシップにつながる。また、同条約の締約国会議では、NPTと比べて市民社会との対話の機会が多く、日本を含む核の傘に入る国にとって大事な意思表示の機会となるほか、被爆者支援など日本が条約に参加していなくても協力できる分野で協力していくことが望ましい。

○核抑止を認める国の中に、TPNW締約国会議にオブザーバー参加する国もあることへの評価について伺いたい。

- 署名しないと言いながら参加しても実効性があるとは思えず、そうした国々は、国際的・国内的な立ち位置に鑑み、政権としてのメッセージを国内に向けて出したかったのであろう。日本の場合は、日米安保と両立しない以上、国民に誤解を与えたり過剰な期待感を持たせるような姿勢は取らず、明確に参加しないという姿勢を貫くべきである。
- NPT加盟国間にTPNWをめぐる分断が生じている中、オブザーバーでも参加すれば対話をするので、互いの信頼度を高め、緊張緩和にもつながる。日本は、核兵器国と非核兵器国の橋渡しをすると言う以上、参加した上で、署名や批准ができないことも理解してもらえるよう述べればよい。また、批准しなくとも、日本はノウハウを持つ被害者支援や検証措置について協力することで、世界の核軍縮に貢献できる。

○ T P N W 締約国の一部がロシアによる核使用の威嚇に対して十分非難を行わなかった理由について伺いたい。

● ロシアと近い関係にある国々が、締約国会議で最終的に作成された文書において、ロシアを名指しする形での非難を行わせなかった。禁止規範を強調し T P N W を主導したにもかかわらず、核による威嚇が行われた実際の場面において国益との関係を考えることは、国家として仕方がないにせよ、規範を基にした条約を推進することの難しさを図らずも明らかにした。

(N P T 体制をめぐる現状と課題)

○ ロシアがウクライナ侵攻において核の恫喝を行っている中、 N P T 体制は機能しているのか伺いたい。

● ロシアは N P T 運用検討会議で核の使用あるいはその恫喝をしないと約束しているが、これは法的拘束力を持たない政治的な合意という弱さを持っている。一方、安保理決議第 984 号にある消極的安全保証を条約化する動きもあるが、ロシアは法的拘束力のある条約も破っている。今回のような恫喝については、 N P T 体制が機能するか否かではなく、ロシアの問題である。

● ロシアのために N P T 体制が非常に厳しい状況に直面している一方、2022 年 8 月の N P T 運用検討会議で、多くの国々がロシアの行動を非難し、最終文書の採択に向け努力したことは、厳しい状況だからこそ N P T 体制を重視していく必要性を示したと言える。

● N P T 第 6 条をめぐる対立が続いており、 N P T 体制に問題はあるが、今回については特にロシアの問題である。また、先の N P T 運用検討会議では、最終文書案は採択されなかったが、核兵器国と非核兵器国が一堂に会し議論する唯一の場で、その採択に向けて努力したことは全くの無駄ではなく、 N P T 体制が重要であるとの共通認識を確認できたことには一定の価値があった。

○ 今後の核不拡散のために必要な潜在的核保有国への手当ての具体的内容について

て伺いたい。

- 核兵器を保有するのが安全保障上望ましいと考える国々をどう説得していくかである。かつて核開発を計画したスウェーデンは今後のNATO加盟により、南アフリカやブラジル等は非核地帯に入ることにより、独自で核兵器を保有しようとは思わなくなった。イランに対しては、次善の策として核合意に基づく制裁解除の議論を進めること、北朝鮮に対しては、将来的な米朝交渉の再開のほか、中国に水面下で影響力を発揮してもらうことが考えられる。

(先制不使用等の宣言政策の意義と評価)

- 先制不使用等の核をめぐる宣言政策の意義と評価について伺いたい。
- 宣言政策は、信頼醸成という観点では有効である一方、検証が困難であり、実効性という観点では極めて信頼性のない政策である。一国、特に核の安全保障として頼れるものではなく、歴代の米国民主党政権が最終的に採用してこなかったのも現実的な立場に立った判断であった。ただ、核の先制使用までに時間がかかるようにする方法の研究はもっとなされてもよいと考える。

(核抑止の在り方をめぐる議論)

- 核の低出力化は核抑止における戦略的安定性を最も脅かすものと考えているが、その点についての見解と低出力化の規制の在り方を伺いたい。
- 低出力化による被害の極小化によって核兵器が使いやすくなることから、安定性が脅かされるという議論と、逆に相手が使うかもしれないと慎重になるので抑止が効くという議論のどちらも成り立ち得る中で、戦力態勢、考え方、核に対するアプローチなどをトータルに考えていく必要がある。規制の在り方として、機密の詰まった個々の弾頭に対する検証は現在のところ困難だが、低出力か否かにかかわらず、将来的には重要になってくる。
- 核弾頭を削減しつつ核抑止力を維持するための近代化の中で生まれたスマートな核兵器がトランプ政権で拡大したことは核使用のリスクを高めるおそれがあり、そうした核兵器について話し合いをする必要がある。また、米国などが進め

る長期的な核兵器関係のインフラ近代化計画は核軍縮・廃絶の障害となるので、個別の核弾頭の話とは別に、是非止める必要がある。

- 核兵器システムの運用が宇宙、サイバー、電磁波等と絡み合う中で、リスクが増していると考えるが、その脆弱性について伺いたい。
- サイバー攻撃によって核兵器システムの信頼性が損なわれ、戦略的安定性が崩れる可能性が核兵器国間で議論されている。検証困難ではあるものの、互いに核兵器システムに対するサイバー攻撃を行わないとの合意に向けて交渉することで信頼醸成につなげていくべきである。

(中国を軍備管理交渉に参加させるための取組等)

- 中国を軍備管理交渉に参加させるための短期的な取組について伺いたい。
 - 中国は軍備管理交渉の経験がなく、交渉で最も重要な検証、特に現地査察を嫌がる。まずは、中国も関心がある宇宙の資源といったソフトな部分から議題にのせて、軍備管理に触れてもらうことが考えられる。また、相互にメリットがあると思われる弾道ミサイルの事前通報制や、経済も含めた戦略的安定対話などから始めていくことも考えられる。
 - まずは軍備管理や核問題、核抑止に関する戦略的対話を米中あるいは日本も含めた形で始める必要がある。また、日本の安全保障との関係では、日本をターゲットにし得る中距離ミサイルについて、核弾頭を搭載しないよう、核弾頭と通常弾頭の切り分けを中国に働きかけることが大事である。
 - 対話のテーマとしては、以前中国が六者会合でイニシアティブを取ったものもあり、日本にとっても大事である北朝鮮の非核化が考えられる。また、核軍縮の前にサイバー問題やホットラインの設置等、核兵器使用のリスクを低減させるための交渉を今すぐに始めることが良いと考える。
- 核なき世界を目指す上で、核保有国の価値観や政治体制に注目することが重要と思うが、見解を伺いたい。

- 政治体制は重要だが、1980年代の米ソ間のように、互いの利益が合えば核軍縮条約を結ぶことは可能であり、問題はロシアが条約を無視していることである。共通の対話の場ができ、共通の利益を見いだせれば、相手が民主主義国家でなくとも、条約は結べるので、政治体制が異なる国との間でも外交努力は続ける必要がある。

(ロシアによるウクライナ侵略や核の恫喝をめぐる対応)

○ウクライナ情勢の中でロシアに核を使用させないために必要な国際社会の取組について伺いたい。

- 核の恫喝は、今はむしろNATOに対する抑止として働いている。今後、これをカードとして使わせないためには、核が使用された場合の自身へのデメリットを十分認識しているBRICS諸国やCIS諸国の首脳から、ロシアへ厳しいメッセージを伝えてもらうことが考えられる。

- ロシアに近い国々も含めた国際社会が、力による現状変更の中で核の使用や恫喝は決して許されないこと、仮にロシアが核兵器を使用したとしても、抑止と政治の両方の観点で目的は達成されないというメッセージをロシアに発していくことが重要である。

- 戦争が続く限りリスクがゼロにはならないので、核兵器は使ってはならないということと同時に、ロシアと近い国々を交え、停戦の実現に向けた議論をしていくことが大事である。

○核の恫喝に関する国際法上の位置付けについて伺いたい。

- TPNWは核の使用のほか、使用の威嚇として恫喝を明確に禁止しているが、ロシアは同条約に入っていない。国連憲章で武力による威嚇又は武力の行使が禁止されていることの延長で核の恫喝も禁止されているという見方はできるかもしれないが、非核兵器国への消極的安全保証を含め、それ以上にロシアの行為を禁止している条約はないと考える。

- 自国の安全の確保のためには核の保有が必要であるという考えが間違いであることを効果的に訴えていく方法について伺いたい。
- ロシアによる核の恫喝が核兵器の政治的な価値を高め、非核化のウクライナモデルが破られたことは、今後国際的に大きな悪影響を及ぼすと思われる。こうした状況下では、NATOのような地域の安全保障体制の中に入ることが必要となる。また、TPNWの評価すべき点として、核兵器の保有を恥ずべきこととしておとしめている点があり、国際社会の人々に核兵器は汚いもの、必要悪であると認識させていく運動が必要である。
- 国際社会が今回のロシアの行為を容認も黙認もせず、許さないという姿勢をしっかりと打ち出していくとともに、この戦争で核を持ったロシアにウクライナが勝利するよう、ロシアに対する制裁やウクライナに対する支援を積極的に行っていくことが必要である。
- 核兵器の保有が悪であるという規範をつくっていくことがTPNWの大きな役割であり、日本もその趣旨は支持できると考える。また、核兵器を持ったら本当に安心できるのかということも検証する必要がある。さらに、世界の過半数の国々が核兵器を保有せずに安全保障を実現しているという現実を知ってほしい。

(アジアにおける非核化や緊張緩和に向けた取組の在り方)

- 北東アジアの非核化に向けて日本が果たし得る役割について伺いたい。
- 日本の役割としては、日米韓の間で核兵器の役割を減少させていく方策についての具体的な提案を考えていくこと、朝鮮戦争の終結も含めたパッケージで地域の安全保障と朝鮮半島の非核化を実現すること、長期的に北朝鮮との国交正常化も考えた交渉をしていくことの三つが考えられる。
- 東アジアにおける緊張緩和や対話の外交を推進する上で日本が果たすべき役割を伺いたい。
- 日本が核兵器廃絶に向けリーダーシップを取るためには、核兵器の役割を減ら

していくための具体的な政策を考える必要がある。また、現在の政策は抑止力の強化に偏り過ぎており、地域の緊張緩和のための政策を考える必要がある。さらに、市民外交の役割を重視して、政府と非政府機関を交えた対話の場を積極的につくってほしい。

○日米同盟における従来のような両国の役割分担は既に壊れ、米軍の戦闘は日本防衛ではなく米国の戦争に変わっている。中国が日本を攻撃したから米国が中国に核兵器を使用するとは考えられない中で、拡大核抑止を基本に据えて日本の安全保障の在り方を考えることの妥当性について伺いたい。

●核抑止を破られた想定での議論は逆であり、中国に核を撃たせないために核抑止を強化するというのが本旨である。昨年米国が打ち出した統合抑止は、米国が同盟国と一体となって外交や経済援助なども含めた総合的な抑止力を働かせる考え方である。日米は今や一体化しつつあるが、抑止力を高める上で極めて有益であり、望ましい政策であると考えている。

●日米は仕掛けられている側であって、必要に迫られて抑止力の強化を図ろうとしている。相手が核兵器を後ろ盾に現状変更を試みようとするのなら、米国による拡大核抑止は重要である。また、地域の紛争では、通常戦力の役割が圧倒的に高まり、日米間で同じ構想を描いていく戦略協議の重要性が高まっている。

●核抑止が機能しない可能性もあり、その場合、北東アジアでは日本や韓国がターゲットになるリスクを十分に考えなければならない。米国は自身の通常戦力で北東アジアの抑止は効くと言っており、それは信用できると思われる。核兵器が使われないよう、核兵器の抑止力への依存度を下げていく必要がある。

○日米同盟が中国に対し抑止の効かないものになり、戦争回避のための対話が要請される中で、日本がミサイルの配備を進めることによって、逆に被害が拡大するのではないか。

●東アジアで圧倒的なミサイルギャップがある今の段階で、日本は核抑止については米国に任せた上で、統合抑止の考え方にに基づき、ミサイルギャップを埋め

るため最大限の努力をすべきである。また、脅威認識を共有して猜疑心を取り払うような信頼醸成措置も抑止と同時並行的に進めていくべきと考える。

○拡大抑止とともに緊張緩和に向けた対話を進めていくための具体的方策について伺いたい。

●日米間では拡大抑止協議や外務・防衛大臣間協議（2+2）があるほか、頻繁に首脳会談も開催される中で、安全保障の問題を含めたグローバルな 이슈が議論されるので、そこで中国との対話の重要性を日本が強調することが望ましい。

（被爆者の役割）

○被爆の実相を世界に伝える上で、広島・長崎の被爆者が果たしてきた役割について伺いたい。

●核兵器の絶大な威力を指導者だけでなく世界の人々に知ってもらうために被爆者が果たしてきた努力は重要であり、高く評価されるべきである。被爆の実相を知ってもらうことは、核廃絶にとって重要だが、他方で意図せず核抑止論者にも使われてしまう面があることにも注意しつつ、唯一の戦争被爆国として、今後もそうした取組を盛り上げてもらいたい。

●被爆の実相を知ることは、核の問題を国レベルではなく、人レベルで思い起こさせ、非常に重要である。世論や人々の支持がなければ核軍縮を国や国際社会で進めることも難しく、核の問題を知ってもらう活動を若者も含めて行くことが大事である。

●被爆者がいなくなる時代が迫る中、次世代の方々に、現代の問題として今核兵器が使われたらどうなるか考えてもらうために被爆の実相を伝えることが大事である。また、広島、長崎のみならず、世界中に核実験による被爆者がおり、グローバルな被爆者との協力関係と支援も大事である。そうした支援についてはTPNWでも言及されており、日本政府の役割は大きいのではないか。

(日本のプルトニウム保有及び原発回帰の方針をめぐる評価)

- 日本のプルトニウム保有について諸外国で懸念がある中、原発回帰の方針が示されていることに対する評価を伺いたい。
- 原発の是非にかかわらず、プルトニウムを減らさなくてはいけないという国際的合意がある中で、原子力委員会が日本も在庫量を減らしていくという基本的考え方を出したことは高く評価している。その実現が求められる中、使用済燃料の再処理を前提とする核燃料サイクル政策を続けていくのでは、在庫量はなかなか減らないので、同政策の是非について議論が必要である。

(日本における核共有等をめぐる議論)

- NPT体制下における日本の核保有・核共有はかなり難しいのではないかとと思うが、その可否について伺いたい。
- NPTの優等生である日本が核武装をすれば、あらゆる国が核武装し、核の秩序を根底から崩すことになるため、核保有は論外である。核共有を議論するのは国民の安全保障感覚を現実的にする上で有益だが、非核三原則を変えることでもあり、国内政治的に困難である。第三の道として、米軍艦船への搭載といった形で戦術核レベルでの核抑止を強化することも考えられるが、戦略核だけで核抑止になるという強い意見もあり、日米同盟を強化することが結局は重要なのではないか。
- 非核三原則を含む日本の現行の法体系及び政策の下で可能な核共有の形態及びその限界について伺いたい。
- 国民にリアリズムを持って安全保障を考えてもらうために核共有の議論はすべきだが、国内政治的には難しい。核共有を可能にするには、非核三原則のうち「持ち込ませず」の部分を変えざるを得ない。政権は変化する国際情勢に順応するような政策を取っていくべきであり、将来の世代には前向きに考えてほしい。
- 直近で求められている課題が通常戦力による抑止の強化である現状において、

核共有は抑止として重要なのか否かを考える必要がある。また、核共有は、核弾頭の共有という能力面だけでなく、核兵器を使用する際の責任や覚悟の共有などの運用面まで含み得る広い概念であり、核共有と呼ぶかは別として、日米の拡大核抑止の在り方を改めて考えていく必要がある。

- 核共有の議論を始めることは、米国の核の傘に対する信頼感への疑問を示す意思表示になることから、日米関係や地域の緊張関係に与える影響を考えれば、議論をするにしても慎重に行うべきである。既に議論を始めている韓国では、核抑止への依存度を高める方向へ進んでおり、相手国もそれを踏まえて核抑止を強化する悪循環が続くことになるので、それとは逆方向に向かう議論をしてほしい。

3. 軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）（2023 （令和5）年2月22日）

科学技術の発展等は、核兵器以外にも破壊力や殺傷能力が高い兵器を生み出した。特に保有や使用を規制する必要性が高いとされる兵器としては、核兵器とともに大量破壊兵器と呼ばれる生物兵器や化学兵器のほか、対人地雷、クラスター爆弾などがあり、さらに、近年のAI等の劇的な技術進歩が生み出す新たな兵器への対応も新たな課題として浮上している。

細菌やウイルス等を使って人間等に被害を与える生物兵器については、1975年に開発・生産・保有等を包括的に禁止する「生物兵器禁止条約」（BWC）が、また、有毒な化学物質や毒ガスを使って人間等に被害を与える化学兵器については、1997年に開発・生産・保有等を包括的に禁止し、保有する化学兵器の全廃を定めた「化学兵器禁止条約」（CWC）がそれぞれ発効している。しかし、両条約には課題も見られ、特に後者は、申告・査察などの検証制度のほか、実施機関（OPCW）を備えているにもかかわらず、近年のシリアでの化学兵器使用事案に関して法的責任の追及ができていない。

戦車、軍艦、戦闘機といった大量破壊兵器以外の武器は通常兵器と呼ばれ、地雷やクラスター爆弾もこれに当たる。通常兵器については、1983年発効の「特定通常兵器使用禁止制限条約」（CCW）及び関連議定書により、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められるものの使用が禁止、制限されている。対人地雷はこの規制対象となっているが、更なる規制強化を求める声が強まる中、CCWの枠組みでは協議が進まず、それは実現されなかった。

しかし、非戦闘員である一般市民に対して無差別に被害を与え、人道上極めて重大な問題を引き起こす対人地雷については、1999年に発効した「対人地雷禁止条約」（MBT）により、使用・生産などが全面的に禁止されるとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などが義務付けられた。

また、広範囲に効果が及ぶ中で不発弾となる確率が高いクラスター爆弾についても、文民にも被害を及ぼす人道上の問題が指摘され、2010年に発効した「クラ

スター弾に関する条約」(CCM)により、使用・所持・製造などが禁止されるとともに、貯蔵クラスター爆弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター爆弾の除去などが義務付けられている。

MBT及びCCMについては、軍縮における人道的な観点を重視した規範の確立において、NGO等の市民運動が重要な役割を果たした例として特筆される一方、ウクライナ戦争における両兵器の使用のほか、非国家主体による対人地雷使用など、普遍性や実効性の面で課題がある。

さらに、人間が関与せず自律的にAIが目標を設定して攻撃する「自律型致死兵器システム」(LAWS)については、CCWの枠組みの下で、2019年に「LAWSに関する指針」が採択されたものの、LAWSの定義、規制の在り方等について議論が進まない状況が続いている。

このような点等も踏まえ、調査会では、参考人から、日本を含む東アジアの安全保障環境及び地域協力の現状、軍備管理型・不拡散型の取組とは対照をなす人道的軍縮型アプローチの重要性及び軍縮に関する各種の取組、対人地雷及びクラスター爆弾をめぐる現状等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、地雷除去の取組の在り方、日本の安全保障政策の転換に対する評価、ロシアによるウクライナ侵略への対応及び国際秩序の在り方、自律型兵器に関する議論、東アジアにおける平和構築、日本の人権に関する政策の在り方、クラスター爆弾製造企業に対するダイベストメント、上海協力機構に対する評価、日本の中国に対する外交政策の在り方、日本のウクライナに対する外交政策の在り方、米中対立を踏まえた国際情勢の捉え方、国際社会が日本に対して期待する役割等について、議論が行われた。

(1) 参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

羽場久美子参考人（青山学院大学名誉教授・神奈川大学特任教授）

経済統計や世界人口の推移等の各種データから見て、今後100年もしないうちに

豊かなアジアの時代がやってくると思われる。少子高齢化と労働者不足が課題となる日本や欧州を始めとする先進国にとっては、近隣国のアジアや成長するアフリカと連携して少子高齢化に対応していかなければならず、軍縮や地域協力、和解などが重要になってくる。

日本は、アジアの経済力や平和の力等を持って21世紀を生きていくために、米国とともに近隣国と連携していくことが不可欠である。しかし、米中の経済対立を背景に、防衛費が増額され、沖縄諸島へのミサイル配備が開始されたほか、日本全土に地下司令塔やミサイルの配備が進められ、住民が不安になり、さらに、北朝鮮が米国全土と欧州が射程に入るようなミサイルを開発し、日本列島の周りで実験を繰り返すなど、危機の時代が広がっている。

こうした中で、新たな東アジアの安全保障の形として、QUAD、QUADプラス、AUKUS、ファイブアイズのような動きが出てきている。QUADは、日米豪印をひし形で結ぶ4か国の戦略対話であり、QUADプラスは、韓国、ベトナム、ニュージーランド、台湾などが協力し、それを補強する形である。なお、インドは、QUADには比較的懐疑的で、アジアの盟主として非同盟の立場でロシアとも独自に軍事・経済関係を結ぼうとしている。また、豪州、米国、英国の軍事情報三国同盟のAUKUSと、これにカナダとニュージーランドを含めた諜報網としてファイブアイズがある。この二つは、アングロサクソンの協力関係と言われ、欧州大陸や、日本、韓国等のアジアの同盟国は除外されており、強化が進むこうした同盟関係にアジアがどのように対応していくのが重要である。

現在の東アジアのこうした枠組みでは、日本列島は、中国だけでなく朝鮮半島やロシアも含めた非常に長大なフロントラインを形成しており、ロシア、北朝鮮、中国の三方からミサイルが飛んできて国民を守れるのかと考えれば、日本がなすべきはミサイルの配備ではなく、アジアとも米国とも関係を強めていくブリッジになっていくことである。東アジアという狭い地域には十数億人が住んでおり、北朝鮮で核爆発が起きたり、台湾や沖縄で有事が発生した場合は、東アジアの経済圏が壊滅するおそれがあるため、この地域で戦争を起こすことは極めて危険である。

一方、アジア周辺の大国は、中国のアジアインフラ投資銀行（A I I B）、ロシアのスラブ・ユーラシア連合、インドの南アジア地域連合（S A A R C）やベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（B I M S T E C）のように、地域協力を進める動きを示している。また、A S E A Nでは、国境線をめぐる対立がある中でも、経済、パンデミック、社会保障、政治関係、さらには教育関係も含めた、グッドガバナンスとして世界的に知られる重層的な地域協力が行われている。そして、日本もR C E P（地域的な包括的経済連携協定）やC P T P P（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）などでこうしたアジアの経済協力関係に加わってきている。

以上のように見てくると、日本が行うべきは防衛準備ではなく、沖縄、台湾を平和のハブにしていくことである。沖縄は、中国、A S E A N、日本、韓国を含め、人口約20億人の巨大マーケットの中央に位置し、歴史的にも、琉球王国は軍事力を持たず、周辺諸国と長い友好関係を維持し、発展した。そうした伝統等を踏まえ、この地域にミサイルを配備するのではなく、アジアの平和と市場のセンターにしていくことが強く求められている。欧州では、冷戦の二極化で最も緊張が高まったとき、危機を乗り越えるための対話の組織として、欧州の国連とも言える欧州安全保障協力会議（C S C E）が打ち上げられた。これをモデルとし、米中のブリッジとして、日本が首里城に東アジアの国連、アジア安全保障協力会議（C S C A）をつくっていくことが重要であり、それが21世紀後半の新国際秩序であると考えられる。

戦争を止め、平和をつくっていくことを大国の指導者に任せることが困難であるとすれば、市民や自治体がそれをつくっていくことができるのではないか。沖縄の玉城知事が独自に米、中、韓国、台湾と対話を始めており、このような形で、平和の自主外交を市民から進めていくことが大切である。

土井香苗参考人（国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表）

現代世界の重大な課題と脅威を人権の視点から捉えることによってこそ、危機の根本原因を解明し、それに対処する指針が引き出せると考える。ヒューマン・

ライツ・ウォッチでは、国家安全保障上の利益によって推進される従来の軍備管理型、不拡散型の取組とは対照をなす人道的軍縮型のアプローチに注力し、無差別型の兵器など、許容できない被害をもたらす兵器に対処している。人道的軍縮では、人々の支援、人道上的悪影響への対処が最優先とされ、各国の政府、国連機関、赤十字国際委員会、市民社会とのパートナーシップに特徴があり、NGOが緊密に連携し重要な役割を果たしている。

1997年のMBTは人道的軍縮アプローチの基礎を築いたとされ、これまでに164か国が批准し、5,500万個以上の貯蔵対人地雷が廃棄された。日本政府は、地雷除去作業の支援や未批准国に対する批准の働きかけを行ってきたが、同条約で確立した規範を守るため、ミャンマー軍政権やロシア政府の新たな使用を非難するとともに、使用した疑いのあるウクライナ政府に実態調査を促すべきである。

また、2008年のCCMも人道的軍縮を代表するものである。110か国が批准しているが、中国、ロシア、米国などは未批准である。ロシア政府の支援を受けたシリア政府の使用による文民の被害が明らかになったことに加え、ウクライナ戦争では、ロシア政府が使用した。日本政府はCCMの普遍化と履行の促進に一層力を入れるべきである。

1992年のCWCは、193か国が批准し、ほとんどの国が条約を遵守しているが、禁止対象の化学兵器を使用したシリア政府に対する法的責任の追及の取組は進んでいない。

これらの条約のほか、1972年のBWCを含め、軍縮関連の条約が考えられる最も強力な基準の確立を目指していることに人道的軍縮のもう一つの特徴がある。

焼夷兵器については、CCWで使用が規制されているが十分ではなく、焼夷兵器に特化した議論が求められる。また、禁止・制限が喫緊の課題の自律型兵器については、CCWの枠組みでの議論が行き詰まり、日本政府は、コンセンサス方式が成功しないという人道的軍縮に関する条約の教訓を踏まえ、代替プロセスによる交渉を支持すべきである。そのほか、人口密集地における爆発性兵器のような法的拘束力のない政治宣言で使用制限を求める取組における宣言の普遍化に貢献すべきである。

人権侵害の責任が問われない状況の先にある人権危機は、人道に対する罪、国内避難民や難民の発生、耐え難い苦しみ、残虐行為にまみれた紛争、内戦などの世界的なインパクトをもたらすので、法の支配による人権保護が肝要である。政府が人権を守る法的義務を果たさない場合、国内は不安定となり、最終的に危機に至る不満の種がまかれる。阻止・牽制がなされなければ、人権侵害に手を染める政権は、行動をエスカレートさせ、腐敗や検閲、不処罰、暴力が目的達成のための最も効果的な手段との信念を強める。ロシアや中国に対し、早い段階で国際社会が人権侵害に対する法的責任の追及等を行っていれば、今日のような状況になっていない可能性を考えても、人権侵害の放置の代償とその波及的効果を過小評価するべきではない。

人権尊重こそ安定への処方箋であり、日本政府を始め人権尊重を掲げる政府は、人権状況の改善に政治的関心を払い続ける必要がある。日本は力強い民主主義国家だが、外交姿勢については、国外の重要な人権侵害に声を上げるのをためらうという残念な評価になっている。日本政府には、世界で人権を擁護する責任を引き受け、人権侵害の改善に向け、特に、世界の最も深刻な事態に対処することが求められている。人権問題への注力は、リアルポリテイクとしての外交政策の核心であり、2013年に国連人権理事会で北朝鮮での人道に対する罪の証拠を収集する調査委員会を設立するための決議案採択をリードし果たした役割を今後の日本外交のモデルとしてほしい。

最後に、日本政府が人権で世界のリーダーとなるための10か条として、①日本外交を導く実質的かつ強固な政治レベルの文書としての人権行動原則／計画の作成及び国会での採択、②人権外交のための外務省の構造改革、③人権侵害制裁法の制定、④主要関係国に関する年次人権報告書の作成、⑤人権の守り手及び開かれた市民社会を支援するプログラム及び基金の創設、⑥人道的軍縮を推進する国際的な取組の支援・主導、⑦普遍的管轄権の概念に基づく国際法に違反する重大な犯罪行為に関する司法手続の支援・支持、⑧貿易政策の改革（人権侵害国に対する特惠関税措置からの除外、貿易協定への人権条項の盛り込みの義務付け、企業に対する人権デューデリジェンス義務の法制化、強制労働等の人権侵害を伴っ

て生産された物品の輸入禁止措置の導入)、⑨開発援助の政策・構造の見直し、⑩庇護希望者と難民の保護に関するグローバルな共同責任を果たすことを提案する。

目加田説子参考人（中央大学総合政策学部教授）

軍縮については、昨今、従来の政府間外交によるものから、政府以外のアクターがそれぞれの役割を果たす多様なアプローチ、考え方が主流になってきている。また、特定の兵器の規制にとどまらず、その被害に着目し、人道的側面から、被害者本人やその家族、被害を受けるコミュニティといった全体を被害者と捉えて支援し、さらに兵器が環境や動物等に及ぼす影響も含めるなど、定義が拡大している。背景にあるのは、市民社会ネットワーク等の様々なアクターが関わる軍縮におけるトランスナショナル・シビルソサエティの顕在化である。

対人地雷の規制については、1980年に成立したCCWの第二議定書があり、改正されたが、なお十分ではないとの声が世界的に高まり、全面的に禁止するMBT（通称：オタワ条約）が成立し、1999年に発効している。164か国が加入し、未加盟国も、ロシアとミャンマー以外の大半の国は実質的に対人地雷を使用していない。しかし、廃棄義務を負っている締約国の中では初めてウクライナで使用の疑いが生じた。また、非国家武装集団による使用が広がり、非締約国における生産実態の把握も不十分であるほか、いまだに除去の課題が残っている国や地域もまだまだある。2021年現在、少なくとも50か国で5,544人が地雷や爆発性戦争残存物の犠牲になっているとされ、身近な素材でつくった厳密には地雷ではない簡易爆弾等も戦争終結後残置され被害を拡大させている。年齢が判明している民間人の死傷者の約半数が子供である点からも、こうしたものは戦争犯罪、戦争法違反と言える。人道団体や国際機関等が被害者への支援活動を進めているが、慢性的な資金不足と最近は新型コロナウイルス感染症の影響で思うような活動ができていない。

クラスター爆弾については、兵器が拡散する前の2008年に禁止条約が採択、2010年に発効し、110か国が加入しているが、使用が指摘されているロシア及びウクラ

イナは加盟していない。生産はブラジル、中国等の16か国で行われていると見られているが、非人道的な兵器を製造する企業には融資をしないというダイベストメントの流れの中で、クラスター爆弾は投資対象として最大のタブーとなり、また、締約国での移譲は確認されていない。新たに生産しているのはごく限られた国になってきている。

人道的軍縮は、個人の生命や生活、人権を重視し、人間を中心としたアプローチにより、武器が人間や環境に与える影響を軽減することを目指している。兵器の削減や廃棄では不十分とし、被害者支援や汚染除去を行うことが優先される。成功の鍵は、国家、国際機関、市民社会、サバイバー等の多様なアクター間のパートナーシップ、緊密な協力、オープンなコミュニケーションであり、特に政府は、志を一にする国々と外交プロセスを始動し、交渉を通じた条約締結、規範形成、対策実践にコミットしていくこと、市民社会は、被害の実態の記録、データベースの構築、障害者やコミュニティーの支援、リスク回避の教育の実践、被害者の職業訓練や社会復帰の支援を進めることが重要である。

日本政府は、対人地雷やクラスター爆弾には積極的に関与する一方で、核兵器禁止条約（T P N W）には消極的であること、また、除去についてはO D A等を通じて積極的に支援する一方で、訓練等を通じた社会復帰などの被害者支援には消極的であることなど、条約や分野によって対応に温度差がある。人間の安全保障が日本外交の一つの柱であるならば、人道的軍縮は日本政府にとって積極的な関与が可能な分野であり、国際社会における法の支配や人道主義を重んじるのであれば、日本政府は、ルールテーカーになるのではなく、ルールメイキングを積極的に行っていくことが極めて重要であり、日本のプレゼンスを高める有効な方法でもある。

また、日本の政策について、M B Tの締約国でありながら廃棄すべき地雷を大量に保有し、その使用について疑義が生じているウクライナに対する地雷除去機の提供の在り方や、大量に地雷を使用し民間人に多大な被害を与えているミャンマー軍の関係者を国内に受け入れての訓練など、政策の整合性を保ち、どのように両立させていけるのか高い精度で検討してほしい。また、人道的な軍縮を含め

た幅広い軍縮について、政治的リーダーシップを発揮し、積極的に関与してほしい。

(2) 主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

(地雷除去の取組の在り方)

○対人地雷廃絶に向けて日本政府の積極的な活動が求められるが、ウクライナへの対人地雷除去機の供与等の支援のほか、必要となる更なる取組について伺う。

●日本政府は、ウクライナに対する地雷除去の支援を継続しつつ、同国政府に対し、対人地雷使用疑惑の実態調査を促し、政治的リーダーシップの下、使用に対する非難も併せて行い、MBTの普遍化に向けた取組を一貫したものにすべきである。

●対人地雷の除去において除去機による作業は一部であり、民家等や茂みなどのように大型の重機が持ち込めない場合もある。さらに、埋設されている対人地雷の数や場所についての事前調査を行うなど状況に応じて様々な作業を組み合わせることが重要であり、雇用創出につながる側面もある。こうした点を踏まえつつ、日本政府には、積極的に財政支援を検討してほしい。

(日本の安全保障政策の転換に対する評価)

○周辺国の動向を踏まえ、自国の防衛力強化に対して国内には一定の理解があると思われるが、一方で日本が防衛力を増強すれば周辺国も強化するという安全保障のジレンマを回避する方策、戦略三文書改定など日本の安全保障政策の転換に対する評価を伺う。

●防衛費の増額やミサイル配備等で平和が守れるのか、また、憲法第9条があり専守防衛が基本となる中、反撃能力の保有は可能なのかを国会や各自治体で議論されないまま進めるのでは民主主義と言えない。中国やロシア等は安全保障

上の脅威であるが、敵として考えると経済的な問題が生じる。経済発展と平和維持を併せて考えながら、国民を含めた議論を行うことが重要である。

- 対ロシア、対中国の対応を見ても、人権外交が安全保障にとって核心的に重要であるが、日本外交では予防のための人権という観点が軽視されてきた。日本は引き続き大国であるのに、国連安保理における北朝鮮の人権問題への取組も維持できていない。人権と民主主義を掲げる国として、政治的リーダーシップを発揮し、戦略的に人権外交を打ち立てるべきである。
- 日本の価値は戦後の平和外交にあったが、一方、近隣諸国との信頼醸成を進めるという視点が欠けている。例えば、北朝鮮の脅威に対し、日本は韓国とも密接に連携する必要がある中で、歴史など日韓間の問題の解決には積極的でない。安全保障問題に積極的に関与しつつ、人道的な外交を進めることの両立に知恵を絞ることが重要であり、武装により問題を解決しようとする方向性には危機感を抱いている。
- 日本の防衛費を5年間で43兆円に増額する方針に関する国際社会の評価と更なる増額の可能性について伺う。
- 東アジア諸国間の不安定化が広がる中、日本の防衛費や軍備が拡大することで、これまで築いてきた経済関係や社会関係が揺らいでくる可能性がある。現在円安が進んでいるため、ドル換算では43兆円で済まなくなる可能性が高いということもあって、近隣国の不安が広がっている。防衛費増額は日本の安全にとって正しい選択なのかを国会や自治体で議論し、国民に問うことが重要である。
- 日本がどれだけ防衛費を増額しても中国には対抗できない現実の中、十分な額がどれだけなのか、先が見えないことに不安を覚えるとともに、日本の防衛費増大が近隣諸国にとっての脅威となり、中国や北朝鮮との軍備拡大の競争が続きかねないことが最も懸念される。限られた予算配分の在り方の観点からもより広い平場での議論が必要である。

(ロシアによるウクライナ侵略への対応及び国際秩序の在り方)

○世界の食料安全保障の観点からも日本はウクライナに対して地雷除去のみならず、不発弾処理、地雷回避教育、犠牲者支援等をパッケージで支援していくべきであり、また、ロシアの戦争犯罪等に対する不処罰の問題を乗り越える必要がある。ルールブレイカーに対応し、国際秩序を立て直していくための方策を伺う。

●戦争犯罪を裁くのは簡単ではないが、国際社会が思想やイデオロギーとは関係ない部分で団結し、人道主義を貫きながら、絶対に最後の一人まで逃さないという姿勢で、法の支配の下で裁くことを徹底することが大事であり、国際刑事裁判所（ICC）も証拠保全等を進めている。

●戦争犯罪等に関するアカウンタビリティを確保するためには、予算削減圧力や政治的圧力にさらされるICCに財政的支援や揺るぎない政治的支持を行い、強化すること、日本を含め世界中でICC対象犯罪の普遍的管轄権を行使していくこと、日本が抜け穴として利用されないように、多くの欧米諸国が既に制定している国際犯罪等を行った個人に金融やビザに関する制裁を科す人権侵害制裁法を日本も制定することが重要である。

○機能不全に陥っている安保理を始め国連を立て直すための方策について伺う。

●ロシア・ウクライナ戦争についてはG7とG20や国連との間で温度差があるが、G7に加えてG20、国連とも結びながら平和構築の方向性を考えていかなければならず、アジアやアフリカとの話合いの中で調整がなされることを期待している。

(自律型兵器に関する議論)

○自律型兵器に係る責任の所在に関する国際社会の議論及び日本の見解を伺う。

●完全自律型兵器による民間人被害や戦争犯罪では、責任の所在が不明で、処罰の対象がいなくなる。このように戦争犯罪に対する規制のパラダイムを変化させ、非常に危険な完全自律型兵器は包括的に禁止すべきであり、国境を越えた

NGOの連合体が全面禁止条約制定に向けた活動を行っている。日本は自律型致死兵器システム（LAWs）を開発しないと明言する一方、既に70か国以上が交渉開始を支持している全面禁止条約については時期尚早としているが、積極的に推進する立場に変わってほしい。

○科学や技術は人々の生活を豊かにするために使われるべきであるが、最先端の民生技術を取り入れた兵器の研究開発や軍事研究を進める動きの危険性について伺う。

●技術の急激な進歩によって人権侵害にもつながる新たな脅威が生まれており、軍事研究等には必要なものもあるが、人権面からの精査が重要である。日本政府には、ビジネス界等も含め、様々なところで行われている研究等について、積極的に人権面からの規制を定めてほしい。完全自律型兵器がその代表例であるが、それにとどまるものではない。

（東アジアにおける平和構築）

○東アジアから軍縮を進める上で、日本が果たすべき役割について伺う。また、対立国との対話における市民の力について改めて伺う。

●世界第三位の経済大国である日本には、アジアの成長する国々と手を携えて平和と発展をつくっていく責任があり、世界の中で様々な国と多極連携していくことが求められている。政府レベルでの共同関係だけでなく、自治体、市民、メディア、経済界と連携しつつ、アジア・アフリカ諸国とG7諸国とのブリッジとなり、今後の世界での共同関係を発展させていくことが、日本の平和と安全保障にとっても重要である。

○ロシアによるウクライナ侵略により米中対立があおられ、武器輸出の正当化が懸念される中で、戦争をさせないため、東アジアをどのような地域にしていくべきか、また、日本が果たすべき役割について伺う。

●憲法とのすり合わせがなされないまま、戦略三文書の改定や防衛費増額等の政

策が進んでいることに危惧を感じる。戦争になれば日本が最前線になり、危機にさらされることを納得した上でこうした政策を受け入れているのかを含め、議論が必要である。特に若者に戦争の実態を教育していかなければならない。

●戦争時に学問が軍拡に貢献してきた歴史から、戦後、日本の学術は、二度と戦争に貢献するような学問は行わないという取決めをした。ITやAIの時代に学問が軍事に協力しないことは、その科学的な発展に弊害となるかもしれないが、どこまで協力でき、何が人道的で、どこから人道を超えるのか議論されないうまま、デュアルユースが行われるのは危険である。

●政府レベルだけでなく民間レベルでも、周辺国に近い位置にある自治体や市民が、直接周辺国と話し合いながら、その国が真に危険か、危険を取り除くために何が必要かについて話し合う場をつくっていくことが喫緊の課題であり、政治家に実行してほしい。

○台湾有事を想定した日本の軍備強化が進んだことは、地域や国民の利益ではないと考えるが、軍縮の在り方について伺う。

●こうした問題の背景には、北東アジアの安全保障環境は厳しいということが強調され、軍備強化は仕方ないという認識が世論にまん延していることがある。軍縮を進めるには、地雷除去や被害者支援を進める方針を掲げる一方で地雷使用等を拡大させる結果となるような「人道的軍縮ウォッシュ」とも言える動きに対して、人権問題と同様、市民社会が厳しく指摘する必要があるほか、教育現場やメディアの伝え方にも問題がある。

○沖縄及び台湾を平和のハブにするという参考人の構想の実現に向けた具体的な方策について伺う。

●対立する国との話し合いを政府レベルだけでなく、市民、自治体、政治家のレベルで行うことを提案する。沖縄県は既に、韓国、中国、米国、台湾などと独自の外交を始めている。中国地方や九州でも動き始めており、自分たちの地方を戦場にしないための取組を各地域でも是非実行してほしい。

(日本の人権に関する政策の在り方)

- 日本政府の人権に対するポジションについて客観的評価を伺う。
- 日本国内の全体的な人権状況は、おおむね上位国の一つと見られている。人権外交の面では、日本は、国連の場などで政治的な立場から人権の原則と離れた投票行動を行うこともあるが、一般的には人権の原則に従った投票行動をとっており、国際社会の中では、人権的に歓迎される国であると思われる。しかし、アジアの中で人権尊重や民主主義を掲げる主要国という日本の立ち位置を考えれば、日本や地域の安全保障のためにも、倫理的な意味においても、問題がない良い国の立場にとどまるのではなくリーダーになってほしい。
- 参考人が示した日本政府が人権で世界のリーダーとなるための10か条の提案の中での優先順位について伺う。
- 順位付けは難しいが、強いて挙げれば、まず、人権行動原則を国会で採択するなど、しっかりした指針を日本政府が定める必要がある。また、既に法制化に向けた動きも見られる人権侵害制裁法と人権デューデリジェンス義務に関する法律の二つは、G7の中で日本の制定が遅れているが、効果もあるので、早期に実現してほしい。

(クラスター爆弾製造企業に対するダイベストメント)

- クラスター爆弾をめぐり世界でダイベストメントの動きが広がる中、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）によるクラスター爆弾製造企業の株保有等の投融資を規制する必要性があると考えるが見解を伺う。
- 日本では、多くの金融機関がクラスター爆弾製造企業に投融資しないという内規を取りまとめ、当該企業の株を保有することはなくなったが、GPIFは投資方法の制約等もあって対応が難しいところがある。しかし、年金基金も含め、こうした企業への投資は今や世界では最大のタブーとなっており、日本政府は、国民の年金を使って非人道的な兵器を製造する企業に投融資しないという明確

な姿勢を打ち出し、国内法の整備も含め、積極的に取り組んでほしい。

(上海協力機構に対する評価)

- 中国とロシアを中心に、中央アジアの国々、イラン、インド等が参加している上海協力機構は、軍事面も含めて非常に重要であると考えるが、その評価について伺う。
- 上海協力機構は世界最大の地域機構であり、軍事だけでなく経済、政治関係も含むので、見方によっては危険かもしれないが、影響力は極めて大きい。正式加盟したインドは平和構築に関心を持ち、アジア主導での軍縮と平和の実現に向けて日本に期待していると思われることから、日本は、上海協力機構を軍事同盟としてではなく、政治的あるいは軍縮の会議として協力関係をつくっていくため、積極的に関与していくべきである。

(日本の中国に対する外交政策の在り方)

- 岸田政権の対中政策の評価について伺う。
 - 岸田政権に限らず、日本政府の対中政策は人権に関して一貫して弱い姿勢であったが、10年ほど前から中国や北朝鮮の人権問題には例外的に名指しで批判をするようになったのは歓迎すべき変化であり、他国にも同様の基準で臨んでほしい。ただ、中国政府が行っている人権侵害の度合いを考えると、さらに人権侵害制裁法を制定し、欧米諸国と協調して個人や団体に対して金融やビザに関する制裁を科し、また、中国や主要援助供与国等について年次人権報告書を作成・発表し、人権状況を把握すべきである。そして、中国の中で人権を求め闘っている人々や市民社会とのネットワークづくりを支援し、中国政府だけでなく中国の市民社会ともつながっていくことが重要である。
- ウクライナ戦争からは経済や文化で戦争を回避することの難しさを感じるが、国際法違反を繰り返し、力によって実効支配を拡大する中国を法の支配などの価値観を共有する仲間として迎えるための方策を伺う。

- 経済的に米国を抜くことが確実な中国が、台湾や沖縄に侵攻し、世界から孤立する行動に出る可能性は極めて薄い。米国にとって、中国に覇権を取られ、民主主義、市場経済の秩序が脅かされることが脅威であることは理解でき、日本が米国や欧州とともにそうした価値を守る立場を牽引することは重要である。しかし、ロシアや中国のような核大国に最前線でミサイル配備で対抗するのは、軍事戦略としては無意味であり、アジアで戦う姿勢を取るべきではない。小さな軍事力で中国と戦って死を選ぶより、中国、インド、さらには欧米諸国と富を共有し、世界経済を牽引しながら、バランスの取れた政策を行う方が日本の利益になる。

(日本のウクライナに対する外交政策の在り方)

- ウクライナがクラスター爆弾供与を要求したことを踏まえ、岸田政権の対ウクライナ政策の評価について伺う。
- ウクライナはCCMに加盟していないが、対人地雷同様、非人道的な兵器として国際法で明確に禁止されている兵器を使用することにより、最も傷つくのは自国民であることを理解し、使用を禁止すべきである。日本政府もウクライナ政府に対して使用しないよう厳しく追及する姿勢を貫いてほしい。

(米中対立を踏まえた国際情勢の捉え方)

- 米国が日米同盟を強調し、日本が近隣諸国と対峙する現在の状況の背景には、米中の覇権争いがあると考えるが、中国やインド等の新興国が経済力で米国を追い抜いていくことは確実なのかについて伺う。
- 日本は、勤勉さ、経済力、技術力、発展力、和の力といった将来に向けて重要となる特徴を持つアジアの一員であり、世界第三位の経済大国でもある。その経済力を日米同盟だけでなく、世界の経済発展に活用していくべきである。日本には、G7の一員として米国や欧州諸国と関係を結びつつも、アジアやアフリカ等の国々と協力し、世界のリーダーシップを取っていく能力があり、先進国にも人権問題があることも踏まえつつ、世界平和の観点から、どのように安

定した世界をつくっていくかを考えていくべきである。被爆地広島で開かれる G 7 において、二度と市民を犠牲にする戦争に関与しないと宣言することは、世界的にも尊敬を得るチャンスになる。

○米中対立のこれまでの動きを踏まえると、軍拡を進め、相手を刺激しているのは中国の側であるように見えるが、参考人が米国の側であると考え理由について伺う。

●米中両国とも軍事力を拡大して緊張が高まっている。双方の自制が必要であるが、新国際秩序としては QUAD、AUKUS など米国関係の動きが先行し、中国はどちらかと言えば経済発展の方に力を注いでいる。アジアの海をどうするかは、欧米が決定するのではなく、当事者である近隣国による話合いが重要である。日本は、G 7 とアジアを結ぶブリッジとしての役割を十分果たせるし、アジアの国々から尊敬されており、公正中立な立場から、世界の政治、経済、軍事をリードして行ってほしい。

○抑止力の強化のほか、首脳会談や軍事ホットラインなどの直接対話は緊張緩和、エスカレーション回避のためにも重要とは思いますが、参考人が前提にしている部分には納得できかねるところはある。

(国際社会が日本に対して期待する役割)

○G 7 広島サミット議長国の日本に対し、国際社会がウクライナ戦争や軍縮・軍備管理の分野で期待する役割について伺う。

●既に重要な資源・環境が破壊され、多数の国民が犠牲になっているウクライナがロシアの撤退まで戦争を続けるのは、国民を守る方策にはならず、とにかく停戦を実現し、可能なら国連の中立軍が間に入り武器を置かせ、平和構築していくことが市民目線では最も重要である。市民の犠牲者をこれ以上出してはいけないこと、まずは市民が安心して暮らせる地域をウクライナに回復した上で、ロシアの罪やウクライナの一部の罪を総合的に検討すべきであることを広島から発信することが重要である。

4. 国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化）（2023（令和5）年4月12日）

第一次世界大戦により、国際平和を実現する上で、国家間の同盟等に基づくバランス・オブ・パワーの限界を認識した国際社会は、世界規模の多国間枠組みである国際連盟を創設し、その下での集団安全保障に大きな期待を寄せた。しかし、主要国であった米国の不参加等もあり、国際連盟はその期待に応えられず、再度の世界大戦の勃発を防ぐことができなかった。そうした教訓を踏まえ、1945年に国際連合（国連）が設立された。国連は世界のほぼ全ての国が加盟する最も普遍的な国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散といった国際平和に直接関わる分野のほか、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、感染症を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

国連の中で、国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負い、全加盟国に対し法的拘束力のある決定を行うことができる唯一の機関が安全保障理事会（安保理）である。安保理は5か国（米国、ロシア、英国、仏国、中国）の常任理事国と10か国の非常任理事国（選挙による選出、任期2年）で構成され、主要な大国の参加と一致した行動なしに集団安全保障の実効性は担保されないという国際連盟の教訓も踏まえ、常任理事国による拒否権の仕組みが設けられている。

国連加盟国は1945年の51か国から現在の193か国へと大幅に増加し、各国の国力も大きく変化したが、安保理の構成については1965年（加盟国は118か国）に非常任理事国を4か国増やして10か国にして以降変わっていないことに疑念が抱かれているほか、常任理事国の拒否権行使により、安保理が機能を果たすことができない場合も少なくない。

冷戦の終結を契機に始まった安保理改革の議論は、特に国連創設60周年に当たる2005年に機運が高まり、G4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）のほか、アフリカ連合諸国、コンセンサスグループが決議案を出し合ったものの、いずれも投票には付されず、結実しなかった。その後も国連では政府間交渉などが行われ、安保理改革をめぐる議論は続いているものの、進展が見られないまま現在に至っている。

こうした中、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略に際し、安保理は常任理事国であるロシアの拒否権行使により非難決議を採択できず、2022年4月には、拒否権の濫用を抑制するため、拒否権を行使した場合には国連総会での説明責任を求められる制度が導入された。

また、国際平和を実現するためには、紛争解決のみならず、経済、社会、文化、教育、保健などの分野における国際協力が重要であり、国連は総会や安保理などの六つの主要機関に加え、連携する15の専門機関のほか、基金や計画なども含め、広く国連システムを構成して取組を進めている。

このような点等も踏まえ、調査会では、参考人から、2005年の安保理改革挫折の総括の必要性及び今後の改革の在り方、安保理改革によって日本が準常任理事国となり役割を果たす必要性、安保理の機能不全論とウクライナ問題の本質等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、安保理改革に向けた方策、安保理が機能しない場合における総会の役割と権限強化の方向性、国連外交等をめぐる日本と米国との関係の在り方、インフォーマルな国連外交の場における発言力、国連関係機関における日本人職員増員をめぐる現状の評価と今後の方策、紛争の司法的解決の強化に向けた可能性、今後の日本と途上国との付き合い方、途上国の自主的で自立的な発展に貢献する援助の重要性、『国際連合』出版時とその後の思い、国際社会において日本の非戦の在り方が果たしてきた役割、今後の日本のウクライナ支援の在り方、今後の対中外交の在り方、核兵器の廃絶に向けた現実的な取組等について、議論が行われた。

(1) 参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

北岡伸一参考人（東京大学名誉教授）

ウクライナ危機に関する失望から、よく国連は無力であると言われるが、自前の力や財源を持たない国連は元来無力である。ただ、無意味ではなく、国際世論

を形成する中心という点で大変重要である。安保理改革は2005年に挫折して以降進展せず、ウクライナ問題で安保理はひん死の状況にあるが、同時に改革の機運が盛り上がっており、この渦中で改革を進めるべきである。

安保理改革について考えるには、2005年の挫折の総括をしておく必要がある。2004年にアナン事務総長が提唱したハイレベル・パネルにおける議論では、6常任理事国及び3非常任理事国を増やすモデルAと再選可能な長期8議席を新設して1非常任理事国を増やすモデルBが提唱され、G4はモデルAに基づく案を提唱した。そして、憲章改正のためには加盟国の3分の2に当たる128か国の賛成が必要と極めてハードルが高かったことを踏まえ、我々国連代表部は、まず6常任理事国と3非常任理事国を増やす枠組み決議案を通し、次に6常任理事国にどの国を当てるかを選挙し、その上で国が入った憲章改正案を出すという、総会で計3回表決にかけるステップを考えた。さらに、仮に全て可決されても、改正案の発効には全常任理事国を含む3分の2以上の加盟国の批准が必要であり、かなりの困難が予想されたが、かつて非常任理事国を拡大した改革の際、当初は多くが反対していた常任理事国の態度が変わったこともあり、最初の枠組み決議案を提出した。

2004年秋の総会討議では100を超える国がモデルAに賛成を表明しており、決議案が通る可能性もあると見た我々は、小泉首相がブッシュ大統領に直談判して米国を賛成に、靖国問題に柔軟な姿勢を示して中国を棄権に持っていきよう求めたものの、政府はそうはせず、2005年には中国、次いで米国が反対を鮮明にした。それでも我々は投票に持ち込み、賛成110・反対40・棄権40といった多数が支持している形をつくり、翌年以降、更に支持を積み上げていくことを考えていたが、外務本省からの指示は、アフリカを大量に取り込めば可決できるとして、投票はせずにアフリカ工作を行うことであった。しかし、不人気で可決が見込めない拒否権付きの常任理事国を2議席求めながら、域内の特定の国が常任理事国になることには反対という総論賛成各論反対の状況のアフリカを丸ごと取り込むことはできず、決議案は流れた。日本の分担金が19%を超えていた当時でも出来なかったモデルAに基づくアプローチを今後も続けるのはほぼ不可能であり、また、失

敗した原因の総括が行われていないのも問題である。

そこで、今度はモデルBにしてはどうかと考えている。不可能な案の繰り返しではなく新たなアプローチを示せば、各国は日本の本気度を感じ、耳を傾ける。仮に準常任理事国の任期を4年とすれば、日本は選挙で選出、再選も見込めるので、8年理事国を務め、次の4年は休むといったサイクルになり、非常任理事国で2年務めて5、6年休む現状より格段に良い。重要なのは、安保理に在籍して日本独自のメッセージを世界に聞かせることである。

安保理改革の運営方法の核である拒否権へのチャレンジも重要である。昨年、拒否権を行使した場合に総会で理由を説明させる案がようやく採択されたのは一歩前進であるが、説明は木で鼻をくくったようなもので終わりにされている。また、拒否権廃止は絶対に難しい中で、常任理事国2か国が反対しなければ拒否権にならない制度の創設は、やはり難しいが、いつもロシアと同じ歩調だと言われることは避けたい中国のことも考えれば一理あり、米国の同盟国である日本としては主導しにくい、トライするに値する案である。そのほか、紛争当事国としてロシアを投票や安保理議長国から除外すること等も考えられるが実現は難しい。

常任理事国を新設するとすれば、日本は今でも第一候補であり、安保理改革をリードしていく責任がある。途上国がロシア制裁に消極的であることの一歩大きな理由として、先進国のダブルスタンダードがあり、そのほかにも植民地独立闘争でソ連から受けた支援がある。そうした国々から見ると、アフリカを植民地統治したことがなく、強引な内政干渉にも消極的な日本は一番ましである。G7の中で唯一非西洋の国であり、途上国の経験を有する唯一の国である日本は、途上国に寄り添って、先進国側に引き寄せていく重要な立ち位置にあり、その立場を踏まえた国連改革案を出していくことが重要である。まず、総理の下に有識者会議を設置して具体案を出し、グテーレス事務総長の下での安保理改革を目指す動きと連動しながら、世界の国々に働きかけ、日本が他の友好国と一緒に案をつくっていくことが望ましい。そのために、日本は自らの発展の経験などいかに、途上国に対するアプローチをもっと強化していくべきである。

明石康参考人（公益財団法人国立京都国際会館理事長）

国連の歴史の中でもほぼ半分を占めている冷戦時代は、国連にとって余り動きや活動のない時代であったが、その中にも重要な時点が発見できる。国連が創設された1945年時点で米ソ対立という火花は既に噴き出しており、1947年には国連憲章第45条が規定する国連軍をつくることは極めて難しいことが明らかになったが、それでも1948年には係争地となっていた中東地域とカシミール地域に停戦監視員が配備され、現在まで国連のプレゼンスが続いている。国連はその歴史において色々な危機に当面し、色々なものができたりなくなったりしたものの、恒常的なプレゼンスを示しているものも少なくなく、同時に中立性や不偏性というものが一貫して認識されてきていることには注目すべきである。

1950年に起きた朝鮮戦争では、北朝鮮軍による侵略に対し、米国を中心とする多国籍軍が速やかに武力での抵抗を始めたが、当時はソ連代表が中国代表権の問題で抗議するため安保理を欠席していたので、南側の軍は国連軍の名称と国連旗の使用が可能となった。しかし、ソ連が戻ってきたことで安保理が動かなくなり、その後対策として緊急特別総会が設けられ、総会のイニシアティブでつくられた軍が朝鮮半島に派遣されることになった。ウクライナ戦争においても緊急特別総会が招集されているが、その決定に拘束力はなくとも、道義的、政治的な意味は過小評価できない。

日本が国連に加盟した1956年の翌年に私は国連職員となったが、ラオスやレバノンの問題などにおける行動など、日本の活動は極めて鮮やかなものであった。その後、国連は、1960年代にはアジア、アフリカ、カリブ海その他の新興国がメンバーとなり、加盟国数が当初の51か国から3倍近くになる中で、開発途上国の数も増え、1970年代には南北問題における対立の場となった。

そのように国連は変わっていったが、1990年を境にしてポスト冷戦期になると、エジプト出身のガリ事務総長が「平和への課題」という野心的な問題意識を表明するなど、その頃は日本を含め国連全体が非常に行動的で楽観的な雰囲気であった。そして、カンボジアやモザンビーク、エルサルバドルでのPKOが成功裏に終わり、中でも大規模だったカンボジアのPKOが、クメール・ルージュの反対

運動を蹴散らし、民主国家を成立させたことは画期的であった。

しかし、1990年代中頃からは難しい状況が生じた。ソマリアのPKOでは多くの犠牲者を出し、ルワンダでも民族間の対立と殺りく行為があり、うまくいかなかった。また、旧ユーゴスラビアの民族紛争では、国連保護軍がボスニア・ヘルツェゴビナに派遣されたが、安保理が現地の状況を見ずに安全地域を合意し、その一つであるスレブレニツァで7,000名以上が虐殺される事件が起きた。当時、約200の安保理決議や議長声明が採択されたが、安保理の生産性を決議の数で測ることはできない。現実感覚を欠く中、事務総長と安保理メンバーとの関係もおかしくなり、安保理が現実性を欠いた動きをすることになった。そして、2000年には元アルジェリア外務大臣のブラヒミ国連事務総長特別代表が、国連にはできることとできないことがあり、できることに注力し、できないことに手を出すべきではないと提言し、PKOを拡大させていく国連に対して、厳しい見地からその過ちを正し、国連らしいリアリズムに立つよう求めた。

経済力など相対的な力が低下する日本が、安保理改革において追求すべき道は、もはや常任理事国ではなく、拒否権のない、言わば準常任理事国として安保理に存在し、役割を果たすことである。拒否権はなくても、安保理での審議にできるだけ長く参加し、必要があれば交渉に参加することも可能であることが、重要である。理事会場の隣には小部屋があり、そこで行われている審議は、常任理事国か非常任理事国かにかかわらず、真剣なもので、非公式であっても極めて重要である。そこに自ら参加すればイニシアティブも取り得るし、その必要もある。また、常任理事国の数を増やすことは問題をかえって大きくすることになる。

G4の安保理改革案を覆すため、米中が様々な国で反対運動をした2005年に、エチオピアにおいてメレス首相自身からその実態を聞くことができた。必要なときに、そうした国々の最も力のある人と会い、外交問題における日本の立場や考え方を説明することも極めて重要である。

吉川元偉参考人（国際基督教大学特別招聘教授・元国際連合日本政府代表部特命全権大使・常駐代表）

国際社会で法的な拘束力のある決定を下せる機関は安保理しかなく、様々な問題があっても、その重要性に変わりはなく、実績も上げてきた。安保理に常時席を占めて意思決定に関与することは、日本の考えや安全保障といった国益に直結する問題であり、世界第三位の経済大国の責務でもある。平和のための岸田ビジョンに安保理改革を加えたことは妥当である。

国連改革にはこれまでに三つのうねりがあった。最初のうねりは、アジア、アフリカ諸国が独立し、加盟国が51か国から112、3か国に増えたときであり、理事国数の11から15への拡大は簡単にできた。このとき常任理事国で総会において賛成した国は北京に代表権が移る前の中華民国のみで、ソ連とフランスは反対、米国と英国は棄権だったが、最初に批准したのは、総会で反対したソ連で、次いで英国、中国、フランス、最後に3分の2が批准したことを見届けて米国が批准した。こうした歴史から考えれば、アフリカ諸国の希望を入れた安保理拡大案に対して、同諸国が賛成しているのにロシアや中国が反対はできない。常任理事国が安保理改革の鍵になるのではなく、大事なものは全加盟国の3分の2に当たる129票を取ることである。

2回目のうねりは、1994年頃である。同年、河野副総理兼外務大臣は、日本が常任理事国として責任を果たす用意があると発言した。それまで日本は、安保理が15か国に拡大された後の1971年に、世界に先駆けて安保理改革の必要性を訴えながらも、常任理事国になりたいとは言わず、二十数年間国内でもめ続けており、これは依然として慎重論がある中での意見表明であった。そして、国連に設けられた安保理改革の作業部会は、インドとシンガポールが中心となり、冷戦終了を機に期待が高まる安保理にアジアの途上国の代表権をどう増やすかで熱気にあふれていたが、そうした熱気と東京との間には非常に大きなギャップがあった。そして、非同盟が反対してこのうねりも潰れてしまった。3回目のうねりは、アナン事務総長が選んだ賢人会議のA案とB案がベースになったもので、日本の取組が失敗した2005年である。

ウクライナ戦争を機に、4回目のうねりを自ら起こすべきである。日本は1990年代から自他共に認める安保理改革の旗振り役であった。安保理の中では、拒否権に関係なく、理事国は対等に議論ができるので、重要なのは常時席を占めて発言権を持つことであり、意見を持ち、それを案文にする起案能力があるか否かである。拒否権は日本にとっては使い道がなく不要であり、できるだけ任期の長い、言わばスタンディングメンバー（常在理事国）を追求すべきである。

ウクライナ問題の最大の問題は、国際の平和維持に大きな責任を託された常任理事国のロシアが、意図的に重大な国際法違反を犯していることである。普通の国とは違い拒否権を持っている常任理事国に対して、安保理は何もできず、また、国連も、意に反してロシアを国連から除名することや安保理議席を剥奪することはできない。今起きていることは国連憲章の想定外の事態で、国連自体は対応できないため、国連の外での経済制裁や軍事支援を超えた措置はできていない。

ウクライナ戦争の終わり方は非常に大きな問題である。ロシアがウクライナ領を占領したまま停戦となり、占領地を手に入れてしまうことになれば、今後、意図的に重大な国際法違反をする常任理事国が出てくるかもしれない。国連憲章が第51条で認めている集団的自衛権により、米国やEUの戦争参加も可能だが、それが行われていない最大の理由は第三次世界大戦への危惧である。

日本は、資金協力が感謝されなかったかつての湾岸戦争や、占拠されたままの北方領土の問題を忘れず、ロシアによる他国の領土侵害を断固批判し、ウクライナをできるだけ支援することが大事であり、資金だけでなく武器供与も検討すべきである。その際、国連のみならず、G7やOECD（経済協力開発機構）などの、価値観を共有する国々で構成される国際機関やグループとの関係強化・拡大、中でもASEAN諸国との関係深化が重要な課題である。相対的な地位が低下しているとの批判もあるG7だが、今や政治問題について決定し、直ちに実行しているので、重要性をむしろ増し、安保理に常時在籍していない日本にとっては特に重要な場所になっている。積極的な多国間外交を展開するために必要なのは、強固な二国間関係と、国民が多国間での問題も国益と結びつけて考えられる国内政治であると強調しておきたい。

(2) 主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

(安保理改革に向けた方策)

○安保理改革について、文言ベースの交渉開始に言及する岸田総理は専門家を集めて具体的改革案の策定に着手すべきとする趣旨について伺いたい。

●自ら言い出さなければ議論は始まらないので、言い出したら一步も変えないのではなく、日本として、取りあえずこうしたものではどうかという案を出すための作業に一步踏み出すべきである。

○国力の低下が進む日本にとっての今後の安保理改革に向けた時間軸と連携すべき国の枠組みなどについて伺いたい。

●日本の国連分担金がピークだった、かつてのような時期はもう来ないし、下手に時間軸を設定しても良いことはない。2005年の取組は何が間違っていたのかの総括をした上、少し急ぐ感覚は持ちつつ、安保理を世界の現実を反映したものにするという観点から議論を喚起していくべきである。また、枠組みについては、最後は193票のうち129票を取ればよいという数の問題なので、柔軟に対応すべきである。

○安保理改革に向け、今後、日本が採るべき具体的なアクションを伺いたい。

●国連は、ある意味で、一貫した恒常的な流れ、運動、哲学、理念であると同時に、時代によって変わっていく二面性を持っている。国連について、過度に楽観的になるのも、諦めてしまうのも良くない。国際平和に対する思い、日本が果たし得る役割について、意見を闘わせながら、余り白でも黒でもないグレーの国連を進めていくしかない。犠牲が生じたから国連の取組に関わらないとの気持ちが日本の一部にあるとすれば残念である。

(安保理が機能しない場合における総会の役割と権限強化の方向性)

- 紛争解決において、国連が実効性を持つためには、紛争当事国が棄権する仕組みを強化すべきと考えるが、安保理が機能しないときに、総会が安保理に代わるような機能を果たし得るか伺いたい。
- 安保理が機能していない場合には、これまで緊急特別総会が何度も招集されている。そこでの決定に法的拘束力はないものの、その政治的、道義的、心理的な力は決して無視できない。ウクライナ関係の決議の厳しい言葉にはロシアにも響くところが必ずある。

- 一部の大国ではなく、全ての国が国際政治で対等に主役となる非同盟・中立の流れを踏まえれば、国連総会により強い権限を与える方向での改革が必要であり、先に採択された拒否権を行使した常任理事国に総会での説明を求める案は改革の一つの方向と考えるが、この点についての所見を伺いたい。
- 総会により大きな権限を与えることは望ましいが、憲章改正が必要であり、安保理における拒否権に手を触れることに絶対反対という強い圧力の中で、とてもできないと思う。総会で129票を取っても、その後の批准については、中国、ロシアに対して、友好国も賛成しているのに批准で拒否権を使うのかと、踏み絵を踏ませる以外のことは難しい。しかし、繰り返し絶えず多数で議論をし、希望を捨てずに小さな努力を積み重ねていけば、一進一退はあっても少しずつ進むと思う。
- 中国とロシアが拒否権を行使した後に総会で行った説明は単なる開き直りであり、効果があったとは言い難い。安保理改革には、国連加盟国半数の97を超える100、そして憲章を改正するために必要な129という二つのボーダーが重要である。1回出してみても賛成が100を超えれば芽はあり、129になるまで続けていけばよい。また、一度で完成品ができるとは思わずに適宜修正しつつ、政治的度量を持って取り組んでほしい。

(国連外交等をめぐる日本と米国との関係の在り方)

○今後の安保理改革において、「過剰な対米密着は不可」とする参考人の見解の趣旨を伺いたい。

●日本外交は、全体として米国一辺倒と言われても反論できない立場にあるが、国際システムに閉じ込められるのを嫌がる米国といつも同じ立場ではない。日本は、イスラエルの分離壁を違法とする国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を受諾したように、非常に近い同盟国であっても、時には米国と異なる立場を取ることが可能である。2005年の安保理改革の際、国連代表部の方針に対し、米国が反対してくる前に、外務省北米局やワシントンの日本大使館が反対してきたのは、少しそんたく過剰だったのではないかと思っている。

○過剰な対米密着により、国内でも沖縄のような過重な負担あるいは日本自体が独自性を発揮できない状況がもたらされていると感じるが、過剰な対米密着は不可とする参考人の思いを伺いたい。

●日本が常任理事国になっても米国の票が一票増えるだけだと皮肉を言う者は国連にもいる。しかし、日米関係を強化した岸内閣や中曽根内閣は、同時に国連も強く意識していた。2005年の改革は米国に過剰にそんたくして失敗したが、我々はグローバルなプレイヤーとして、アジアやアフリカ、中国とも仲良くしつつ、米国とはもっと密着し、国連でも活動すること、二律背反ではなく、これらを全てやることが大事である。

(インフォーマルな国連外交の場における発言力)

○日本はインフォーマルな場で行われるような真の国連外交の場での発言力を養っていく必要があるとの参考人の発言について具体的に伺いたい。

●安保理会議場の隣でのインフォーマルな協議では、納得のいくまで質問することも可能である。識者やNGO代表を呼び、安保理の代表に対して意見を述べてもらおうアリア方式が採用されるなど、安保理でもインフォーマルな性格が強まっている。そうした協議では、国の大きさや力などは関係なく、知識や識見、

アイデアが取り上げられる可能性が十分にある。

（国連関係機関における日本人職員増員をめぐる現状の評価と今後の方策）

- 国連関係機関の日本人職員を2025年までに1,000人にすることを目指し、2020年末には過去最多の918人になったが、G7では最も少ない。現状の認識と今後に向けた方策を伺いたい。
- 国連職員への志望者は多いが、他の海外勤務に比べ、給料は必ずしも良くなく、勤務環境も厳しい中で、高収入の海外勤務を選ぶ者が増えている。一方、JPO（国際機関への若手人材派遣制度）の予算を増やすと国連職員の数も増えているので、同予算を増やすのが最も良い方法かもしれない。

（紛争の司法的解決の強化に向けた可能性）

- 司法的手法による紛争解決の可能性の強化に向けて、ICJの強制的管轄権の拡大が重要であり、それを日本が主導することはできないか。また、国連総会による解釈宣言等を通じたICJによる暫定措置命令の遵守義務強化や、加盟国の拡大を通じた国際刑事裁判所（ICC）の機能強化が可能かについても、所見を伺いたい。
- ICJはロシアが即時停戦や撤退をするよう、法的拘束力のある命令を出したが、ロシアは全く応じず、拒否権があるため違反しても処罰できない。ICCには、対象となっている案件が多いアフリカが加盟をためらうなど、加盟国を増やす上で難しい点がある。そうした中で、ICCがプーチン大統領に対する逮捕状を出し、日本にも逮捕をして引き渡す義務があるウクライナの件はテストケースであり、鑑識の調査官を派遣する等の具体的な関与を通じてICCとの関係を深め、その良さを示していく努力が必要かもしれない。

（今後の日本と途上国との付き合い方）

- 途上国との関係性が今後の枠組みづくりにも関連し、重要性を増してくる中で、開発協力大綱の改定案に対する評価と、日本がこれから途上国とどう付き合い

ていくべきかについて伺いたい。

- グローバル・サウスとして念頭に置かれることが多いG20メンバーのような有力発展国については、大半が日本の友好国でもあるので、二国間関係を深めていけばよい。一方、その他の途上国を仲間にしていくためには、従来のODAを増やしていくべきである。ただ、インフラ整備では中国には勝てず、日本は強みである教育や保健医療での人づくりや、中国が教えられない自由を留学生や研修生に教えることで、寄り添っていくべきである。また、地政学的に重要なインドや東南アジアなどに対して、彼らが必要とし、かつ日本に技術的な優位性がある地下鉄などのインフラ支援を選択的に行うのも大事である。
- 安保理改革への取組の枠組みとの関係では、日本が準常任とも呼ばれる長期再選可能議席の追求に転じた場合、拒否権付きの常任理事国を徹底して追求しているインドと組むのは難しく、逆にG4に反対してきたコンセンサスグループとなれば手が組めることを踏まえ、枠組みを見直し、129票を取りに行くのが重要である。

(途上国の自主的で自立的な発展に貢献する援助の重要性)

- 非軍事原則を掲げる「ODA」とは別枠で、同志国と見なした途上国の軍に装備品や物資を提供する「政府安全保障能力強化支援」(OSA)が創設されたが、ODAのような途上国の自主的で自立的な発展に貢献する援助が重要であり、それを増やすべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ODAには元々非軍事という国際的な定義があり、その枠内で質量共に充実させていくべきである。途上国軍人に対する国際関係論の教育や東南アジアの国々等への麻薬や密輸の取締船の供与はODAの枠内で考えて良いと思う。OSAによってODAが減るのは困るが、外から脅かされている民主的な国に一定の武器等を援助するのは構わないと思う。

(『国際連合』出版時とその後の思い)

- 参考人が1965年に『国際連合』を出版されたときの思いと、その後国連を見守

られていく中での思いを伺いたい。

- 10年ごとに改訂をしてきたが、初版以来、基本的な国連に対する思い、願い、希望、期待、批判、そして国連はもっとやれるはずなのに、どうしてこれ以上であり得ないのか、その理由を究明したいという気持ちは変わらない。我々が国際平和に対する思いを共有しているのに、なぜ国連はもっと有能で、できる存在として我々の前に現れることができないのか、それをみんなで一緒に考えてみる価値は十分にある。

(国際社会において日本の非戦の在り方が果たしてきた役割)

○戦後、日本が、国連憲章に基づいて憲法第9条を置き、戦争放棄を宣言し、国として非戦の立場を貫いてきたことは、国連における日本の発言を支えたのではないかと思うが、世界の中でどのような役割を果たしてきたか伺いたい。

- 日本の平和主義は一国平和主義ではなく、国連も世界全体を巻き込んだ、一人一人の気持ちが伝わるような平和哲学に基づいて存在している。日本は平和のためのアクティビストでなければならず、民主主義による議論を通じて、これからも国連における積極的なエレメントの一つとなるべきである。私は沖縄に国連PKO訓練施設をつくることを提案したが、この地域が果たし得ることも多い。

- 今日、戦争禁止は世界中が合意している原則であり、例外として自衛と国連による制裁がある。ロシアはこの原則を破っているのに対し、ウクライナの抵抗は自衛で合法であり、戦争にも色々ある。

○既に沖縄には米軍や自衛隊の基地が多数あり、国連のための施設をつくるには前の二つをなくさないとならないと沖縄県民は思っている。

(今後の日本のウクライナ支援の在り方)

○ロシアによるウクライナ侵略をめぐり、日本がロシアに対して非難、制裁を行い、ウクライナを支援することまでは当然だと思うが、今後、どこまで、どのように関与していくべきか伺いたい。

●日本が果たせる役割は多くないが、旧ソ連の支援を受けていたり、最近の食料・エネルギー高騰の影響で苦しんでいる途上国にしっかりと支援を行うと同時に、途上国に求める法の支配やデモクラシーを最大公約数のレベルまで下げるなど、ウクライナ侵略に対する非難決議等に賛同する国を増やし、ロシアを孤立させる外交的努力をすべきである。また、戦後復興や自然災害からの復興の経験を踏まえた復興支援や地雷除去などもできる。

○西側の価値観を共有しつつもアジアの一員でもあるという、日本の特別の立場をいかした外交が望まれる。

(今後の対中外交の在り方)

○これから日本が中国と向き合っていくときに、どういった姿勢、やり方で臨むべきか伺いたい。

●日本の基本的な外交政策として米国との関係を最重要視するのは正しいが、同時に、中国や韓国と日本との関係も極めて重要である。アジアの隣人同士の付き合いには深いものがあって当然であり、お互いに対立することも、またしなくてはいけないこともあるが、対立したときでも、気持ちを互いに伝え合うことが大事である。

(核兵器の廃絶に向けた現実的な取組)

○大国同士の対立で安保理は機能不全に陥り、このままではロシアが核兵器を使用しても、それを非難する決議は否決されると思われるので、国連の信頼性と実効性の向上のために改革が急務である。核兵器の廃絶に関して、昨年9月、岸田総理は、唯一の戦争被爆国であるという歴史的使命感を持って現実的な取組を進めると述べているが、どのような取組が考えられるか伺いたい。

●核兵器の使用はもちろん、核の脅しも既に違法であり、ロシアのように核の威嚇を行い、法を犯している者に譲歩し、利益を与えてはならない。長期的には核廃絶を目指すとしても、当面できることは、先制不使用と非核保有国への使用は絶対許さないという大きなうねりや決議をつくっていくことである。

- 核も含め軍縮は検証を伴う形で進めることが非常に重要で、米ロ間で実施されてきた本格的な核軍縮では、自国の核兵器の3分の2以上を検証付きで破壊してきている。NGOが推進している核兵器禁止条約（TPNW）も、検証が伴わなければ空文に終わる危険がある。
- 核軍縮を進める方策は、最終的には核大国が核軍縮を行う代わりに日本を含む世界のその他の国々は核開発をしないというグランドバーゲンを基礎とする核兵器不拡散条約（NPT）の強化しかない。米ロは核兵器を削減したとはいえ、なお大量に保有し、その間で中国は積極的に増やすなど、バーゲンができていないことが最大の問題であり、問題の一因となっている中国に対して不当性をもっと声高に主張すべきである。

5. 持続的な防衛基盤整備の在り方（2023（令和5）年4月26日）

戦後の日本は、日本国憲法第9条の下、専守防衛を基本的な方針とし、防衛費は1967年以降、おおむね対GDP比1%以内で推移してきた。

近年、中国の軍備増大や海洋進出の活発化、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射、ロシアによる国際法に違反したウクライナ侵略など、周辺的安全保障環境を踏まえ、外交のみならず、防衛力整備が進められている。

自国における防衛生産・技術基盤の保持が防衛力整備の在り方に関わる中、日本の防衛装備品の生産を担う防衛産業は、大手の元請け企業（プライム）と何千社という規模の下請企業（ベンダー）で構成されているが、装備品の販路が自衛隊に限られる中での収益率の低さ、米国からの対外有償軍事援助（FMS）による完成品の調達増加に伴う国産開発の減少など、様々な事情により、近年、防衛事業から撤退する企業が相次いでいる。

2022年12月に改定された戦略三文書では、防衛費を5年間で総額43兆円に増額するほか、防衛産業において適正な利益を確保するための新たな利益率の算定方式の導入や、防衛装備品の海外移転の推進などの方針が示され、こうした方針を具体化するため、政府は第211回国会（2023年常会）に防衛費増額の財源を確保するための「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び防衛産業を支援するための「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」を提出するとともに、防衛装備品の海外輸出の条件を定めた「防衛装備移転三原則」に関する運用指針の見直しに向けた協議も進められている。

「防衛装備移転三原則」に関する現在の運用指針では、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に限り、安全保障面での協力関係がある国に装備品を輸出できることとなっているが、こうした条件の見直しは、次期戦闘機の国際共同開発や政府安全保障能力強化支援（OSA）の創設などとも関連し、我が国の防衛基盤の維持にとどまらず、国際安全保障環境にも影響を与えるものである。

このような点等も踏まえ、調査会では、参考人から、防衛装備品・技術の国産・

開発が進展しない理由とその対策、防衛装備品の移転に向けた防衛装備移転三原則の運用指針見直しの必要性、防衛企業への支援項目及びサプライチェーン調査と防衛企業再編の必要性等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、防衛装備移転三原則の運用指針見直しの在り方、防衛基盤整備における下請け中小企業支援の在り方、日本の防衛産業がレピュテーションリスクを解消するための方策、日本の防衛産業の育成に資する装備品の標準化の在り方、防衛産業におけるセキュリティアクリアランス制度の確立の必要性、防衛産業の基盤維持に向けた諸課題、防衛費を5年間で総額43兆円に増額する政府方針に対する評価、安全保障を理由にした特許の非公開による弊害、日米同盟の変化と戦略三文書の妥当性等について、議論が行われた。

(1) 参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

宮川眞喜雄参考人（前内閣官房国家安全保障局国家安全保障参与・元マレーシア駐劔特命全権大使）

世界は米ソ冷戦、グローバル協力を経て、今、新たな対立の時代に入っており、そうした戦略環境の中で日本の防衛基盤の整備が重要になっている。この新たな時代は、2016年頃米国が中国の危険性を認識し、戦略的な方針転換後の米中貿易戦争に始まった。当初は世界の対中経済依存度の高さから深刻な対立にはならないとの見方もあったが、中国がウクライナを侵略したロシアを支援したことで対立の時代は決定付けられ、もうグローバル協力の時代へ戻ることはないであろう。

この対立の時代の特徴としては、①熱戦化するか不透明、②対立の主軸は米中、③最前線は東アジア、極東から西太平洋、④経済の分断化、⑤戦略空間の拡大（宇宙、電子空間）、⑥軍事技術のデュアルユース化、⑦無人兵器による戦時・平時、攻撃・防衛の区別の不明瞭化、⑧国家の全側面が対象となるハイブリッド戦争化が挙げられる。

ウクライナ戦争では、国連等には安保理常任理事国による平和の破壊を制止す

る制度的能力がないことが実証され、ロシアと協力する中国も一方的な現状変更の意図を隠さなくなっている。そうした中で、我が国はハイブリッド戦争も想定した様々な国力を強化するとともに、同志国等と連携して集団的自衛能力を強化する必要がある。自ら戦う意思と能力を実践してこそ、友邦からの支援を得ることができる。

バランス・オブ・パワーに基づく言わば偶然の平和のモデルは第一次世界大戦により欠陥を露呈し、国際連盟など集団安全保障体制に発展した。しかし、それも機能不全に陥った今、バランス・オブ・パワーの効用が再認識されており、おぼつかない原則に依存するより、自らの努力で実現する現実的、実践的な平和を守るシステムとして認識する必要がある。

新しい対立の時代に対処する上では、ケナンが米ソ冷戦に関して著した「X論文」で示唆した①相手の意図を楽観しない、②腰を据えて対峙する、③デモクラシーの強みを証明し続けるの3点が核心になると思われる。

昨年末に出された戦略三文書のうち、「国家安全保障戦略」では戦略環境に関する厳しい現状認識とそれに対する政策目標が示され、「国家防衛戦略」ではこれらについて更に具体的に明記されている。「国家防衛戦略」には、防衛力の抜本的強化、自国での装備品の開発・生産・調達の安定的な確保、力強く持続可能な防衛産業の構築、先端技術の防衛装備品への取り込み・販路拡大、防衛装備移転三原則とその運用指針等の諸制度の見直し、装備品移転促進のための基金創設などが書かれており、これらの実現は政府の役割になると思われる。

あらゆるものが攻撃や防御の道具になり、経済技術戦の側面があるハイブリッド戦争では、経済力そのものが国家安全保障の大きな力となり、経済活動、戦略的重要産業の振興、基幹インフラの強靱化など、全てが防衛基盤となる。潤沢な予算を確保して防衛装備及び技術開発を強化することもハイブリッド戦への備えの一部である。

防衛装備の国産化が重要な理由としては、①国内での開発・生産能力の喪失が招く他国による干渉や制約の回避、②縮小、撤退に伴う熟練工や技術者の離散、問題国への流出の防止、③戦略物資や防衛装備の生産基盤となる中小企業群の確

保、④研究開発基盤の早急な体制整備確保、⑤軍民の境界希薄化を踏まえた防衛のための官民協力、⑥外交カードとしての同盟国・友邦への装備品の提供の六つが挙げられる。10年前の「国家安全保障戦略」等にも国産化の重要性は明記されていたにもかかわらず、現実には、国産化方針の放棄、調達への一般競争入札の導入、コーポレートガバナンス・コード、予算の低迷などにより、状況は悪化している。

防衛装備品・技術の国産・開発が進展しない理由と対策としては、韓国の4分の1と非常に低い装備品に対する研究開発費により装備品のレベルも低下しており、更なる予算増が望まれる。日本は民生技術全体にレベルが落ちているが、政府がデュアルユースが進む防衛生産、技術基盤を強化すれば産業全般への波及効果も期待できるため、米国国防総省の国防高等研究企画局（DARPA）も参考に、大学の工学部系の研究を国家安全保障に活用できるよう総合科学技術・イノベーション会議に安全保障分野を拡大するなど、産官学の協力活動を可能にする等の仕組みづくりを進めてほしい。日本の装備品の調達に競争原理が導入されたが、WTO等で安全保障はルールの例外とされ、欧米諸国がそれを活用し、広く輸出できる中でコストの低くなった外国企業に対し、輸出ができず高コストな日本の防衛産業が市場で競争しても結果は明白であり、このままでは産業基盤の弱体化につながる。コスト低減の企業努力による収入は国へ返還させ、コスト増が生じた場合は企業負担とする原価監査付契約に対する不満やガバナンス強化に伴う意思疎通の欠如などが官民協力の阻害要因になっている。そのほか、防衛装備品を開発・生産する日本企業の減少、FMSによる米国からの完成品輸入の増加に伴う予算圧迫、装備品輸出への大きな制約がある。

森本敏参考人（拓殖大学顧問）

国にとって防衛産業は防衛力そのものであり、中でもサプライチェーンをどのようにして維持確保していくかが非常に重要である。いわゆる防衛産業基盤育成のための法律案が提案された背景には、先般成立した経済安全保障推進法で防衛分野が含まれていないために関連予算を十分に活用できない防衛産業の基盤の強

化と、防衛装備移転をより進めることへの期待がある。同法案は必ずしも戦略三文書から出てきたものではない。

日本の防衛産業は裾野が非常に広く、艦船、航空機などに関わっている産業は千何百社、場合によっては2千社近くに及ぶが、防衛産業の実際の運営を担っているプライムと呼ばれる大手と、その下で、装備品本体の開発や設計に関わることができず、大半が輸出できるような製品を持たない下請けである非常に小さいベンダーによって全体が成り立っている。そして、プライムでさえ、自社全体に占める防衛部門の割合は10%以下であり、それらを切り離して統合、再編したとしても、ロッキード・マーチンのような巨大な軍需企業はつukれない。そうした現実の中で、どのようにして日本の防衛産業を力のあるものにしていくのが、今回の法案の最も大切な目標、目的であったと思われる。

安倍政権が始まるまで防衛費は大きく削減され、かつてのライセンス国産ではなく、米国からほとんどFMSで完成品を購入する状況になり、さらには、この1年間の実績がフィリピンへのレーダー1件だけというように、海外への装備移転も低調である。発注がなくなり、利益率が非常に低く抑えられた日本の防衛産業では新規投資ができず、ベンダーが倒産あるいは撤退する傾向が続き、サプライチェーンが低下、技術の優位も失われ、レピュテーションリスクもあり、これでは強くないのは当然と言える。

前述の法案は、こうした状況から生じた様々な問題のうち、最も深刻なものについてのみ対応するためにつくられたものである。特にユニークな点として、製造工程の効率化や必要に応じた事業継承の推進、3DプリンターやAI等を導入してリスクを低減するための設備投資、装備移転に必要なスペックダウンを行うための経費、後継者が見付からなかったり相当な資産を投入しないと設備ができないものについて、まず国が施設や装備品を保有した上で運営は民間に任せることなど、法律に基づく基金の活用により中小企業では到底できない部分への財政的な支援を行い、救っていくことを考えている。また、利益率を上げること、随意契約を進めることなども書かれている。この法案が完璧なものとは思わないが、戦後の防衛装備法制の中で画期的なものであり、運用を通じ、問題があればそれ

をフィードバックし、日本の防衛産業を活性化できるものにしていく努力が求められる。

装備品の移転の進め方については、報道などで防衛装備移転三原則の見直しと書かれるが、三原則を変えるのではなく、維持しつつ、かなり狭い範囲に限定されている運用指針をもう少し広範な分野で移転できるように見直すのである。今後できるようにしてもよいと思われることとしては、まず、直接リースに当たらないようなもの、例えばウクライナを念頭に置けば、火器や弾薬、警戒監視用レーダー、無人偵察機、対空ミサイル、地雷探知機など、提供できる分野のものがあるのではないか。また、韓国なども行っている手法であるが、日本がある国の要請に応じて同国に装備品や経費、経済支援を行い、同国が自身の保有するリースな兵器をウクライナに提供するという突き出し移転という手法が考えられる。さらに、日本が主催する装備品フェアなどの行事における装備品展示に対し、他国の例も参考に、国が防衛費から経費を分担する必要もあるのではないか。

装備移転の原則を見直す最後の目的として、現在日英伊で開発している次期戦闘機（F X）については、開発に成功しても今の原則では第三国への移転はかなり厳しく、これを可能にするための新しい枠組みを検討し、この新しい枠組みに基づき必要となる協定や条約等を関係国と結んでいくことも含め考えていく必要がある。

西山淳一参考人（公益財団法人未来工学研究所研究参与）

日本の防衛産業は、敗戦による7年間の空白期を経て自衛隊創設後に復活したものの、日本は日米同盟の下で経済活動に重点を置き、防衛には積極的でなかった。こうした民生部門による産業構造の下で各種の防衛装備品の開発やライセンス国産等が行われてきたが、AIなどの新興技術の登場などその後の様々な変化の中で、東アジアにおける安全保障環境も劇的に変わった。

我が国の防衛産業の規模は、防衛省向けの生産額が1.87兆円で、2017年度的全工業生産高約320兆円に対し0.6%であるが、今後は防衛予算の増額が見込まれ、大きな変わり目のときと認識している。2021年の防衛事業の規模の企業別のトッ

プ100を見ると、上位5位までは米国企業で、中国、英国などが続く。日本企業で入っているのは、32位の三菱重工、51位の川崎重工、85位のスバルの3社のみであり、電気系の会社は、企業の規模は大きくても防衛部門のシェアが2～3%に過ぎないため、一つも入ってこない。トップ100内の企業数の国別シェアについて、過去10年間の推移を見ると、米国が45～50社、EUが20～25社であるのに対し、日本は2018年までは6～9社で推移したが、中国のデータが追加された2019年以降は4社に減り、2022年には韓国の3社を下回る2社となっている。

こうした中、戦略三文書の見直しに際し、「国家安全保障戦略」では、ODAとは別に、装備品や物資を提供することが明記されており、OSAの具体化が期待される。「国家防衛戦略」では、防衛生産基盤について、他に手段がない場合に国自身が製造施設等を保有する形態の検討のほか、防衛装備移転の推進等が、また、「防衛力整備計画」では、国内企業の参画を促すための財政措置とサプライチェーン調査等が、それぞれ明記されている。

防衛装備の調達には、民間による一般輸入、FMS、ライセンス国産、共同国産、共同研究・開発・生産、国内研究開発・生産といった方法があるが、戦後の主流であったライセンス国産は、米国等からの技術導入の困難化で終えんに向かっている。このため、共同国産や共同開発、さらには独自国産を目指す必要があり、独自国産に向けては、ロッキード・マーチンの先端開発の秘密部門である「スカンクワークス」の日本版のようなものも検討してはどうか。国際共同開発では、次期戦闘機で始まったグローバルプロジェクトを積極的に推進してほしいが、技術は技術で買うのであり、自国に技術があつてこそ国際共同開発に参画できるのである。

防衛企業への支援項目としては、キャッシュフローの改善や前渡金の増額による企業の資金問題の解決、各社任せでは各国から信用を得にくいサイバーセキュリティにおける政府による具体的な基準の設定、生産ラインの維持、自主的な研究開発に対する研究費の後払いなどが挙げられる。

国による製造施設の保有形態として「国家防衛戦略」で検討が明記された、設備は政府が所有し、企業が運用を行う米国のGOCO（Government Owned

Contractor Operated) 方式では、企業は初期費用が不要になり負担が軽減される。日本でも交通インフラなどでは公有民営方式が採用されており、できない話ではないため、他に手段がない場合に限らず、もっと積極的に活用してほしい。

サプライチェーンについては、企業秘密で出しにくいのが、回答の努力義務を徹底する方針の下、防衛装備庁が積極的に主導して調査を行う必要がある。米国では分野別、段階別（S 2 T 2 : Sector-by-Sector, Tier-by-Tier）に調査を行い、クリティカリティ（重要性）とフラジリティ（脆弱性）を点数化して分析し、双方とも高い場合に資金援助や合併、撤退など何らかの対策を行っており、日本でもこのような具体的な取組が必要ではないか。

防衛産業の再編に関して、米国ではクリントン政権が関連企業に促し、35の大きな企業買収・合併が起こり、ほぼ4社に再編されている。日本でも昨年、経済誌が再編案を提案しているが、国としても検討してはどうか。

武器輸出三原則の時代は、事実上、武器輸出禁止一原則であった。2014年の防衛装備移転三原則で扉が少し開いたが、企業は半信半疑で、事例もフィリピン向けのレーダーやウクライナ向けの防弾チョッキ、ヘルメット程度であり、武器輸出が本格的に始まっているとは言えない。2022年の方針による今後の拡大に期待したい。

防衛産業は国の安全保障に資することを大前提とし、武器輸出も国の方針によって行うのであり、断じて死の商人ではない。また、武器輸出は相手国の安全保障に資するかを考慮して同盟関係、友好関係の強化のために行うべきである。

装備品の輸出阻害要因として、自衛隊への納入品のままではマニュアルの英文化やブラックボックスの作成が必要になり負担であることから、輸出バージョンを国として制式化するほか、開発費の一部国庫返還も見直し、民間企業は物をつくり、国が輸出するという形にすべきである。

研究開発に関しては、基礎的な研究におけるイノベーションに対して、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度により研究資金を出しているが、さらに、各国のように、商業化への「死の谷」を越えるための資金援助、施設支援等を国が行う必要があるのではないか。

(2) 主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

(防衛装備移転三原則の運用指針の見直しの在り方)

- 防衛産業の維持強化は防衛政策そのものであり、国が前面に立つ必要がある。装備移転については、顧客が防衛省のみでの防衛産業の維持、繁栄は不可能である中で、友好国との防衛協力強化の意義もあり、これを進めるため、現在運用方針において救難等5分野に目的を限定しているポジティブリスト方式を我が国の安全保障に資する等の別の基準に変えるべきではないか。また、装備移転推進に向けた国の体制、組織等についても伺う。
- 現在、防衛装備移転三原則で国際約束違反、安保理決議違反、紛争当事国の三つの場合には移転できなかつつ、運用方針では移転可能なものについて、平和貢献、国際協力、同盟関係等との共同開発、同盟関係等との安全保障・防衛協力、自衛隊の活動等を挙げ、幅広く見えても非常に狭く限定し、ほとんど移転ができない制度になっている。制度改正は、三原則だけはこの一つの文書としつつ、運用方針で柔軟にどこまで決めるのか、という方向性がよいと思う。
- 原則は守り、運用方針で柔軟に決めるべきであり、運用方針に関しては、装備移転に伴う、相手国との友好・同盟関係への影響、地域の安定への貢献、防衛や技術基盤向上など相手国の利益等、様々な考慮が必要である。そのため、移転に関する条件についてはこれまでは装備自体の機能に着目してきたが、今後は、その地域の状態に関するスタディーを行った上で、当該装備が地域のバランスに与える影響などを戦略的に考えつつ、地域の安全保障やその国自体の能力向上について相手国と協議するシステムの構築が必要である。
- 防衛装備移転に関する技術面での問題について、米国では、ITARという国際武器取引規則で輸出できない技術に関する一種のネガティブリストを定めたり、議会や国防総省のエグゼクティブ・コミッティーで輸出について政治的に

判断するなどしており、日本でも同様の仕組みが必要である。また、米国のように、製造技術の最終過程をブラックボックス化する技術的なやり方も考えるべきである。

- 国民の中には、日本が殺傷能力のある装備を海外に移転できるようになれば、紛争を助長し、地域の緊張を高める、平和国家としての信用を毀損する、紛争地で活動する日本のNGOが狙われる等の懸念の声があるが、平和国家日本の信頼を堅持したまま行い得る運用方針の見直しの在り方、国民の理解を得る方策について伺う。
- 地域の安定のために日本の装備品が欲しいと考えている国は多い。武器輸出三原則が改正された当時、大使として赴任していたマレーシアでも移転に強い期待があり、企業関係者も同様であったが、結果として実現せず、彼らは落胆していた。そうしたことも理解してほしい。
- これまでの日本の装備移転は、相手国からの要請を受け、原則などに照らしてその是非を検討するという、主体性のない形であったが、今後は全面的に方向転換し、どういう装備が相手国の安定や産業、技術、雇用などの改善につながるかを考えて行う必要がある。そのためのガイドラインをつくり、意見を求め、説得に回るなど大使館や大使の役割が大きくなることを踏まえ、大使館における防衛装備移転の担当を明確化するなど、トータルで改善していく必要がある。
- 武器を輸出していない日本から平和のサポートのために行っていた人もスーダンからは避難しなければならなかったように、先方の都合で襲ってくるのであって、武器輸出をしなければ狙われないというものではない。武器輸出の意義と現地に行く人の話とがかみ合っていないように思われる。

(防衛基盤整備における下請け中小企業支援の在り方)

- 国内の防衛産業において大手企業の撤退に伴い経営や技術継承の危機に直面している数多くの中小下請企業の維持が持続的な防衛基盤整備に極めて重要と考えるが、政府が取り組むべき施策を伺う。

- 下請け企業についても事業全体に対する防衛部門の割合や他社による代替製品の有無などを基にS 2 T 2リスク分析を行った上で、当該企業の存在が日本に不可欠と判断した場合に支援すべきである。そのためにはサプライチェーン調査が必要であるが、他社に見せたくないデータの調査は経団連等では難しく、国がそれを行うべきである。
- 今日の防衛産業の軍事技術の基本はデュアルユースであり、ベンダーは同じ技術でつくった汎用品で利益を上げ、余りもうからない防衛部門を補って経営している。今後はデュアルユース技術を持つ技術者や企業が増えることにより防衛産業の裾野が強くなっていくと考えられるので、防衛産業基盤育成のための法律案は防衛産業のみを対象としているが、防衛に使える技術かどうかという比較的幅広い視野で助成していく制度設計をしていく必要がある。
- 中小企業の撤退に関する問題として、高いレベルの技術者の雇用が失われ、問題のある国に流出したり、国内から技術がなくなること、デュアルユース技術であるため、防衛産業のみならず、先端技術産業全体が衰弱すること、工場における機械化の遅れにより生産性が低いことが挙げられ、対応を考える必要がある。

(日本の防衛産業がレピュテーションリスクを解消するための方策)

- 防衛産業は決して死の商人ではなく、国のために働いているという気概は素晴らしいが、デュアルユースの中で、防衛に関わる様々な企業全体としてはそうした認識は必ずしもマジョリティーになっていないのではないか。そうした中で、レピュテーションリスク解消に向けた方策を伺う。
- 防衛部門が会社全体の中で10%、電気系の会社では2、3%という現状では、余り印象の良くない評判がほかの事業に悪影響を及ぼすのではないかと思っただけで防衛部門を隠す傾向になり、働いている人も胸を張って防衛を扱っていると言いきにくい。もう少し防衛に特化した企業に再編し、事業規模を大きくしていくしかないのではないか。
- 防衛産業のレピュテーションリスクは、最終的には文化や教育の問題ではない

か。今日でも大学院生、大学生になれば国家の平和、国民の生活や財産等を守る上での軍事の役割に関する基本的な考えをしっかりと持つようになるので教育機関の役割は大きい。また、サイバー・宇宙など領域横断の問題により兵器なのかどうかの境がなくなっている中で軍需産業に従事している方も誇りを持って家庭や周囲に接してもらい、より良い社会に向けて何が必要かを認識する教育なり文化をつくり直していく努力が必要ではないか。

- 日本では軍事と非軍事の差を強調するが、2、3ナノの半導体はすぐに軍事転用できるのに、輸出に関して誰もレピュテーションリスクを言わない。米国では相手国の実態を踏まえた上で相手国と自国が共に安全かで輸出を判断していることを考えても、余りにも形式的で議論の意味がないレピュテーションリスクにこだわっていると世界から遅れていく。

(日本の防衛産業の育成に資する装備品の標準化の在り方)

- 日本の防衛産業を育てていく観点から、防衛装備品の標準化に関しては、日本オリジナルの対応を取ること、NATO基準に合わせていくことなどが考えられるが、どういったスタンスを取るべきか伺う。
- NATO基準は集団防衛を可能にするためにつくられたもので、そのような枠組みではないインド太平洋では、標準化を行う必然性はないが、標準化をしなければNATO基準の採用国に対し日本の装備品を輸出したり、共同訓練等で供与することができない。NATO基準に従う必要はないものの、戦場でのことを考え、米国保有の武器や周辺同盟国の装備等の標準に合わせ、使いやすく、かつ輸出しやすくすることにより、ビジネスだけでなく、何かあった際に他国から様々な装備の供与も受けられるようになる。常に政府が規格を統一しながら装備品の生産活動を行う必要がある。
- NATO基準にも、適用すべき範囲としなくていい範囲がある。弾薬や砲弾、ジェット燃料などの消耗品的なものは共通化が有用と思われる一方、周波数の問題のほか各国で全面オープンではない通信系は切り分けたり、別の基準をつくるなど、目的や物によって明確化し、装備品の開発を進めるべきである。

(防衛産業におけるセキュリティークリアランス制度の確立の必要性)

- 防衛産業における官民協力の推進では、機微な情報を官と民が共有化し、防衛装備品の開発を進めていくため、セキュリティークリアランス制度の確立が重要と考えるが、必要性を伺う。
- 以前は米国から買う武器の整備やオーバーホールはある程度日本に任せてもらえたが、最近では、日本の技術者にセキュリティークリアランスがないために丸ごと武器を買うようになることが多く、これが日本の防衛産業が育たない理由の一つである。世界では、技術者については一定の安全レベルを守り、信頼を得た上で一つのコミュニティとして協力することがベースになっている。日本が世界の中で一定の技術を維持していく上でも、技術者のセキュリティークリアランスが重要である。

(防衛産業の基盤維持に向けた諸課題)

- 戦略三文書では、トマホークのような古い武器の購入ではなく、宇宙やサイバーといった先端領域への投資を増やし、人工衛星を使った東アジアの情報収集により日米安保を補完する取組等も考えるべきであったこと、英国の金融センター、台湾の半導体工場のように経済安全保障の観点から日本を守る安全保障戦略の議論が不足していたことが残念であった。防衛産業の基盤維持に関しては、国産化方針への回帰、産業規模の適正化や輸出に当たってのセキュリティークリアランスの問題に対する国のイニシアティブが重要ではないか伺う。
- 技術流出をワッセナー・アレンジメントだけで抑えることはできず、今後、技術ごとの保有国が集まり、どのような国への輸出を認めるか丁寧に議論していく必要がある。宇宙は重要な領域である上に、既に衛星が問題国から狙われ、機能維持に不安も生じており、他国と同様、技術を問題国に出さないだけでなく、例外扱いにすべきである。
- 通常戦力である陸海空軍の運用にサイバーや宇宙の能力が不可欠であることはウクライナ戦争の初期におけるロシア軍の惨状を見ても明らかであり、新たな

防衛力整備計画ではそれらの能力にプライオリティーがある。2023年1月の日米2+2の際の宇宙における攻撃に対する安保条約第5条の適用可能性についての合意を踏まえ、日本は、ファイブアイズに入れるだけのシステムとセキュリティクリアランスの制度設計を行い、サイバーインテリジェンスを行えるようになる必要がある。また、官民の技術を共に用いて宇宙のシステムを運用する新たな制度設計をオペレーションに加え、そこへの国産技術の取り込みも考える必要がある。

- 米国のITARのようなものは日本にも必要である。また、イーロン・マスクのスターリンクがウクライナの戦いを支えているのは典型的なデュアルユースであり、宇宙アセットを維持、利用していくことが重要である。
- 研究機関であるJAXA（宇宙航空研究開発機構）が、最近では防衛省や内閣情報調査室の受発注の主契約でやっている状態であり、抜本的なスキームの検討が必要である。

（防衛費を5年間で総額43兆円に増額する政府方針に対する評価）

- 本調査会で元海上自衛隊幹部の参考人が述べたように、防衛費を5年間で総額43兆円に増額する政府の方針は、今後の日本の経済力、技術力、社会構造の高齢化等を踏まえれば度を超えており、社会の体力を奪いかねないとの懸念があり、必要な財源を増税で賄うことに対し国民から多くの反対の声が上がっている状況に対する見解を伺う。
- 新しい対立の時代のメインシアターであり、安全保障分野での危険が高まっている地域に位置する大きな国である日本にとって、危険が高まれば高まるほど、安全保障を維持していくために必要な防衛力は増大する。安全保障は全ての国の全ての活動の重要な基盤であり、一種のインフラストラクチャーである。どれだけの防衛力を持つべきかは日本一国で決められることではない。
- 5年間で43兆円の防衛費増額に向けては、このままでは最後の3年間ぐらいは毎年1兆円ほど財源が不足し、この不足分については、報道から、恐らく大半が法人税の税率アップ、残りが個人所得税とたばこ税で賄うことになるのでは

ないかと見ている。しかし、自分としては、日本の経済や技術の度を超える額だとは到底思えない。

- 同じ東アジアの安全保障環境の中で、韓国は、日本に比べ人口一人当たりでは倍以上の国防予算を使っている。防衛費は相手とそれに対する脅威認識で決まってくるものであり、近隣諸国の状況も踏まえ国民の安全を担保するのに必要なだけの防衛費の増額であると考える。

(安全保障を理由にした特許の非公開による弊害)

- 非常に広い範囲でデュアルユースが進む中で、安全保障上の機微な技術の拡散を防ぐための秘密特許制度や特許制度の非公開制度によって民生分野での幅広い活用で発展が期待される技術が非公開となり、新しい技術の誕生や産業の発展が阻害されるなどの指摘に対する見解を伺う。
- 一般のコマーシャル品を使う場合もあれば、その中にある特別な技術の拡散を防ぐために秘密特許制度を適用する場合などもあり、デュアルユースにもレベルがある。一概には言い切れないが、そうした中、デュアルユースの形で日本の一般製品が既に軍用に使われているが、誰も何も文句は言っていないという状況である。
- 特許を公開しないのは、公開すると当該技術が全く無料で他国に使われ、国の損害が著しいからである。国は、特許の非公開制度をつくりセンシティブな技術を守るのと同時に、非公開でも申請がなされるよう、自身の技術が認められることを通じ社会におけるステータスの向上等の恩典を念頭に置いている特許の申請者のインセンティブを高める必要がある。一方、非公開にするか否かを誰が審査するかの制度設計が最も難しい課題であり、それが克服できれば非公開特許制度を運用すべきである。
- G20の中で非特許、非公開の国は二つしかないと聞いているが、太平洋戦争直前に東北大学の先生が自ら発見し公開したレーダーの原理を基に英国がレーダーを開発し日本軍に大打撃を与えた事実を踏まえた上で、実態を見つつ、特許を公開する利益と非公開とする安全保障上の利益の均衡を取って制度を運用して

いく必要がある。

（日米同盟の変化と戦略三文書の妥当性）

○日本の防衛の主たる責任は米国が担うとの考え方が共有されていた従来の日米同盟ではなく、もはや日本への攻撃に対して米国は守らないという前提で物事が進んでいる中では、周辺の三つの核保有国に自らミサイルを突き付けるのは日本の安全保障上もマイナスになり、主権と独立、自主的な外交といった戦略三文書の考え方は成り立たない。米国は日本を守るために中国に対処するのか伺う。

●米国は政権によりアジア防衛に多少揺れがあるが、日米安保体制はアジア地域の安全保障の支柱であり続けると思う。中国は一方的な現状変更の意図を隠さなくなり、国連安保理常任理事国が国際法に違反し他国に攻め込んでいることを踏まえれば、日本は自らの防衛力強化が必要である。日米安保体制については、どちらの義務が重いかはともかく、お互い努力しようということになっていると理解している。ミサイル配備の決定は、地域の安全保障の現状や周辺国の勢い等を踏まえたものであり、地域の安全を壊すものとは思わない。

○戦略三文書や日本自らがミサイル配備、トマホーク購入を行う背景には、米国が米軍基地にミサイルを持ち込み、トマホーク部隊を配備することを避け、自主的に決定できる国を目指す考え方があると思われる。しかし、米国空母打撃群がグアム以東にしか行けず日本を守れない中で、それによって日本のウクライナ化が実現する。米国戦略国際問題研究所（CSIS）の台湾有事シミュレーションも米国が中国の領土や領海をたたかないという前提を明らかにしているが、日米安保が大きく変わったという認識を持っているのか伺う。

●日米安保体制の基本的な枠組みは60年代以来変わっておらず、攻勢作戦の能力は米国、防勢作戦の能力は日本が主に担う。そうした中で、日本の国家活動の拡大、受ける脅威の程度の変化を踏まえ、脅威の中でも相手の能力への対応において日本が果たすべき部分が増えている。そうした相互補完の中で、日本が

新たに反撃力を持つに当たり、日本での開発などの対応が整うまでの間、中継ぎ的にトマホークを購入するということである。米国への依存ではなく、こうした相互の努力により国家や抑止力の機能の安定が保たれる。

○抑止は効いている間は戦争が起きないが、破綻すればウクライナのように日本の戦場化が始まる。したがって、外交をしっかり求めていく必要がある。

6. 21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～（委員間の意見交換）（2023

（令和5）年5月17日）

委員間の意見交換において、表明された主な意見は、以下のとおりである。

（戦争の防止）

- 将来世代において二度と戦争が起こることのないように努めるべきであり、そのためには、防衛力の整備と国際平和協力が大切である。

（日本外交）

- ロシアによるウクライナ侵略が続く中で、戦争が始まると終わることが難しく、平和と戦争が紙一重であることを再確認した。国民の命や暮らしを守り抜くためには、外交努力が必要であり、国と国が支え合うことが不可欠である。G7広島サミットにおいて、威圧を受けた国がある場合にG7が支援をしていくというような結束力をしっかりと固めることを期待する。
- 日本は被爆国でありながら拡大抑止に頼っている国であり、アジアの一国でありながらG7の国であり、そして長らくASEAN等の中小国に寄り添ってきた国である。こうした日本独自の立場を生かし、米国に追従するのではなく、グローバル・サウスを見越したような日本ならではの外交をしていくべきである。
- 核兵器を保有し、軍事力を増強させる国々に取り囲まれた日本が日本の平和と安全を守るための能力構築に取り組むのは当然である。その上で、日本が戦後長きにわたり築いてきた平和国家としての立ち位置により磨きをかける必要がある。日本は、他国を侵略するための戦略、戦力投射能力は持たないことを内外に向かって丁寧に説明を尽くすとともに、グローバル・サウスの国々などからも寄せられる信頼を基盤とした平和と安定のための外交力を一層発揮すべき

である。

○日本が憲法第9条を持つ国として徹底的な外交努力で問題の解決に当たり、そのために積極的な役割を果たすことが重要である。この外交努力という点では、戦争をさせないために東アジアをどういう地域にしていくのか、そのために日本がどういった役割を果たせるかが問われている。

○頻繁に対話する機会を設けることで危機を低減させるとの参考人の指摘を踏まえ、例えば自治体レベルで「ミニFTA」のようなものをつくって経済的相互依存関係を深化させる方法も含め、今後、アジア地域の紛争防止に資する枠組みについて議論を深めてはどうかと考える。

○参考人からは、平和をつくっていくために市民や自治体にもできることがあるということで、独自に米国、中国、韓国、台湾との対話を始めている沖縄県の実践が紹介された。こうした取組にも学ぶことが重要である。

(国際協調)

○国際協調主義の後退とも言われるが、必ず枯渇していくエネルギーの問題、人口が爆発的に増加していくグローバル・サウスと減少していくG7各国のパワーバランスの変化、水面下で続く部族間や宗教間の対立、宇宙の開発などに関し、国連を改革できなくとも、国連の様々な組織を活用しながら、気候変動等の共通課題を軸に、何とか国際協調を続けていく道を探ることが日本として重要である。

(軍縮・不拡散)

○軍縮については、G7広島サミットが間近に迫っている中で、日本が頼っている米国の拡大抑止を強化するとともに、この調査会からも究極的な核軍縮についての日本としての強い意思を改めて示し、各国首脳や世界に対して原爆の悲

惨さを伝えることによって、日本として核兵器の不使用についての新たなコミットメントを発信していくべきである。

○核にしてもその他の兵器に関しても、不拡散を進めていくのはそう簡単ではない。ロシアによるウクライナ侵攻の中でも双方で対人地雷の使用が続いていることを考えると、実際に紛争・戦争が起こったときに、こうした兵器の拡散等を防ぐのは難しいと感じる。

(NPT体制)

○ロシアによるウクライナ侵略によって、核兵器の使用が現実味を帯びてきたことに加え、世界の核弾頭数が本年中にも増加に転じるという見通しもある中で、歯止めの利かない核軍拡競争に陥らないため、核軍縮・不拡散の要である核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持、強化が必要である。また、その求心力を取り戻す上では、対立を深める核兵器国と非核兵器国との間の橋渡し役としての日本の役割が極めて重要である。

○非核兵器国は、NPT第6条に定めた誠実な核軍縮に取り組もうとしない核保有国への不信感を募らせており、まずは核兵器国がNPTへのコミットメントを強化する必要がある。G7広島サミットなどの機会を活用し、核戦争に勝者はなく、また核戦争は決して戦われてはならないとした2022年1月の5核兵器国首脳の共同声明、及び、核兵器の使用又はその威嚇は許されないとした同年11月のG20首脳宣言の内容を再確認するよう、政府には取り組んでほしい。

○次のNPTプロセスとして、NPT上の義務を履行する非核兵器国に対する消極的安全保証を核兵器国に法的拘束力を持たせる形で組み込むことを検討するように提案したい。この内容自体は、1995年にNPTが無期限延長の際に宣言をされた内容でもあり、合意の形成は十分に可能である。

(T P N W)

- 世界では、核兵器禁止条約（ T P N W ） への参加が広がっており、日本も同条約に署名・批准をするべきである。
- 核不使用の法的規範性を強化するため、日本は、 T P N W に背を向けるべきではなく、本年11月末に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加し、核兵器国と非核兵器国との間の橋渡しの役割を追求してほしい。
- 核のない世界に向けて、 G 7 広島サミットの議長国となる日本として、被爆の実相を世界に発信するとともに、日本が核兵器国と非核兵器国との橋渡しをする一環として、今後、 T P N W 締約国会議にオブザーバー参加するなど、従来より踏み込んだ取組を期待する。

(被爆の実相)

- 被爆の実相を世界に伝える上で、広島と長崎で被爆をされた方々は重要な役割を果たしてきた。
- 核兵器の惨禍を人類が二度と起こさないとの誓いを示したいということで、 G 7 広島サミットの開催が決定された。日本が、唯一の戦争被爆国として、被爆の実相を知らせ、核兵器のない世界に向けて果たす役割は大きい。

(安保理改革)

- 国連や N P T 体制を含む軍縮枠組みについては、ロシアによるウクライナ侵略によって後退を余儀なくされ、事実上機能しなくなっている面がある。その中で、3名の参考人が、拒否権なしの新たな枠組み構築という形の国連改革を提唱していたことについては、次の方向性として注目すべきである。
- 我々は台頭する新興国とともに新たな世界秩序の構築に取り組む必要があるが、

その際の最大のテーマは機能不全に陥っている安保理改革である。日本が目指すべきは拒否権を得ることではなく、安保理の重要な審議に参加し、考えを表明する機会を確保することである。そのため、理事国の議席を拡大するとともに、再選規定を緩和し、より長い任期を確保する形で日本は安保理改革に積極的に取り組むべきである。

- ロシアによるウクライナ侵略をめぐって、安保理が拒否権により機能不全に陥っていると批判されていることに関し、国連総会で解釈宣言を付すなど、紛争当事国による拒否権の行使を制限するような、国連に実効性を持たせるための改革案について議論し、働きかけていくことが重要である。

(ウクライナ侵略の司法的紛争解決)

- ロシアによるウクライナ侵略の司法的紛争解決に向けて、国際司法裁判所（ICJ）の強制管轄権受諾の促進、国連総会における解釈宣言等によるICJの勧告・命令の遵守義務の強化、常任理事国では英仏を除き加盟していない国際刑事裁判所（ICC）への加盟拡大等が考えられる。

(日本の安全保障)

- 抑止の強化については、反撃能力のような狭い意味での軍事的な抑止力だけでなく、より多くの同志国を集めるというような政治的な意味での抑止力の強化と、さらには中国や北朝鮮のような難しい国と意思疎通をしていくことが重要である。
- 日本を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、自分の国は自分で守るとの考え方をより強固にすることが重要である。防衛だけではなく、経済、エネルギー、食料、人材、土地取引等、総合的な安全保障に万全を期して国民と国土を守る体制を構築していくことが求められる。あわせて、戦後日本が追求してきた平和主義や、専守防衛といった重要な安全保障政策は堅持していく必要がある。

- ロシアのウクライナ侵略、北朝鮮による度重なるミサイル発射、中国の急速な軍備拡大、ロシアによる北方領土への新型ミサイル配備など、日本を取り巻く安全保障環境が段違いに厳しい実態を踏まえつつ、戦争をさせないための抑止力の強化、自衛のための打撃力、反撃力は保持していくべきである。
- 防衛力の強化については、自衛隊が前線で戦うことになった場合に国を挙げて支援するという国民意識の涵養が不十分であるという指摘を踏まえ、防衛の必要性について国民の理解を得るために政治が努力していく必要がある。
- 日米防衛協力の実効性を確保するために、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しも必要である。
- 非核三原則は堅持していくべきである。
- 10年前の最初の国家安全保障戦略によって、沖縄では台湾有事の名の下に自衛隊の基地建設や部隊の配置など戦争の準備が進められてきた。これらが終わった時点に合わせて行われた今回の戦略三文書の改定は、その準備を全国に広げるものであると考える。
- もはや米国は米軍で日本を守らないという日米安保における役割分担の変化の中で、抑止力が破れ、戦争が起こるかもしれないという前提で、5年間で43兆円の防衛費の予算のうちの15兆円が、自衛隊基地の強靱化などの自衛隊の持続性・強靱性の強化に充てられることとなった。ミサイル2,000発を各地域に配置して周辺諸国に狙いを定めていくという計画が進もうとしているが、日本が目指すべき安全保障としては、もう一度外交に立ち戻るべきである。

(防衛費の増額)

- 従来の領域である陸海空の継戦能力の確保と抗堪性の強化を図るとともに、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域に対処できる防衛力を強化するために、増税に頼ることのない形で防衛費を増額することが必要である。

- 防衛力強化は必要であるが、防衛費増額のための増税方針に対しては反対という国民の意見が多いような状況である。我が国のGDPの中で防衛費を増やしていくと無理が来るのではないかという不安があり、国民の納得の得られるような説明が必要である。また、我が国の最先端技術の防衛装備品の取組を進めていくのは今後の課題である。

- 5年間で43兆円という大軍拡について、参考人からは、高齢化社会を迎える日本の経済力、技術力、社会構造を考えると、度を超えているのではないか、国を守ろうとして社会の体力を奪ってしまうのではないかという指摘があったが、世論調査の結果を見ても、同じような懸念を国民が抱いている。

(防衛産業の強化と防衛装備品の移転)

- 日本の防衛が大事である中で防衛産業が衰退しかけている現状には問題があり、国が全面的にてこ入れをしなければならない。その際に、同志国や日本と戦略的利益や考えを共有できる国に対する防衛装備移転によって防衛協力が深化することは、日本の安全保障にとって良いことであり、装備移転に関するルールを変えていくべきである。

- 日本の防衛装備移転については、著しく国際的な常識から外れたところに規制がかかっている現状があり、その現状を踏まえた議論が必要である。殺傷能力のある兵器をばらまくのではなく、日本にとっての同志国やパートナー国との防衛協力の深化は、日本や相手国やその地域にとって、安全な世界をつくることに資することになる。

- 防衛装備移転のための協定はバイラテラルで結んでおり、現状では第三国流出の危険がないほど規制がなされている。一方で、セキュリティークリアランスが欠けており、民間企業も適用される形でつくっていく必要がある。
- 防衛産業基盤の維持について、防衛装備品の国産化方針へ回帰し、適正な産業規模を調査して国が産業政策としてその実現に取り組み、防衛装備品の輸出を緩和するのであれば、技術流出やセキュリティークリアランスの問題についてしっかり取り組むべきである。
- 防衛装備移転については、輸出するための環境が不十分である。米国の国際武器取引規則（I T A R）のような規制や宇宙技術などの機微技術に関して国レベルで条約を結ばないと輸出できないような仕組みがないまま輸出が行われる場合は、日本にとって同盟関係がない国への技術流出が起り得るため危険である。日本の産業競争力を守るためにも、こうした環境を整備した上での輸出でなければならない。
- 装備移転三原則の運用指針の見直しについては、殺傷能力のある装備が海外移転できるようになれば、紛争を助長したり、平和国家日本に対する諸外国からの信頼を毀損したり、紛争地におけるN G O活動の危険性が高まるなどの懸念もあるので、そうした意見も踏まえた慎重な検討が必要である。
- 防衛装備品を輸入するだけでは日本の産業は育たないので、日本として一定の防衛産業を育てていくことは必要であるが、殺傷能力のあるものを輸出することについては疑問が残る。他国では政権が安定していないケースも多く、今は同志国として適切な国であったとしても、政変により大きく変わってしまう可能性も考えると、殺傷能力のあるものを輸出することは控えなければならない。

○主要な防衛装備を自国生産できる製造基盤の強化、新規参入の促進、研究開発体制の強化など、防衛産業の活性化に取り組むとともに、防衛産業が抱える様々なリスクを軽減・排除して装備移転の促進を図るなど、販路の拡大にも取り組んでいく必要がある。

(サイバー対策)

○サイバー攻撃は、新たな戦闘領域であるとともに、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えることから、速やかに対策を講じていく必要がある。

○アクティブサイバーディフェンスの能力や実施体制の整備を行うとともに、サイバー分野の対策を行うための法整備として、サイバー安全保障基本法（仮称）の制定を提案したい。

(本調査会の調査)

○これまでの調査の前提として、従来の国際協調主義が後退し、現実的にはパワーポリティクスとなっている国際情勢の中で、どのように平和をつくり、日本の安全を守り、法の支配する世界に戻していくべきかという大きな問題意識が通底していた。

○1年目の調査を整理すると、日本が国際社会の平和のために外交的にどのように関与していくのか、日本の安全保障をどのように保ち、また国民の生命、財産をどのようにして守っていくのか、という二つのテーマから議論を深めてきた。両者は相互に関連するテーマであり、今後も双方から議論していく必要がある。

○日本が進もうとしている道は止められない可能性が出てきており、様々な装備の充実等の戦争をアシストするための議論ではなく、戦争を止めることを追求していきたい。今後は、沖縄だけでなく、全国にミサイルが配備され、基地が

強靱化され、その役割を担うことになると思われ、各地域の問題である。そうしたことを調査会において考えていきたい。

○調査会の活動が3年のプロセスであること、またそれぞれのテーマが非常に重たく深いものであることを踏まえれば、漠然と議論するのではなく、本調査会のアウトプットを見据えて議論していくべきである。特に、政府に対する、実践的かつインパクトのあるアウトプットをつくっていくのであれば、そのことを見据えたテーマを設定し、議論を深めていくべきである。

○我が国の安全保障の関連では、防衛基盤整備について議論してきた。今後の調査では机上の議論にとどめず、予算や都合の付く限り、現場への視察や関係者との意見交換を追求していくことが有益である。

三 主要論点の整理

本調査会は、今期の調査テーマである「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」の下、1年目となる本年は、「戦争防止のための要件」、「軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMCT・INF・新START）」、「軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）」、「国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化）」及び「持続的な防衛基盤整備の在り方」について、それぞれ参考人からの意見聴取及びこれに対する質疑を行い、最後に委員間の意見交換を行った。

本調査会での調査を踏まえ、以下のとおり主要論点を整理する。

【戦争防止と国際法・外交】

（ウクライナ戦争への対応）

- 外からの支援により反転攻勢できる体制をつくることは侵略の抑止となるが、国際法上の中立義務違反となる支援を可能にするための根拠として侵略国の認定が必要となる中、拒否権によって安保理が機能しない場合には、緊急特別総会を開催して侵略国の認定を行うよう加盟国に働きかけていくべきである、その際、ウクライナ支援により途上国支援が減るなどの不満を抑えることが求められ、日本は、旧ソ連の支援を受けていたり、食料・エネルギー高騰の影響で苦しんでいる途上国をしっかりと支援すると同時に、途上国に求める法の支配やデモクラシーを最大公約数のレベルまで下げるなどして賛同国を増やし、ロシアを孤立させる外交的努力を行うべきである旨の意見があった。
- ウクライナ支援に当たり、日本は復興支援や地雷除去などで貢献できるほか、ロシアによる他国の領土侵害を断固批判するとともに、湾岸戦争の歴史も想起し、ウクライナに対し経済支援にとどまらない支援も検討すべきである、また、国連のみならず、G7やOECD（経済協力開発機構）など価値観を共有する国々で構成される国際機関やグループとの関係強化・拡大、ASEAN諸国との関係深化が重要な課題である旨の意見があった。

(ロシアによる核の恫喝への対応)

- ウクライナ戦争においてロシアに核を使用させないため、BRICS諸国やCIS諸国などロシアに近い国々を含む国際社会が、核の使用や恫喝は決して許されず、核兵器を使用しても目的は達成されないというメッセージをロシアに発していくべきである旨の意見があった。

(ロシアの戦争犯罪等に対する法的責任の追及)

- 国際秩序、法の支配の観点から、ロシアの戦争犯罪等の不処罰の回避は重要であるが、安保理常任理事国の侵略に対する法的責任の追及が困難である中、国際刑事裁判所（ICC）はICC規程に未加盟の国の戦争犯罪者でも処罰する可能性がある画期的な制度であり期待する旨の意見があった。
- 予算削減圧力や政治的圧力にさらされているICCについては、財政的支援や政治的支持を行い強化するほか、ICC対象犯罪の普遍的管轄権を世界中で行使していくこと、また、日本も多くの欧米諸国が既に制定している国際犯罪等を行った個人に金融やビザに関する制裁を科す人権侵害制裁法を制定することが重要である旨の意見があった。

(ウクライナ戦争の終わらせ方)

- ウクライナ戦争は、核兵器保有国による核の威嚇を伴う明白な侵略であり、法を犯している者に利益を与えてはならず、国連創設以来の国際秩序の破壊を認めるわけにはいかない、自由・民主主義と専制・独裁主義という価値観の闘いなど様々な問題がある、終わらせ方が重要であり、早期終結のために妥協すべきではない旨の意見があった。
- 一方、ウクライナがロシアの撤退まで戦争を続けるのは国民を守る方策にはならず、停戦を実現して国連の中立軍が間に入って平和構築していくことが最も重要であり、その上で、ロシアの罪やウクライナの一部の罪を総合的に検討すべきである旨の意見もあった。

(紛争リスクを低減するための外交手段)

- 外交的に紛争リスクを低減するには、コンタクト（接触）という信頼醸成措置が必要であり、定期的に面会する枠組みをつくり、常設機構化することにより、アポイントなしでの接触も可能となり、説明や意思疎通を通じて誤解が生じるリスクを下げるのが期待できる、また、対立の火種を抱える国との外交では、協力案件に限定して取り組む仕組みを制度化することが重要である旨の意見があった。
- 北朝鮮、中国、ロシアなどと軍事的な衝突に発展しないよう、日本がイニシアティブを取り、北太平洋地域の7か国（米国、カナダ、中国、日本、ロシア、韓国、北朝鮮）が参加する、建設的な議題だけを議論し恒常的に機能する政府間レベルのフォーラムを段階的につくり、隔週に大使級での案件協議をすることが考えられる旨の意見があった。

(平和と繁栄に向けた新たな国際秩序)

- 経済大国である日本には、政府レベルだけでなく、自治体、市民、メディア、経済界で連携し、アジア・アフリカ諸国とG7諸国とのブリッジとなり、今後の世界での共同関係を発展させていくことが自国の平和と安全保障にとっても重要である、富を共有し、世界経済を牽引しながら、バランスの取れた政策を行うことが日本の利益になる旨の意見があった。
- 中国、ASEAN、日本、韓国を含め、人口約20億人の巨大マーケットの中央に位置し、歴史的に軍事力を持たず、周辺諸国と長い友好関係を維持してきた沖縄には、軍事戦略として無意味なミサイルを配備するのではなく、アジアの平和と市場のセンターにしていくことが強く求められており、欧州の欧州安全保障協力会議（CSCE）をモデルとして、米中の架け橋として、日本が首里城に東アジアの国連とも言えるアジア安全保障協力会議（CSCA）をつくるのが新国際秩序である旨の意見があった。

(平和に向けた市民、自治体等による自主外交)

- 対立する国との対話については、沖縄県が独自に米国、中国、韓国、台湾と対話を始めているように、政府レベルだけでなく、市民、自治体、政治家のレベルでも進めていくべきである旨の意見があった。

(上海協力機構との関わり)

- 上海協力機構は軍事、経済、政治関係を含む世界最大の地域機構であり、日本は、政治的あるいは軍縮の会議として協力関係をつくっていくため、積極的に関与していくべきである旨の意見があった。

(対途上国外交)

- G20メンバーのような有力発展国とは二国間関係を深めつつ、その他の途上国にはODAを増やし、日本の強みである教育や保健医療での人づくりや、中国が教えられない自由を留学生や研修生に教えることで、寄り添っていくとともに、地政学的に重要なインドや東南アジアなどに対しては、彼らが必要とし、かつ日本に技術的な優位性がある地下鉄などのインフラ支援を選択的に行うのも大事である旨の意見があった。
- ODAについては非軍事とする国際的な定義の枠内で質・量共に充実させていくべきであり、途上国軍人に対する国際関係論の教育や東南アジアの国々等への麻薬や密輸の取締船の供与などが考えられるほか、ODAが減額されないのであれば、外から脅かされている民主的な国に政府安全保障能力強化支援(OSA)によって一定の範囲内で装備等を援助しても構わないのではないかとの旨の意見があった。

(平和のための人権外交)

- 現代世界の重大な課題と脅威を人権の視点から捉えることによってこそ、危機の根本原因を解明し、対処する指針を引き出せる、人権外交は安全保障にとって核心的に重要であり、ロシアや中国に対し、早い段階で国際社会が人権侵害

に対する法的責任の追及等を行っていけば、今日のような状況になっていない可能性があったことから、人権侵害の放置の代償と波及効果を過小評価すべきではない、安全保障問題に積極的に関与しつつも、武装での解決ではなく、人道的外交との両立に知恵を絞ることが重要である旨の意見があった。

○日本は人権と民主主義を掲げる国として、政治的リーダーシップを発揮し、戦略的に人権外交を打ち立てるべきであり、そのために、政府に対し、日本外交を導く実質的かつ強固な政治レベルの文書としての人権行動原則／計画の作成及び国会での採択、人権侵害制裁法の制定、企業に対する人権デューデリジェンス義務の法制化など貿易政策の改革を始めとする10か条（本報告書45頁参照）を提案する旨の意見があった。

○中国政府の人権侵害の度合いを考えれば、名指しで批判するだけでは十分でないため、人権侵害制裁法を制定し、欧米諸国と協調して個人や団体に対して金融やビザに関する制裁を科すほか、年次人権報告書を作成・発表し、人権状況を把握すべきであり、また、中国で人権を求めて闘っている市民社会とつながることが重要である旨の意見があった。

（人道的軍縮の取組）

○人間の安全保障を外交の柱の一つとする日本にとって、人道的軍縮は積極的に関与可能な分野であり、ルールメイキングを積極的に行っていくことが重要である、人道的軍縮の成功の鍵は、多様なアクター間のパートナーシップ、緊密な協力、オープンなコミュニケーションであり、政府は、交渉を通じた条約締結、規範形成、対策実践にコミットし、市民社会は、被害実態の記録、データベース構築、障害者やコミュニティーの支援、リスク回避教育の実践、被害者の職業訓練や社会復帰支援を進めることが重要である旨の意見があった。

【核軍縮・不拡散】

（核兵器のない世界の実現）

○核兵器のない世界を実現するには、安全保障環境とともに、言説、論理、規範

の構築が必要であるが、現在進行中の戦略的競争と、現在の核軍備管理・不拡散体制が冷戦期の二極構造を起源とする中で世界の多極化により協力が困難になり、核軍備管理の停滞、逆行が生じていることから、中期的には抑止とインセンティブを働かせ中国を取り込み、多極化等を織り込んだ新たな核軍備管理を模索しつつ、短期的には、核兵器不使用の継続に向けて、戦略対話を進め、危機管理や信頼醸成、透明性の向上を図るべきである旨の意見があった。

- 核抑止が成立するための前提条件が悪化しており、核抑止に依存しない安全保障政策の構築に向けたリスク低減のための提言として、①核兵器を絶対に使わないという国際規範の徹底、②核保有国間の対話による核戦略の相互理解の促進、③核の先制不使用などによる核兵器の役割の低減、④兵器転用可能な民生用分離プルトニウムの生産停止・在庫量削減、核廃絶に向けた提言として、⑤消極的安全保証の供与、⑥核軍縮と持続可能性の連携、⑦日本による国際核軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた「橋渡し」、以上七つを提言したい旨の意見があった。

(安全確保のために核保有が必要との考えを正す方法)

- 自国の安全確保には核保有が必要であるとの考え方が誤りであると訴えるには、核兵器禁止条約（T P N W）が目指している核兵器は汚いもの、保有は悪であるとの認識を広めるほか、核兵器保有により本当に安全が確保されるのかを検証する必要がある、また、国際社会がロシアの行為を許さないという姿勢を打ち出し、核を持ったロシアにウクライナが勝利するように、積極的に支援を行っていく必要がある旨の意見があった。

(N P T 体制)

- 191か国・地域が加盟する核兵器不拡散条約（N P T）は、戦後核秩序の根幹をなす国際安全保障の礎石であり、2022年8月の運用検討会議でも、最終文書の採択こそできなかったが、多くの国がロシアの行動を非難し、採択に向けて努力したことや、核兵器国と非核兵器国が一堂に会して議論する場であることか

ら、NPT体制は重要である旨の意見があった。

- 核軍縮を進めるにはNPT体制を強化することが求められるが、米ロは核兵器を削減したもののなお大量に保有し、中国は積極的に増やすなど、前提である核軍縮と不拡散のグランドバーゲンができていないことが問題である、その一因ともなっている中国に対してもっと強く不当性を主張すべきである旨の意見があった。
- ロシアによる核使用の威嚇が核拡散の危険性を高めている中で、新たな核保有国の出現を阻止するためには、核保有が安全保障上望ましいと考える潜在的な核保有国への手当てが必要であり、NATOのような同盟や非核地帯への参加のほか、イランに対しては、次善の策として核合意に基づく制裁解除の議論を進めること、北朝鮮に対しては、将来的な米朝交渉の再開のほか、中国に水面下で影響力を発揮してもらうことが考えられる旨の意見があった。
- NPTの求心力が弱まっている中、途上国にNPTにとどまるメリットを示すとともに、対立状況を解消し、TPNWグループも含め、NPTを共に支える姿勢を示していく必要があるほか、国連のイニシアティブの下、新たな枠組みの創設や既存の枠組みの改革も考えられる旨の意見があった。
- 1995年のNPT無期限延長の際に宣言されている核兵器国による非核兵器国に対する消極的安全保証を法的拘束力を持たせる形でNPTプロセスに組み込むことを検討すべきである旨の意見があった。

(TPNW)

- 核兵器廃絶を目指すには安全保障と規範を両輪として進めていく必要がある中で、規範のみを先行させ、核抑止の概念を否定しているTPNWは日米安保とは両立せず、日本には同条約に加盟するという政策オプションはない、また、同条約の締約国会議は締約国のための会議であり、条約への参加の有無で善悪の色付けがされていることも踏まえ、オブザーバー参加もすべきではなく、議論はNPTなど別の場で行うべきである旨の意見があった。
- 一方、核兵器廃絶を目標とするTPNWの重要性を感じているのであれば、趣

旨に賛同し、署名に向けて努力する姿勢を示すべきであり、それが核軍縮に向けたリーダーシップにつながるほか、世界ではT P N Wへの参加が広がっており、日本も同条約に署名・批准すべきである、また、締約国会議については、N P Tより市民社会との対話の機会が多く、なぜ条約に参加できないのかも含め、「核の傘」に入る国にとって大事な意思表示の機会となるので、オブザーバー参加し、被爆者支援など条約に参加しなくても協力できる分野で協力していくべきである旨の意見もあった。

(C T B T)

○包括的核実験禁止条約 (C T B T) については、発効要件国44か国のうち8か国が未批准で発効できておらず、これらの国の批准は難しいと思われるが、ロシアと北朝鮮を除き各国指導者に核実験はできないという規範が共有され、条約精神の八割方は尊重されている旨の意見があった。

(F M C T)

○核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (F M C T) については、本音では交渉開始を望まない国もあるため、コンセンサス方式による意思決定を変更することも一つの方法である旨の意見があった。

(新 S T A R T)

○過去の核軍縮はN P Tの合意ではなく、核兵器国の二国間合意や一方的宣言に基づくものである中で、米ロ間で合意できず、2026年に新戦略兵器削減条約 (新 S T A R T) が失効すると、1972年以来続いてきた二国間の核軍備管理条約がなくなるため、何らかの形で継承することが重要である、全ての核保有国と全ての核兵器を対象とする交渉ができれば望ましいが、戦術核を対象とすることをロシアは受け入れないと思われることから、5年間の単純延長も含め、米国はとにかく交渉を始めるべきである旨の意見があった。

(核兵器システムへのサイバー攻撃)

- 互いに核兵器システムに対するサイバー攻撃を行わないとの合意に向けて交渉することで、信頼醸成につなげていくべきである旨の意見があった。

(中国との軍備管理交渉等)

- 中国を軍備管理交渉に参加させることが最も重要であり、中国が関心を持つ宇宙の平和利用などのソフト分野、弾道ミサイルの事前通報制、経済も含めた戦略的安定対話などから協議に入り、日本としては、日本をターゲットにし得る中距離ミサイルに核弾頭を搭載しないよう、核弾頭と通常弾頭の切り分けを中国に働きかけるべきである旨の意見があった。
- 中国との対話のテーマとしては北朝鮮の非核化が考えられるほか、核軍縮の前に、サイバー問題やホットラインの設置など、核兵器使用のリスクを低減させるための交渉を今すぐに始めるべきである旨の意見があった。

(アジアにおける非核化、緊張緩和に向けた日本の役割)

- 日本の役割としては、日米韓の間で核兵器の役割を減少させていくための方策を具体的に考えていくこと、朝鮮戦争の終結も含めたパッケージで地域の安全保障と朝鮮半島の非核化を実現すること、長期的に北朝鮮との国交正常化も考えた交渉をしていくことが考えられる旨の意見があった。
- 現在の政策は抑止力の強化に偏り過ぎており、地域の緊張緩和のための政策を考える必要があるほか、市民外交の役割を重視し、政府と非政府機関を交えた対話の場を積極的につくっていくべきである旨の意見があった。

(日本の核保有、核共有の是非)

- NPTの優等生である日本が核武装をすれば、あらゆる国が核武装し、核の秩序を根底から崩すことになるため論外である、また、日本は非核三原則を堅持していくべきである旨の意見があった。
- 国民がリアリズムを持って安全保障を考えるため、核共有の議論をすることに

は意味があるが、そのためには、非核三原則のうち「持ち込ませず」の部分は
変えざるを得なくなるほか、核兵器を使用する際の責任や覚悟の共有などの運
用面まで含み得る広い概念であることから、日米の拡大核抑止の在り方を改め
て考えていく必要が生じる旨の意見があった。

- 核共有の議論は、米国の核の傘への信頼感に対し疑問を示す意思表示になり、
日米同盟や地域の緊張関係の与える影響を考えれば、議論するにしても慎重に
行うべきである旨の意見があった。

【核兵器以外の軍縮】

(M B T 普遍化に向けた取組と政策の一貫性)

- 日本政府は、対人地雷禁止条約 (M B T) で確立した規範を守るため、ミャン
マー軍政権やロシア政府の新たな使用を非難するとともに、M B T の普遍化に
向けた取組を一貫したものにするため、M B T の締約国でありながら廃棄すべ
き地雷を大量に保有しているウクライナに対しては、地雷除去支援を継続しつ
つも、対人地雷使用疑惑の実態調査を促すとともに、使用に対して非難を行い、
また、ミャンマーに関しては、大量に地雷を使用し民間人に多大な被害を与え
ている軍の関係者を国内に受け入れて訓練することについて、政策の整合性、
両立を高い精度で検討すべきである旨の意見があった。

(対人地雷の人道的軍縮ウォッシュ)

- 軍縮を進めるには、地雷除去や被害者支援を進める方針を掲げる一方で地雷使
用等を拡大させる結果となるような「人道的軍縮ウォッシュ」とも言える動き
について、人権問題と同様、市民社会が厳しく指摘する必要があるほか、教育
現場やメディアの伝え方にも問題がある旨の意見があった。

(C C M の普遍化への取組)

- クラスター爆弾については、ロシア政府の支援を受けたシリア政府の使用によ
る文民の被害が明らかになったことに加え、ウクライナ戦争ではロシア政府が

使用したことを踏まえ、政府はクラスター弾禁止条約（CCM）の普遍化と履行の促進に一層力を入れるべきであり、CCMに加盟していないウクライナに対しても使用を厳しく追及する姿勢を貫いてほしい旨の意見があった。

（クラスター爆弾製造企業に対するダイベストメント）

- クラスター爆弾製造企業への投資は今や世界では最大のタブーとなっており、日本政府は、国民の年金を使って非人道的な兵器を製造する企業に投融資しないという明確な姿勢を打ち出し、国内法の整備も含め、積極的に取り組んでほしい旨の意見があった。

（特定通常兵器に関する対応）

- 焼夷兵器については、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）では規制が不十分であり、同兵器に特化した議論が求められるほか、人口密集地における爆発性兵器の使用について法的拘束力のない政治宣言で制限を求める取組が行われているが、そうした宣言の普遍化に貢献すべきである旨の意見があった。

（LAWsへの対応）

- 技術の急激な進歩によって人権侵害につながる新たな脅威が生まれており、人権面からの精査・規制が重要である中で、特に完全自律型兵器は戦争犯罪に対する規制のパラダイムを変化させる危険なものであり、包括的に禁止すべきであるが、コンセンサス方式によるCCWの枠組みでの議論が行き詰まっているため、代替プロセスによる交渉を支持すべきである、また、日本は自律型致死兵器システム（LAWs）を開発しないと明言するにとどまらず、時期尚早としている全面禁止条約を積極的に推進してほしい旨の意見があった。

【国連改革】

（安保理改革案）

- 日本にとっては、安保理の審議にできるだけ長く参加し、必要があれば交渉に

参加できることが重要であり、また、拒否権の使い道もないので、実現困難な常任理事国入りを目指し続けるより、拒否権のない「準常任理事国」（再選可能長期議席）を新設する改革を追求すべきである旨の意見があった。

- 安保理改革を実現する上で、国連加盟国半数の97を超える100、そして憲章を改正するために必要な129という二つのボーダーが重要であり、改革案を出してみても賛成が100を超えれば可能性はあるので、適宜修正しつつ、129になるまで何度も続ければよい、しかし、準常任理事国の追求に転じる場合には、拒否権付きの常任理事国を徹底して追求しているインドと組むのは難しくなるため、G4の枠組みを見直すことになる旨の意見があった。
- 拒否権の廃止は極めて困難だが、常任理事国2か国が反対しなければ拒否権を行使できない制度の創設については、中国がロシアと常に同一歩調であると言われるのを避けたい点を踏まえれば、取り組むに値する旨の意見があった。

（安保理改革案の策定方法）

- アフリカを植民地統治したことがなく、強引な内政干渉に消極的で、G7の中で唯一非西洋の国で、途上国の経験を有する唯一の国である日本は、途上国を先進国側に引き寄せていく重要な立ち位置にあることを踏まえた改革案を出すべきであり、総理の下に有識者会議を設置して具体案をつくり、グテーレス事務総長の下での安保理改革を目指す動きと連動しながら、途上国に対するアプローチをより強化しつつ、世界の国々に働きかけ、他の友好国と一緒に案をつくっていくべきである旨の意見があった。

（拒否権による安保理の機能不全への対応）

- 安保理が拒否権によって機能しない場合に総会を中心に物事を判断する仕組みや決議など、総会をより重視していくことが重要である、また、国連の外においても有志国による仕組みをつくり、安保理の拒否権を中心とする弊害をどう変えていくか考えるべきであるとの意見があった。

(安保理の運営に関する問題への対応)

- 常任理事国だけで決めた案に非常任理事国が時間不足で従わざるを得ないといった安保理の運営の在り方は、変えていくべきである旨の意見があった。

(国連関係機関における日本人職員を増やすための方策)

- 国連関係機関の日本人職員を増やすためには、JPO（国際機関への若手人材派遣制度）の予算を増やすのがよい旨の意見があった。

【戦争防止と防衛力】

(防衛力強化の必要性)

- 世界は新たな対立の時代に入り、グローバル協力の時代へ戻ることはないと思われる現在、防衛基盤の整備が重要になっており、日本はハイブリッド戦争も想定した様々な国力を強化するとともに、同志国等と連携して集団的自衛能力を強化する必要がある、また、自ら戦う意思と能力を実践してこそ、友邦からの支援を得ることができる旨の意見があった。

(反撃能力の保有)

- 日本が侵略されないためには、外交に加え、反撃能力を保有し、対日攻撃に伴う甚大な被害を認識させることが重要である、また、反撃能力の保有は、将来あり得る東アジアにおけるミサイル削減交渉を考えた場合にも重要である旨の意見があった。
- 反撃能力については、否定すべきではないものの、中国への抑止力としては後方において必要な防衛力整備が不可欠であり、優先順位に疑問があるほか、最新装備も含めた装備内容に関する十分な説明及び論議、米国との調整を行ってから保有すべきである、また、先制攻撃になる懸念だけでなく、反撃の遅れによる犠牲についても議論すべきである旨の意見があった。
- 一方、ロシアや中国のような核大国に最前線でミサイル配備によって対抗するのは軍事戦略として無意味であり、アジアで戦う姿勢を取るのではなく、各国

と富を共有し、世界経済を牽引しながら、バランスの取れた政策を行うのが日本の利益になる旨の意見もあった。

(日米同盟と反撃能力)

- 防衛の主たる責任は米国が担うという従来の日米同盟は大きく変わり、現在は日本が攻撃されても米国は対処しない前提で物事が進んでいる中、周辺の一つの核保有国に自らミサイルを突き付けるのは日本の安全保障上マイナスであり、抑止が破綻すればウクライナのように日本の戦場化が始まるので、外交が重要である旨の意見があった。
- 一方、日米安保体制については、攻勢作戦の能力は米国、防勢作戦の能力は日本が主に担うという基本的な枠組みは変わっておらず、アジア地域の安全保障の支柱であり続け、そして、日米はお互いに努力することになっている、覇権主義的な中国の動きや、ロシアのウクライナ侵略を踏まえれば、日本の防衛力強化は必要であり、ミサイル配備は地域の現状や周辺国の勢い等を踏まえたもので地域の安全を壊すものではない旨の意見もあった。
- 日米防衛協力の実効性を確保するため、日米防衛協力の指針（ガイドライン）の見直しも必要である旨の意見があった。

(東アジアにおける平和構築)

- 核抑止は米国に任せ、日本は中国とのミサイルギャップを埋めることに注力して抑止力を強化するとともに、脅威認識を共有して猜疑心を取り払うような信頼醸成措置も同時並行的に進めていくべきである旨の意見があった。

(日本の安全保障政策の転換に関する国民的議論)

- 戦略三文書の改定による日本の安全保障政策の転換については、国民的議論が深まっておらず、リスクの有無が感覚的に分かる各現場の経験者の意見も踏まえつつ議論を深めていくべきである、また、防衛費の増額やミサイル配備等で平和が守れるのか、憲法第9条があり専守防衛が基本となる中で反撃能力の保

有は可能なのか、中国等と敵対した場合の経済への影響はどうかといったことについて議論すべきである旨の意見があった。

- 戦争になれば日本が最前線になり、危機にさらされることを納得した上で国民が今回の安保政策の転換を受け入れているのかも含め議論する必要があり、特に若者に戦争の実態を教育していく必要がある旨の意見があった。

(防衛費の増額方針の妥当性)

- 防衛費を5年間で総額43兆円に増額する方針については、最適性や効率性に関する政府の説明が不足し、今後の日本の経済力、技術力、社会構造の高齢化等を踏まえれば度を超えており、社会の体力を奪いかねないとの懸念があるほか、必要な財源を増税で賄うことに対し国民から多くの反対の声が上がっている、また、どれだけ防衛費を増額しても中国には対抗できない中で、日本の防衛費増大が近隣諸国にとって脅威となり、これまで築いてきた経済関係や社会関係が揺らぐほか、中国や北朝鮮との軍備拡大の競争が続きかねないことが懸念されており、限られた予算配分の在り方の観点からも、防衛費増額の妥当性について、より広い平場での議論が必要である旨の意見があった。
- 一方、同じ東アジアの安全保障環境の中でも、韓国の国防予算は、人口一人当たりでは日本の倍以上であり、防衛費の増額については、近隣諸国の状況も踏まえ国民の安全を担保するのに必要なもので、度を越えるものではない旨の意見もあった。
- 増額方針について各国に丁寧な説明を行い、多くの国に理解してもらうべきであるほか、防衛費増額に係る負担をお願いする国民には、納得・理解が得られるよう説明すべきである旨の意見があった。

(防衛装備品の移転の進め方)

- 国にとって防衛産業は防衛力そのものであり、顧客が防衛省のみでの防衛産業の維持、繁栄は不可能である中で、防衛装備移転三原則は変更せず、その運用方針について、救難等5分野に目的を限定しているポジティブリスト方式を変

更したり、火器や弾薬、警戒監視用レーダー、無人偵察機、対空ミサイル、地雷探知機等輸出可能な装備品を拡大したりするなどの見直しを行って柔軟に決めていく方向性がよいのではないかとの旨の意見があった。

- 日本がある国の要請に応じて装備品や経費、経済支援を行い、同国が自身の保有する殺傷兵器をウクライナに提供する「突き出し移転」や、現在日英伊で開発中の次期戦闘機（F X）に関する第三国への移転を可能にする新たな枠組みを検討し、必要となる協定や条約等を関係国と結んでいくことも考えていく必要がある、また、装備品フェアなどにおける装備品展示について防衛費からも経費を分担する必要がある旨の意見があった。
- 一方、運用方針の見直しによって殺傷能力のある装備を海外に移転できるようになれば、紛争を助長し、地域の緊張を高めるほか、平和国家としての信用を毀損することに加え、紛争地で活動する日本のNGOが狙われる等の懸念がある旨の意見があった。これに対し、武器輸出をしなければ狙われないというものではない旨の意見もあった。

（防衛装備品の輸出促進のための取組）

- 防衛装備品の輸出が進まない要因の一つが、自衛隊への納入品のままではマニュアルの英文化やブラックボックスの作成が必要なことであるので、輸出バージョンを国として制式化するべきである、また、開発費の一部国庫返還も見直し、民間企業は物をつくり、国が輸出する形にすべきである旨の意見があった。
- 今後はどのような装備が相手国の安定や産業、技術、雇用などの改善につながるかを考えて装備移転を進める必要があり、そのためのガイドラインをつくり、意見を求め、説得に回るなど大使館や大使の役割が大きくなることを踏まえ、大使館における防衛装備移転の担当を明確化するなど、トータルで改善していく必要がある旨の意見があった。

（防衛装備移転における技術流出の防止）

- ワッセナー・アレンジメントだけでは技術流出を抑えることはできず、今後、

技術ごとに保有国が集まり、どのような国への輸出を認めるか丁寧に議論していく必要がある、また、米国では、輸出できない技術に関する一種のネガティブリストを I T A R という国際武器取引規則で定めたり、議会や国防総省のエグゼクティブ・コミッティーが輸出について政治的に判断するなどしており、日本でも同様の仕組みを整備する必要があるほか、製造技術の最終過程をブラックボックス化する技術的な方法も考えるべきである旨の意見があった。

(防衛装備品の研究開発を強化する取組)

- 防衛装備品に対する研究開発費の予算を増加し、従来行ってきた研究資金の拠出に加え、新たに商業化への「死の谷」を越えるための資金援助、施設支援等を行うほか、デュアルユースが進む防衛生産、技術基盤の強化による産業全般への波及効果も期待し、米国国防総省の国防高等研究企画局（D A R P A）も参考に、大学の工学部系の研究を国家安全保障に活用できるよう総合科学技術・イノベーション会議に安全保障分野を拡大するなど、産官学の協力活動を可能にする等の仕組みづくりを進めるべきである旨の意見があった。

(セキュリティークリアランス制度)

- 世界では、技術者は一定の安全レベルを守り、信頼を得た上で一つのコミュニティとして協力することがベースになっており、日本が世界の中で一定の技術を維持していく上でも、技術者のセキュリティークリアランスが重要である旨の意見があった。

(防衛装備品の調達)

- 防衛装備品の調達では、戦後の主流であったライセンス国産は、米国等からの技術導入の困難化で終えんに向かっているため、共同国産や共同開発、独自国産を目指す必要があり、独自国産に向けては、ロッキード・マーチンの先端開発の秘密部門である「スカンクワークス」の日本版のようなものを検討してはどうかとの旨の意見があった。

（防衛装備品の製造設備の保有形態）

- 国による防衛装備品の製造施設の保有形態として「国家防衛戦略」で検討が明記された、政府が設備を所有し、企業が運用を行う米国のGOCO（Government Owned Contractor Operated）方式については、企業は初期費用が不要になり、負担が軽減されるので、他に手段がない場合に限らず、積極的に活用してほしい旨の意見があった。

（防衛産業の再編）

- 米国の防衛関連企業は、クリントン政権が再編を促した結果、35の大きな企業買収・合併が行われ、ほぼ4社に再編されており、日本でも防衛産業の再編を検討してはどうかとの旨の意見があった。
- 一方、日本の防衛産業の場合はプライムでも自社全体に占める防衛部門の割合は10%以下であり、これらを切り離して統合、再編しても巨大な軍需企業はつぐれない、そうした現実の中で防衛産業の強化を目指したのが防衛産業基盤育成のための法律案である旨の意見もあった。

（防衛基盤整備における下請け中小企業支援の在り方）

- 持続的な防衛基盤整備において、大手企業の撤退に伴い経営や技術継承の危機に直面している数多くの中小下請企業の維持は極めて重要であり、大手企業だけでなく下請け企業についても事業全体に対する防衛部門の割合や他社による代替製品の有無などを基に分野別、段階別（S 2 T 2：Sector-by-Sector, Tier-by-Tier）にリスク分析を行い、当該企業の存在が日本に不可欠と判断した場合に資金援助や合併、撤退など何らかの支援をすべきである、また、そのために必要なサプライチェーン調査について、政府が積極的に主導し、回答の努力義務を徹底する方針の下、行う必要がある旨の意見があった。
- 今後、デュアルユース技術を持つ企業が増えてくることで防衛産業の裾野が強くなっていくので、支援に当たっては、防衛産業のみならず、防衛に使える技

術かどうかという比較的幅広い視野で助成していく制度設計をしていく必要がある旨の意見があった。

(防衛産業のレピュテーションリスク)

- 防衛産業のレピュテーションリスクの解消に向けて、防衛に特化した企業に再編して事業規模を大きくしていくことのほか、より良い社会に向けて何が必要かを認識する教育や文化をつくり直していく努力が必要である旨の意見があった。
- 余りにも形式的で議論の意味がないレピュテーションリスクにこだわっていると、世界から遅れていく旨の意見があった。

(防衛装備品の標準化)

- 防衛装備品をNATOや米国保有の武器や周辺同盟国の装備等の標準に合わせ、使いやすく、輸出しやすくすれば、ビジネスだけでなく、共同訓練での供与や有事の際に他国から様々な装備の供与も受けられるようになるため、常に政府が規格を統一しながら装備品の生産活動を行う必要がある、その際、標準化が有用と思われる消耗品的なものとは異なり、周波数の問題があるほか、各国で全面オープンではない通信系については切り分けたり、別の基準をつくるなど、目的や物によって明確化すべきである旨の意見があった。

(宇宙・サイバー領域での安全保障)

- 宇宙やサイバーなどの先端領域への投資を増やし、人工衛星を使った東アジアの情報収集により日米安保を補完する取組等も考えるべきである、また、2023年1月の日米2+2の際の宇宙における攻撃に対する安保条約第5条の適用可能性についての合意を踏まえ、日本は、ファイブアイズに入れるだけのシステムとセキュリティークリアランスについて制度設計を行い、サイバーインテリジェンスを行えるようになる必要があるほか、官民の技術を共に用いて宇宙のシステムを運用する新たな制度設計をオペレーションに加え、そこへの国産技

術の取り込みも考える必要があり、また、宇宙領域に関する技術の輸出については、問題国に出さないだけでなく、例外扱いにすべきである旨の意見があった。

- アクティブサイバーディフェンスの能力や実施体制の整備を行うとともに、サイバー分野の対策を行うための法整備として、サイバー安全保障基本法（仮称）の制定を提案したい旨の意見があった。

（デュアルユースが進む中での安全保障に影響する特許の非公開制度）

- 特許の非公開制度については、民生分野での幅広い活用による発展が阻害される懸念もある中で、特許を公開する利益と非公開とする安全保障上の利益の均衡を取って制度を運用し、センシティブな技術を守るとともに、非公開でも申請がなされるよう、申請者のインセンティブを高める必要がある、最も難しい課題は非公開の是非を審査する制度設計であり、これが克服できれば制度を運用すべきである旨の意見があった。

おわりに

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、国際の平和と安定に主要な責任を負うべき国連安保理の常任理事国である核保有大国が公然と国際法違反の侵略行為を行い、国連による集団安全保障の前提を覆す国際秩序に対する深刻な挑戦と言え、国際社会が戦後築き上げてきた国際平和の基礎が必ずしも盤石ではないことが明らかとなった。

こうした中、本調査会はこの危機を正面に見据え、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」を3年間の調査テーマとして掲げ、1年目については、戦争防止のための要件、軍縮・不拡散、国連改革、持続的な防衛基盤整備の在り方について調査を進めてきた。

1年目の調査では、戦争防止に向けた国際法、外交、防衛力の課題と具体的な取組の在り方、実効性ある核軍縮・不拡散を推進するためのNPT体制の在り方と核兵器禁止条約の役割、様々な軍縮の推進における人道規範の意義、安保理改革のほか現行国連憲章の範囲内でも可能な国連改革の必要性、我が国の防衛政策及び防衛産業の在り方等について、様々な論点が浮き彫りとなった。

本調査会が掲げる3年間の調査テーマは、国際政治の本質に関わる問題でもあり、広範多岐にわたる分野の調査を必要とするものである。したがって、本調査会は、2年目以降、本中間報告の論点整理も踏まえつつ、政治・外交、経済、軍事など様々な切り口から、戦争と平和の問題を解決していく上で求められる新たな国際秩序の構築に向けて、多国間、同志国間、二国間等の多様な枠組みによる取組をいかに組み合わせることが効果的であるのか、更なる調査を進めていきたい。

参考 主な活動経過

国会回次及び年月日	調査会の主な活動等
<p>第210回国会（臨）</p> <p>令和4年10月3日</p> <p>12月10日</p>	<p>・本会議において外交・安全保障に関する調査会設置</p> <p>・調査会長の選任（猪口邦子君（自民））</p> <p>・理事の選任</p> <p>・今期調査テーマの決定「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」</p>
<p>第211回国会（常）</p> <p>令和5年2月8日</p> <p>2月15日</p>	<p>・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、戦争防止のための要件）</p> <p>（参考人）</p> <p>同志社大学法学部教授</p> <p style="text-align: right;">浅田正彦君</p> <p>香川大学法学部客員教授・上智大学大学院講師</p> <p style="text-align: right;">植田隆子君</p> <p>元海上自衛隊自衛艦隊司令官</p> <p style="text-align: right;">香田洋二君</p> <p>・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMCT・INF・新START））</p> <p>（参考人）</p> <p>内閣府原子力委員会委員長代理・元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使</p>

佐野利男君

公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長

戸崎洋史君

長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授

鈴木達治郎君

2月22日 ・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等））

（参考人）

青山学院大学名誉教授・神奈川大学特任教授

羽場久美子君

国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表

土井香苗君

中央大学総合政策学部教授

目加田説子君

4月12日 ・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化））

（参考人）

東京大学名誉教授

北岡伸一君

公益財団法人国立京都国際会館理事長

明石康君

	<p>国際基督教大学特別招聘教授・元国際連合日本政府代表部特命全権大使・常駐代表</p> <p style="text-align: right;">吉 川 元 偉 君</p>
4月26日	<p>・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、持続的な防衛基盤整備の在り方）</p> <p>（参考人）</p> <p>前内閣官房国家安全保障局国家安全保障参与・元マレーシア駐箚特命全権大使</p> <p style="text-align: right;">宮 川 眞喜雄 君</p> <p>拓殖大学顧問</p> <p style="text-align: right;">森 本 敏 君</p> <p>公益財団法人未来工学研究所研究参与</p> <p style="text-align: right;">西 山 淳 一 君</p>
5月17日	<p>・委員間の意見交換（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」）</p>
6月7日	<p>・調査報告書の決定及び議長への提出</p> <p>・本会議において報告を申し出ることの決定</p>